

9月6日(水曜日)午前9時30分開議

議事日程(第1日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 認定第1号 平成6年度可児市水道事業会計決算認定について  
議案第64号 平成7年度可児市一般会計補正予算(第2号)について  
議案第65号 平成7年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について  
議案第66号 平成7年度可児市北姫財産区特別会計補正予算(第1号)について  
議案第67号 平成7年度可児市老人保健特別会計補正予算(第1号)について  
議案第68号 平成7年度可児市自家用工業用水道事業特別会計補正予算(第1号)について  
議案第69号 平成7年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について  
議案第70号 平成7年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について  
議案第71号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第72号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第73号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第74号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第75号 字区域等の変更について  
議案第76号 可茂広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第5 請願5号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書
- 日程第6 発議第7号 核実験の中止と核兵器の全面的撤廃を求める意見書

---

会議に付した事件

日程第1から日程第6までの各事件

---

議員定数 26名

---

出席議員 (26名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
------	----	------	----

1番	肥田正志君	2番	伊佐治昭男君
3番	橋本敏春君	4番	吉田猛君
5番	柘植定君	6番	森茂君
7番	川手靖猛君	8番	山下友治君
9番	富田牧子君	10番	鈴木健之君
11番	加藤新次君	12番	太田豊君
13番	芦田功君	14番	村上孝志君
15番	亀谷光君	16番	近藤忠實君
17番	渡辺朝子君	18番	可児慶志君
19番	河村恭輔君	20番	渡辺重造君
21番	勝野健範君	22番	松本喜代子君
23番	奥田俊昭君	24番	田口進君
25番	林則夫君	26番	澤野隆司君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	山田豊君	助役	山口正雄君
収入役	小池勝雅君	教育長	渡邊春光君
総務部長	大澤守正君	民生部長	可児征治君
経済部長	奥村主税君	建設部長	曾我宏基君
水道部長	堀江智君	福祉事務所長	高橋卓二君
教育部長	宮島凱良君	秘書課長	長瀬文保君
総務課長	奥村雄司君	環境センター 建設推進室長	古田晴雄君

出席議会事務局職員

議会事務局長	佐橋郁平	係長	籠橋義朗
書記	高野志郎	書記	脇坂忠志
書記	丹羽邦江		

---

議長（奥田俊昭君） 皆さん、おはようございます。

9月に入りましてめっきり朝夕涼しくなり、過ごしよくなってまいりました。そうした中で、皆様方には御健勝でお暮らしのこととお喜びを申し上げます。

本日、平成7年第4回可児市議会定例会を招集されましたところ、議員各位におかれまして御参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

---

#### 開会及び開議の宣告

議長（奥田俊昭君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しております。これより平成7年第4回可児市議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 皆様、おはようございます。

本日、平成7年第4回可児市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、極めて御多忙のところ定刻に御参集を賜り、まことにありがとうございます。

9月に入りまして朝晩は幾分涼しくなっておりますものの、日中はまだかなりの日差しが続いております。議員皆様におかれましては、ますます御健勝の御様子、まずもってお喜び申し上げます。晴天続きから、ようやく周期的に降雨が見られるようになりましたが、依然として水源地の岩屋ダム上流にまとまった降水量がなく、水不足の状況は続いており、市民皆様に節水をお願いしているところでございます。議員皆様方におかれましても御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、花フェスタを契機に始まりました北マリアナ諸島連邦ロタ島との交流につきましては、去る8月19日より4日間、関係皆様の御協力を得て、私を初め市職員及び市内の中学・高校生一行17名がロタ島を訪問し、可児市とロタ島との友好都市提携に関する協定書の締結をいたしました。さらには、可児の子供たちも島民皆様の心温まる歓待を受け、英会話、自然体験、友好交流にと、実り多い研修となりました。ここに謹んで御報告申し上げますとともに、可児市にとりましても市史の新たな1ページを開くものであり、今後とも可児市民とロタ島民との間で友好親善を築き、相互理解をより深め、お互いの地域の発展のため努力を重ねてまいりたいと存じますので、議員皆様におかれましても、御支援、御協力のほどお願い申し上げます。

さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、決算の認定に関するもの1件、予算に関するもの7件、条例に関するもの4件、その他の案件2件の合計14件でございます。詳細につきましては後ほど御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

議長（奥田俊昭君） 次に、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

議会事務局長（佐橋郁平君） それでは、諸報告を申し上げます。

議長会の関係でございます。8月24日、第225回岐阜県市議会議長会が関市で開催されました。概要につきましては、お手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 以上をもって、諸報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（奥田俊昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において13番議員 芦田功君、14番議員 村上孝志君を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

議長（奥田俊昭君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月25日までの20日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 御異議がないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月25日までの20日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告について

議長（奥田俊昭君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されました事件について、同条第2項の規定により報告する書類が提出されました。それぞれお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

---

#### 認定第1号及び議案第64号から議案第76号までについて（提案説明）

議長（奥田俊昭君） 日程第4、認定第1号及び議案第64号から議案第76号までの14議案を一括議題といたします。

提出議案に対する市長の説明を求めます。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 認定第1号は、平成6年度可児市水道事業会計の決算認定でございます。これは、地方公営企業法第30条第4項の規定により別冊の監査委員の意見をつけて決算

の認定をお願いするものでございます。

まず業務内容について説明申し上げます。

平成6年度末の給水人口は8万6,473人となり、前年度末に比べ1,846人、2.2%の増。給水件数は2万4,366件となり、前年度末に比べ696件、2.9%の増となりました。一方、年間給水量は1,011万373立方メートルとなり、前年度に比べ43万5,115立方メートル、4.1%減少しました。また、年間有収水量も909万1,693立方メートルで、44万7,866立方メートル、4.7%の減少となりました。この結果、有収率は89.9%となり、前年度に比べ0.6ポイントダウンとなりました。

次に経営面でございますが、平成6年度水道事業収益は消費税を除き18億5,766万8,469円となり、前年度に比べ1.9%の減となりました。これは、主に湯水により事実上の給水制限を余儀なくされ、夏季以降の給水量が大きく落ち込んだことによるものであります。

主な収入は、給水収益16億7,102万9,250円、一般会計からの補助金1億2,374万9,000円、預金利息3,425万8,444円などでございます。事業費用は消費税を除き20億9,508万1,769円となり、前年度に比べ4.4%の減となりました。主な支出は受水費10億7,869万1,412円、減価償却費4億6,065万4,438円、支払利息1億8,461万2,310円、職員給与費1億1,493万6,954円、資産減耗費4,604万5,261円などでございます。この結果、収支差し引き2億3,741万3,300円の純損失となり、昨年度に引き続いての赤字決算となりました。なお、欠損金は、前年度からの繰り越し分と合わせて10億6,455万6,786円となりました。この処理としましては平成7年度に繰り越すこととし、一般会計からの繰入金や、なお一層の経営の合理化などで赤字の解消を図ってまいります。

続きまして、資本的収支について御説明申し上げます。

収入は12億2,723万9,226円となり、前年度に比べて184.9%の大幅な増となりました。支出におきましては、9億544万4,151円となり、前年度に比べ20.0%の減となりました。支出の内容は主に道路改良、下水道事業に伴う大小60件の配水管布設、同布設がえ工事でございます。この結果、資本収支では差し引き3億2,179万5,075円の収支余剰を生じましたが、これは前年度から繰り越した約5億円の負担金収入によるものであり、実質上は約1億8,000万円の不足となっております。なお、平成6年度末の減債積立金は8,849万2,670円、建設改良積立金は1億1,586万9,485円でございますが、企業債未償還残高が33億2,027万6,766円ありますので、これらの償還財源として、また平成7年度の資本的収支が当初予算ベースで2億300万円不足する見込みであり、これの補てん財源とする予定でございます。

以上で、平成6年度の水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第64号平成7年度可児市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,400万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を218億6,300万円とするもの及び既定の債務負担行為、地方債の補正でございます。主な内容は、ふるさと市町村圏基金出資金、防火水槽新設事業、（仮称）市コミュニティーセンター改修事業、やすらぎ

の森整備事業等であります。

議案第65号 平成7年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、事業勘定及び直診勘定において歳入歳出それぞれ8,541万9,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を32億3,161万9,000円とするものでございます。その主な内容は、療養給付費の増及び老人保健医療費拠出金であります。

次に議案第66号 平成7年度可児市北姫財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ124万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を2,534万円とするものでございます。その主な内容は、土地改良事業における繰出金等であります。

次に議案第67号 平成7年度可児市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ3,368万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を37億5,728万円とするものでございます。その主な内容は、老人医療費の確定に伴う一般会計繰出金であります。

議案第68号 平成7年度可児市自家用工業用水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ28万2,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれの合計を1億3,871万8,000円とするものでございます。その主な内容は、愛知用水二期事業建設負担金の増に伴い一般会計繰出金を減額するものであります。

議案第69号 平成七年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,635万4,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を37億2,505万4,000円とするもの及び既定の地方債の変更でございます。その主な内容は、広見及び下切地区汚水幹線管渠築造工事費であります。

次に議案第70号 平成7年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ4,755万4,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を3億2,915万4,000円とするもの及び既定の地方債の変更でございます。その主な内容は、広見東地区の面整備であります。

議案第71号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員災害補償法の改正により、介護補償制度の創設及び遺族補償年金の支給水準の改善を行うものであります。

議案第72号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害派遣手当について、国の基準の一部改正により市に派遣された職員の手当の限度額を引き上げるものであります。

議案第73号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、精神保健法の改正により軽自動車税の減免の規定について改定するもの、及び地方税法の改正により阪神・淡路大震災被災者の負担の軽減を図るため、大震災に係る固定資産税の軽減特例を設けるものであります。

議案第74号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により遺族補償年金の支給基準を改定するものであります。

議案第75号 字区域等の変更につきましては、県営土地改良事業（東帷子工区）の施行により、東帷子における一部の字区域を変更するものであります。

議案第76号 可茂広域行政事務組合規約の変更につきましては、関係市町村の地域の振興のための事業の推進に資するため、ふるさと市町村圏基金を設置するものであります。

詳細につきましては、総務部長より御説明申し上げますが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（奥田俊昭君） 続いて、総務部長から認定第1号を除く13議案の詳細な説明を求めます。

総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは、議案の説明を申し上げます。

資料番号1、4、5、6、7で説明をさせていただきます。

まず予算関係でございます。

議案第64号の一般会計補正予算でございます。資料番号4の1ページをお開きいただきたいと思っております。

1条で、既定の予算総額にそれぞれ3億8,400万円を追加し、218億6,300万円の総額にするものでございます。それにあわせまして、2条で債務負担行為の補正、それから3条で地方債の補正を行っております。

2ページをお開きいただきたいと思っております。

まず歳入の部でございます。

分担金、負担金の関係で、分担金の45万5,000円の補正でございますが、これは市単土地改良事業、あるいは県単土地改良事業のある程度の額の確定等によります減額、それから集落環境保全整備事業、これは急傾斜地の小規模のものでございますが、その関係で補正をいたしまして、差し引きで45万5,000円の補正でございます。

それから11の国庫支出金、国庫補助金でございますが、社会教育費の補助金の減額が多くございます。これが1億3,520万6,000円。これは長塚古墳の土地を買収して整備をする予定でございましたが、文部省の方の予算がつきませんでしたので、ここで減額をさせてもらうものでございます。そのほか道路橋梁費、あるいは消防施設の補助金等のプラスがございまして、差し引き9,437万1,000円の減額でございます。

次に12の県支出金、県補助金の方でございます。これは清掃費補助金として、大森の瓦れき処分場の方に県の振興補助金が1,000万円。

それから県単土地改良事業として、小淵ため池の方に1,100万円等つきましたが、そのほか先ほどの社会教育費の補助金、県の方の補助金等の減額がありまして、差し引き132万3,000円の補正をするものでございます。

それから3の委託金でございますが、国勢調査等の委託金のある程度の確定により、その調整で83万7,000円の減額をするもので、県支出金合わせて48万6,000円の補正でございます。

次に財産収入でございます。財産運用収入でございますが、これは土地の貸し付けによるものでございますが、可児駅の元の貨物のホームの、市有地になっておりますが、その土地の下水に伴う現場の資材等の置き場として貸し付けるものでございます。そういったものが入りまして76万 7,000円。

それから財産売却収入、これは県道多治見・八百津などで4件ございますが、そのほか市道の改良に伴います替え地等、合わせまして5件ほどでございますけれども1億 4,281万 5,000円の売却収入でございます。

合わせまして1億 4,358万 2,000円の補正でございます。

14の寄附金でございます。社会福祉関係で6件、それから社会教育関係で2件、総務管理の関係で1件、合わせまして9件ございまして、265万 2,000円の補正でございます。

それから15の繰入金でございますが、基金繰入金、これは財政調整基金の繰り入れ、これは収入の不足する分を財調で補うものでございまして、これが1億 326万 1,000円。

それから帷子地域の振興基金で100万、合わせまして1億 426万 1,000円。

財産区繰入金、これは北姫財産区の関係でございますが、自衛消防関係、あるいは土改良事業関係等の繰り入れによりまして624万円。

それから特別会計繰入金、これは老人保健特別会計、それから国民健康保険、それから自家用工業用水道事業の特別会計、そういったものを差し引きしまして3,347万 2,000円の増でございます。

合わせまして、繰入金1億 4,397万 3,000円でございます。

繰越金でございます。3ページにまいります。これは6年度決算で繰越金が確定いたしましたので7,667万 8,000円。繰越金合計になりますが、4億 2,667万 8,000円ということになります。

諸収入でございます。受託事業収入でございますが、これは在宅寝たきり老人の歯科保健に対する対策事業費として受託収入があるものでございます。46万 2,000円。

それから雑入でございますが、これはいろいろありますけれども、主なものとしては福祉医療費の過年度精算とか、あるいは夏祭りの関係で地域活性化センターの方から参りました補助金等、合わせまして998万 3,000円ということでございます。

それから次の市債でございますけれども、道路橋梁事業の関係で4,000万、それからふるさと市町村圏基金の出資金の関係で6,070万。合わせまして1億70万ということでございます。

補正額を合わせまして3億 8,400万円、総額が218億 6,300万円ということでございます。

次に4ページにまいりまして、歳出でございます。

まず総務費関係でございますが、総務管理費、これは元豊田合成、フェニックスサンコーの跡地でございますが、先ほど市長も申しました(仮称)コミュニティーセンターということで、会議室等を設けるといふようなことから改修をするということ。それにあわせて、現在、会議室等が庁舎等が少なくなっておりますので、総合会館をうまく利用するといふよ



うなことから、そちらの方の関係もあわせて今入っております団体等の話も進める中で、改修を進めてまいるというものでございます。これに約 4,000万でございます。

それから、ふるさと市町村圏基金の方の出資金を合わせまして1億 834万 6,000円。

それから徴税費でございますが、これは還付金でございます。ほとんどが法人税でございまして、既に今までに相当の決算において還付金の必要になってきておる法人が多くございまして、あと 1,392万 4,000円ほどを補正させていただくということでございます。5の統計調査費でございますが、これは国勢調査費の委託金との関係で調整をしたものでございます。72万 1,000円の減額。

合わせまして、総務費1億 2,154万 9,000円の補正でございます。

次に3の民生費でございますが、そのうちの社会福祉費、これは寄附金による地域福祉基金への積み立てで 111万円ほどのほか、あと心豊かな福祉のまちづくりと申しますか、障害者等への配慮した改良ですけれども、エレベーター、あるいは自動ドア、トイレの改修とか、そういったものを中心にしておりますが、合わせまして 244万 9,000円。

それから児童福祉費でございますが、これは帷子児童センターの営繕工事の関係で、屋根の防水で関係でございます。20万円。

それから生活保護費3万円ですが、これは国の補助の方の内示により調整をしたものでございます。

合わせまして、民生費が 267万 9,000円の補正でございます。

次に4の衛生費でございますが、保健衛生費、これは集団予防接種でありましたのが個別の接種に変わりましたので、それに伴います医師の負担が多くなってきたわけですが、そういったことに伴います報酬額等の増等でございます。

それから2番の清掃費でございますが、環境センター関連の用地の買収費でございます。これが 712万 8,000円。

合わせまして 1,806万 2,000円でございます。

それから6の農林水産業費、農業費でございますが、小淵ため池の工事関係、その他土地改良関係の事業等の差し引き、相殺しまして 2,816万 3,000円。

それから林業費でございますが、これはやすらぎの森、あるいは西山林道、それから集落環境保全事業等、合わせまして 7,955万円。

合わせて、農林水産業費1億 771万 3,000円の補正でございます。

次に7の商工費でございます。これは環境ガイドブックの印刷部数の減ということで 154万 5,000円の減をさせていただくものでございます。

次に5ページの8の土木費でございます。まず道路橋梁費でございますが、道路橋梁の改良と申しますか、二野・大森線とか、あるいは今渡・坂戸線のほか、市内の道路改良に伴います土地の購入費、そういったもろもろで 2億 6,882万 5,000円。

それから都市計画費でございますが、ふるさと川公園の用地費、それから可児・金山線の修景事業を行いました。そういった関係での用地の買収をする必要がなかった等の減額等

がございまして、差し引きしまして 635万円の補正でございます。

合わせまして、土木費 2億 7,517万 5,000円の補正でございます。

次に消防費でございます。防火水槽の新設でございます。4カ所を予定しております。それに消防車庫等の修理・改良等がありまして、合わせて 3,289万 4,000円の補正でございます。

次に10の教育費でございます。まず教育総務費ですが、嘱託職員の社会保険料の関係で必要になってまいりまして 440万 3,000円。

それから中学校費では、広陵中学校の擁壁工事が主なものでございます。424万 9,000円。

それから幼稚園費でございますが、瀬田幼稚園の給食室の備品関係の費用でございます。50万円。それから社会教育費、これは先ほども収入の方で申しました長塚古墳の土地購入費の方で減額が多くございまして、それとあわせまして久々利八幡神社の修理補助金の減額等、合わせて 1億 8,480万 7,000円の減額でございます。

それから、保健体育費は海洋センターの補修等で 312万 8,000円の増でございます。

合計、最初の方が 3億 8,400万円、予算総額は歳入の方と同じでございます。

次の6ページをお願いします。

債務負担行為の方でございます。ふるさと市町村圏基金出資金、7年度から8年度までということで 7,150万 5,000円の限度額を定めるものでございます。7年度につきましては、この補正の方で既に予定をいたしておりますので、いわゆる8年度分に当たる分でございますが、2年間で 1億 4,300万円の出資金をする予定のものでございます。

次の7ページの地方債の補正でございます。ふるさと市町村圏基金出資事業に 6,070万円、利率としては6%ということで、この前の 1億 4,300万円のことしの分 7,150万 5,000円に対する起債の許可額が 6,070万円ということで、地方債の補正をするものでございます。

以上、一般会計の方を終わらせていただきます。

次に、資料番号5の方をお願いいたします。

まず1ページでございます。

議案第65号の国民健康保険事業の特別会計の補正予算(第1号)でございます。

既定の予算にそれぞれ 8,360万 3,000円を追加いたしまして、総額 31億 9,020万 3,000円とするものでございます。これは事業勘定の方でございますが、直診勘定の方においても 181万 6,000円を追加いたしまして 4,141万 6,000円とするものでございます。

次の2ページの方をお願いいたします。

事業勘定の歳入でございます。

国庫支出金として、国庫負担金 857万 1,000円、これは老人医療費拠出金でございます。

それから国庫補助金 555万 5,000円、これは国民健康保険の特別対策費の補助金でございます。これは収納率の向上のために充てる補助金でございます。

合わせまして、国庫支出金 1,412万 6,000円。

繰越金が 6,947万 7,000円、これは決算の確定によるものでございます。

それから歳出の方に移ります。3ページでございます。

総務費でございます。総務管理費、これは事務費関係の費用でございますが、調整交付金のシステム購入、パソコンのソフトの方でございますが、28万4,000円の補正。

それから徴税費で396万4,000円。

合わせまして424万8,000円の補正でございます。

それから2番の保険給付費、療養諸費でございますが、これは診療報酬の保険者負担分でございます。941万5,000円。

それから老人保健拠出金、これは老人医療保健の拠出金でございます。2,191万3,000円。

それから5の保健事業費、これは健康体操ビデオの制作費で125万円。

次に諸支出金でございますが、これは国庫補助金の精算で還付するもの等ございまして、4,677万7,000円でございます。

次のページに直診勘定がございます。4ページをお願いいたします。

繰越金、歳入の方でございますが181万6,000円。これは、前年度の決算の確定によるものでございます。

歳出の方でございます。

医薬費として6万4,000円。これは先ほども申しました予防のワクチン等が個別に行われる関係で薬品の保冷庫が必要になりまして、その購入費の不足する分を補正したものでございます。

予備費で175万2,000円、これは収入との関係で、残金を予備費の方へ持っていきまして調整を図ったものでございます。

歳出歳入ともに181万6,000円ということで、予算総額4,141万6,000円ということでございます。

次に13ページをお願いいたします。

議案第66号 北姫財産区特別会計予算の補正(第1号)でございますが、予算総額に124万円を追加いたしまして、それぞれ2,534万円とするものでございます。

14ページの方で歳入歳出の説明をいたします。

まず歳入でございます。繰入金、これは基金繰入金でございますが、北姫財産区の財産区基金からの繰入金でございます。129万1,000円。

それから繰越金、これは決算の確定によるもので、5万1,000円の減額でございます。

合わせて124万円でございます。

歳出の方でございます。

総務費の総務管理費で500万円の減額でございますが、これは下刈り人夫賃の減額でございます。当初580万円ほど組んでありましたが、80万円にするものでございます。

それから諸支出金で、一般会計の方への繰出金でございます。自衛消防のポンプの購入関係、それから土地改良関係、合わせまして624万円、差し引き124万円の補正でございます。

予算総額2,534万円でございます。

次に19ページをお願いいたします。

それから議案第67号 老人保健特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の予算に 3,368万円を追加いたしまして、それぞれ37億 5,728万円とするものでございます。

次の20ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、支払基金交付金、これは6年度の精算でございますが、岐阜県社会保険診療報酬支払基金という、これは医者にかかった報酬をプールで処理しておる基金でございますが、そこからの交付金 934万 5,000円でございます。

それから国庫支出金、国庫負担金で、これも医療費負担金の6年度精算分でございます。2,266万円。

それから県支出金、県負担金、これも国庫と同じものでございます。6年度の精算分の医療費負担金95万 1,000円でございます。

繰越金は確定によるもので72万 4,000円の補正。

合わせまして 3,368万円の補正でございます。

歳出の方は、諸支出金、繰出金でございます。いろいろ保険等、あるいはその他から交付金等入ってまいります。その不足する分一般会計の方から繰り出してありますので、そちらにより補てんされた分を今度は一般会計へ戻す形になりまして、一般会計への繰出金 3,368万円でございます。

歳入歳出ともに37億 5,728万円でございます。

次に25ページをお願いいたします。

議案第68号の自家用工業用水道事業の特別会計の補正予算（第1号）でございます。

既定の予算から28万 2,000円を減額いたしまして、それぞれ予算総額を1億 3,871万 8,000円にするものでございます。

次の26ページの方で御説明申し上げます。

歳入でございます。

繰越金が確定しまして、28万 2,000円の減額になったわけでございます。したがって、1億 3,871万 8,000円に予算総額はなります。

その結果、歳出の方でございます。

水道費、これは愛知用水の二期事業等の負担金の増加が参りましたし、その結果で、その不足する分を一般会計への繰り出しを減額いたしました。差し引きしまして7万円ということでございます。

それから予備費、これはそれぞれ収入との調整を予備費でしましたので、予備費で35万 2,000円の減額と。

合わせまして28万 2,000円の減額。

予算総額は歳入歳出それぞれ同じでございます。

次に31ページをお願いいたします。

議案第69号 可児市公共下水道事業の特別会計の補正予算（第3号）でございます。

既定の予算に2億5,635万4,000円を追加いたしまして、それぞれ37億2,505万4,000円とするものでございます。

2条の方で地方債の補正が規定されております。

32ページの方で御説明いたします。

まず歳入でございます。

国庫支出金の国庫補助金でございます。これは国の2次補正によるものでございますが、補助対象事業の2分の1補助ということで、一般分で6,500万、宅地関連事業で3,000万。合わせまして9,500万円の補正をするものでございます。

県支出金260万ですが、上の国庫補助対象の関係と同じ性質のもので、それぞれ県の補助率によって来るものでございます。260万円。

それから繰越金の確定によります4,927万円の増の補正でございます。

それから諸収入、これは雑入でございますが、消費税の還付でございます。338万4,000円。これは建設が進んでおりますので、建設に係る消費税と使用料で入ってまいります消費税との差が出ますので、それによって還付の方が多く生ずるということでございます。

市債でございます。事業増によるものの関係で、それに対する起債をするものでございます。1億610万円。

以上、合わせまして歳入2億5,635万4,000円の補正でございます。

歳出でございます。

次のページで、下水道事業費、下水道施設費でございます。2億5,635万4,000円、これは広見汚水幹線、それから下切汚水幹線の工事関係、それから上水道工事の負担金、それから木曾川右岸流域上水事業負担金等、合わせまして2億5,635万4,000円の補正でございます。

次のページへお願いしたいと思っております。34ページ、地方債の補正でございます。

補正前が17億6,080万円でしたが、18億6,690万円、1億610万円の増ということで、条件等は変更ございません。

次に議案第70号でございますが、41ページをお願いいたします。

特定環境保全公共下水道事業特別会計の補正（第2号）でございますが、既定の予算に4,755万4,000円を追加し、それぞれ3億2,915万4,000円にするものでございます。なお、これにつきましても地方債の補正がございます。

次の42ページをお願いいたします。

歳入の方ですが、国庫支出金、国庫補助金でございますが1,500万円。これは国のやはり2次補正の関係についてまいりまして、事業費3,000万円の2分の1でございます。1,500万円。

それから県支出金、県の補助金ですが、同じ事業に対する県の補助金60万円。

それから繰越金、これは1,554万2,000円

それから諸収入でございますが、雑入、これも消費税の還付によるものでございます。381万2,000円。

それから市債でございますが、1,260万円、これは事業費の増加に伴う起債の増でございます。

合わせまして4,755万4,000円の増額補正するものでございます。

それから歳出の方でございます。これもほとんどが管渠の布設工事でございます。広見東特環の関係の工事費でございます。4,755万4,000円。

歳入歳出合わせまして3億2,915万4,000円の総額になったわけでございます。

次の44ページに地方債の補正でございます。補正前が1億20万円が、補正後で1億1,280万円、1,260万円の増でございます。条件等は変更ございません。

以上、補正予算関係を終わらせていただきます。

次に、資料番号1の議案書の方へ戻っていただきまして、5ページの方をお願いいたします。

議案第71号でございますが、資料の方の6番の方も御一緒に見ていただきながら御説明したいと思っております。

議案第71号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、この改正の方の中ほどに「介護補償」という字句が出てきておりますが、新たに介護補償を設けたということで、入院とか施設等へ入所してないで介護が必要とする、そういった場合にその介護者に対する補償として、介護補償を新たに設けたものでございます。

それから5ページの下の方に、6行目あたりからですが、12条第1項というところからですけれども、ここで数字が「193」を「201」とか、そういうふうに変更しておるところがございまして、これは遺族補償年金の水準を改善したものでございますけれども、遺族補償年金の額は、遺族の人数によってそれぞれ補償基礎額にこの倍数を掛けることになっておるわけでございますが、今までが、1人の場合は153倍、これは、今回改正はございません。2人の場合は193が201倍、3人の場合は212倍が223倍、4人の場合は230が、4人以上はもう245倍ということで、5人、6人はその倍数を掛けるということで改善をされたものでございます。

それから一番下の行に、かかる改正の関係は、資料の方の(2)にございますように、子供等の年齢要件が、今までは18歳に達しますとそこで補償の打ち切りとか、そういうのが発生したわけですが、例えば高校へ行っておっても、まだ扶養義務が必要であるというようなことから、その学年の終了するまで翌年の3月31日までに18歳に達する者はすべてそういった遺族補償等の対象にする年齢の改正でございます。

それから、そのほか「福祉施設」という言葉でいろんな補償制度、あるいはそういったことについて「福祉施設」という字句で用いてきておりましたが、事業を拡充したこととあわせて、すべてを「福祉事業」という名称に改めたところでございます。

それともう一つは、次の6ページにございますが、「20,000円」を「10万円」というのがありますけれども、これは虚偽の申告等をしたような場合、今まで2万円の罰金であったのを10万円に改めるということでございます。

なお、この改正は来年の4月1日からでございますが、ただ遺族補償の倍率の改正につきましては、7年の8月1日以後の期間に係る補償年金の額について改正するという規定でございます。

次に、7ページの議案第72号でございます。可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。「4,000円」を「6,620円」に改めるというのがありますが、これは災害があった場合、国、あるいは県等から派遣される場合があるわけですが、それに対する手当の支給額の限度額でございます。細かくは、滞在する日数とか、あるいは宿泊する施設等によって金額が段階的に定められておるわけでございます。

次に8ページでございます。

議案第73号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、一つは精神障害者の関係法律が改正されまして、今までですとこういった方の歩行困難等などによって軽自動車を持っておった場合は、それを証する証書といいますが、証明書が必要であったわけですが、今回からは、その精神保健法の改正によりまして、精神障害者保健福祉手帳というのができたようございまして、それを提示すれば証明書は要らないということになるわけでございます。一般的には、障害者の関係ですと障害者手帳というのがありまして、それを提示すると、それと同じような仕組みになったわけでございます。

それからもう一つは、阪神・淡路大震災の被害を受けた方で、償却資産、あるいは建物に被害を受けられた方が新たに代替資産、あるいは代替えの建物を購入、あるいは建てられた場合の減免の措置でございます。これは平成10年1月1日までにそういった取得、または建築された場合に適用されるわけですが、これも来年度の税から適用されることになるわけでございます。代替資産の場合はそれに相当する代替資産の評価に対する税額でございますが、これが3年間2分の1、それから家屋につきましては、損壊、あるいは滅失しました家屋の相当する面積部分についての評価に対する税額の2分の1を3年間減額すると、そういうものでございます。

次に10ページでございます。

議案第74号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

これは、先ほどの議会議員さん方の公務災害と同じように、遺族補償の部分の支給を変えらるものでございますが、これには介護補償の関係はまだついておりませんが、法律で直接行う地方公務員等災害補償法との関係と異なりまして、消防団員の方は基金制度を設けておりますので、そちらの関係との調整で、まだ全国的な調整が図られてないということから、まだその改正の方は、ちょっと先送りになる形をとっておるようでございます。

次に11ページでございます。

議案第75号 字区域等の変更でございます。

これは資料の7番の図面、それから裏に変更の大略というのがございますが、帷子地域のうち、東帷子の地域の土地改良がほぼ完了になるわけでございますが、それに伴って、今まで入り組んでいた字をそれぞれ道路とか新しい道路、水路等に沿って、その入り組んでいた字を隣接する字に変更するものでございまして、議案の方の調書の地番、それがこの大略のようなふうで、それぞれ一部がそれぞれの字の方へ変更するというものでございます。

次に最後の15ページでございますが、議案第76号 可茂広域行政事務組合の規約の一部変更でございます。これは先ほど予算にも出てまいりましたが、ふるさと市町村圏基金の設置を広域組合の方で設けまして、そこへ出資するというところでございますが、その規定を一つ加えるものでございます。ただ、ここで以前のこの第3条の別表の関係が項の方式をとっていきまして括弧がなかったわけですが、それを号の方式をとることにいたしましたので、別表をそっくり変えるということで、今までは、この(4)までは既に規定をされておるところでございまして、(5)番の市町村圏基金の設置及び管理運営に関する事務という新たな事務をつけ加えるという規定を追加するものでございます。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

議長（奥田俊昭君） 以上で提案説明は終わりました。

---

請願5号について（提案説明・委員会付託）

議長（奥田俊昭君） 日程第5、請願5号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員による提案理由の説明を求めます。

9番議員 富田牧子さん。

9番（富田牧子君） 議長より御指名をいただきましたので、請願の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

学習指導要領の早期見直しを求める請願書。

請願の趣旨、学校5日制が導入されながら指導要領は依然として従来の6日制を基本としています。そのため、学校では諸行事を減らしたり、「ゆとり」の時間に上乘せしたりなど、授業時数の確保が大変になっています。その結果、子供たちの社会性の発達に欠かせない仲間との交流の時間や、みんなで話し合い協力して実行していく自主的な力を育てる時間が削減されることになってしまいました。また、小学校の低学年から学習量が過大であるため、学習内容が理解できず、学ぶことが嫌になり、意欲を失ってきています。こうしたことも、いじめを引き起こす要因となってきています。そこで、小学校1年生から「わかる喜び」を奪い、多くの勉強嫌いの子供を生み出し、基礎的な学力さえも身につけられない現行学習指導要領の早期見直しを強く求めます。以上です。

議長（奥田俊昭君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

それでは、ただいま議題となっております請願5号については、文教民生委員会にその審



査を付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

議長（奥田俊昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発議第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第6、ただいま配付いたしました発議第7号 核実験の中止と核兵器の全面的撤廃を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

25番議員 林 則夫君。

25番（林 則夫君） 議長から御指名をいただきましたので、発言をさせていただきます。

テレビ等が報ずるところによりますと、けさフランスの核実験が実施されたというふうについておりますけれども、私は地球の破壊を防ぎ、そしてまた、地球全人類の存亡にかかわる視点から、あえて提案をさせていただきます。

また、この意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、朗読をいたします。

核実験の中止と核兵器の全面的撤廃を求める意見書（案）。

フランス政府は、国際的世論の反対表明にもかかわらず本日南太平洋ムルロワ環礁での核実験を強行しました。また、中国政府は、核実験を継続しているところである。広島、長崎での原爆投下による悲惨な状態を経験した世界で唯一の国民として、我々は今回の両政府の暴挙を許すことはできない。

本市は、平和憲法を擁護し、また「非核三原則」を厳守する立場から平成5年6月22日に非核平和都市を宣言したところであり、世界的課題である核軍縮の流れに逆行する今回の暴挙は、過去の人類の誤りを反省していないものとして、まことに遺憾である。

よって、政府におかれましてはフランス、中国両国政府に対し、核実験を中止するよう厳重に抗議し、今後いかなる国においても核実験の中止と核兵器の全面的撤廃をするよう強く働きかけることを要求する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。平成7年9月6日、内閣総理大臣、外務大臣様。岐阜県可児市議会。

発案書。核実験の中止と核兵器の全面的撤廃を求める意見書（案）。

上記事件について、別紙のとおり発案する。平成7年9月6日。提出者、可児市議会議員、林 則夫。賛成者、渡辺重造、松本喜代子、川手靖猛、吉田 猛。可児市議会議長 奥田俊

昭様。以上。

議長（奥田俊昭君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。  
お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第7号について採決いたしたいと思  
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、発議第7号について採決をする  
ことに決しました。

ただいまから発議第7号について採決いたします。

本発議を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、本発議は原案のとおり決しまし  
た。

以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の日程はこの程度にとどめ、議案精読のため、  
明日から9月11日までの5日間を休会にいたしたいと思います。これに御異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、明日から9月11日までの5日間  
を休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

議長（奥田俊昭君） 本日はこれをもって散会いたします。

次は9月12日午前9時30分から会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

長時間にわたりまして御苦労さまでございました。

散会 午前10時42分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成7年9月6日

可児市議会議長                      奥   田   俊   昭

署 名 議 員                      芦   田                      功

署 名 議 員                      村   上   孝   志

9月12日（火曜日）午前9時30分開議

議事日程（第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 認定第1号及び議案第64号から議案第76号まで

---

会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

---

議員定数 26名

---

出席議員（26名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	肥田正志君	2番	伊佐治昭男君
3番	橋本敏春君	4番	吉田猛君
5番	柘植定君	6番	森茂君
7番	川手靖猛君	8番	山下友治君
9番	富田牧子君	10番	鈴木健之君
11番	加藤新次君	12番	太田豊君
13番	芦田功君	14番	村上孝志君
15番	亀谷光君	16番	近藤忠實君
17番	渡辺朝子君	18番	可児慶志君
19番	河村恭輔君	20番	渡辺重造君
21番	勝野健範君	22番	松本喜代子君
23番	奥田俊昭君	24番	田口進君
25番	林則夫君	26番	澤野隆司君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	山田豊君	助役	山口正雄君
収入役	小池勝雅君	教育長	渡邊春光君
総務部長	大澤守正君	民生部長	可児征治君
経済部長	奥村主税君	建設部長	曾我宏基君
水道部長	堀江智君	福祉事務所長	高橋卓二君
教育部長	宮島凱良君	秘書課長	長瀬文保君

総務課長	奥村雄司君	企画調整課長	武藤隆典君
環境課長	藤田弘武君	土木課長	小島孝雄君
都市計画課長	渡辺孝夫君	区画整理課長	奥村信隆君
下水道課長	水野治君	福祉課長	浅野満君
高齢福祉課長	前田正光君	教育委員会 総務課長	山口和紀君
学校教育課長	丹羽一仁君	社会体育課長	寺尾政年君
生涯学習以外 所長	吉田利世子君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	佐橋郁平	係長	籠橋義朗
書記	高野志郎	書記	脇坂忠志
書記	安田美保	書記	丹羽邦江

---

議長（奥田俊昭君） おはようございます。朝夕めっきり涼しくなり、暮らしよい季節となりました。

そうした本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

---

#### 開議の宣告

議長（奥田俊昭君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いをいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（奥田俊昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において15番議員 亀谷 光君、16番議員 近藤忠實君を指名いたします。

---

#### 一般質問

議長（奥田俊昭君） 日程第2、一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

9番議員 富田牧子さん。

9番（富田牧子君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、8月7日から11日まで、5日間にわたって行われました終戦50周年記念事業について、一言述べさせていただきます。

私は初日と最終日に参加いたしました。企画も展示も大変すばらしいもので、深く感銘を受けました。この陰には、市の職員の方々の大変な御努力があったことと思います。日ごろ平和の問題に取り組んでおります私どもといたしまして、市が終戦50周年記念事業を企画されましたことを深く感謝をいたすものであります。ただ、宣伝不足のためでしょうか、最終日以外は市民の参加がいささか少なかったようで、この点、いささか残念に思いました。いずれにいたしましても、大変御苦労さまでございました。

さて、一般質問に入らせていただくわけですが、何分にも議員になりましてまだ大変日も浅うございます。不勉強も大変多いことですので、わからない点が多々あり、わかりやすく御答弁いただきますように、よろしく願いしたいと思っております。

また、本日は傍聴の方も大変多くお見えでございます。こうした機会に、ぜひこの市のことに皆さんが興味を持っていただけるよう、市民の皆さんにもわかりやすい答弁をしていた

だきますよう、重ねてお願いをいたしたいと思います。

まず第1番目でございます。消防、防災についてということで、2点お尋ねをしたいと思  
います。

まず地域防災計画の見直しについてですが、9月1日は防災の日でした。ことしは阪神大  
震災が起こった後だけに、各地で真剣に防災訓練が取り組まれました。地震国日本では、震  
災対策は政治の最優先課題です。日本共産党では、地震国日本で国民の命や財産を震災から  
守ることこそ国民のための安全保障として、1番・地震に強い国土やまちづくり、2番・消  
防能力など地震発生時の即応態勢の強化、3番・観測と予知体制の抜本的強化の三つを柱と  
する総合的な対策を提起しております。

今、全国の都道府県で、また市町村でも、地域防災計画の見直しが進んでおります。可児  
市も、もちろん可児市地域防災計画というものがあるわけですが、本年の6月議会において  
我が党の大江前議員が行いました一般質問で、ことしじゅうの防災計画の見直し、特に初動  
態勢については早期にマニュアルをつくるということでしたが、いかがなっていることでし  
ょうか。初動態勢については、やはりマニュアルをつくるだけでなく、実際にそれに基づく  
訓練も必要です。また、市民参加の訓練も必要かと思いますが、可児市ではまだ実施されて  
おりませんので、ぜひこういったことも取り組んでいただきたいと思います。

また、9月1日広報で防災についての記事がなかったのが非常に残念なことではないでし  
ょうか。福祉の特集は大変よかったので、いい広報だとは思いますが、こうした機会に、  
防災に対する市民の皆さんの注意を喚起するというので、広報でもぜひこうした特集を組  
んでいただきたいと思います。

2番目ですが、消防署の職員増員についてでございます。

可児市では消防の職員が国の基準に対して大変少ないということは、市の方もお認めにな  
っていることであります。人口1,000人に対して1名の消防の職員ということが基準ですが、  
大体30名の不足と言われております。組合消防という枠がありますので、可児市1市だけの  
ことは言っておれないと思いますが、この消防職員の問題というのは災害に強いまちづくり  
にはどうしても必要なことです。市としましても、組合議会で強く、この消防職員の増員に  
ついて主張していただきたいと思います。

さて、8月1日から西可児分遣所に救急車が配備されましたが、来たのは救急車だけで、  
人がふえておりません。今、3名の職員の方がこの西可児の分遣所には配置されております  
が、一たん火事が起きますと、この3名の方が全員出動です。もし、このときに交通事故、  
または急病などでこの救急車の要請があっても、この西可児の分遣所からは全然出動できな  
いということになっております。これでは、何のためにこの救急車を配備したのか、ただ分  
遣所に飾っておくためだけに救急車を配備したのかと言われても仕方がないのではないでし  
ょうか。こうしたせっかくの救急車が生かされるように、早急にこの西可児の分遣所に人を  
ふやしていただきたいと思います。そして、その場合に、どこかよその消防署の人員を削っ  
て西可児に派遣するというのではなくて、新たにふやすということで、ぜひお願いしたい

と思います。この西可児の分遣所の人員増員についてお答えください。

なお、可児市の第二次総合計画の中では西可児分遣所の出張所への昇格促進がうたわれておりますが、こういったことは実際にどの程度見通しがあることでしょうか。

次に、大きな2点目といたしまして、公園の整備についてお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、やすらぎの森についてです。このやすらぎの森については場所を御存じない方も大変多うございますが、私もつい最近まで、こうした近くにこんなすばらしいものができるということを知らなかったわけですが、昨年12月に見学に行ってみりまして、中にはもう道もできておりましたので、私たち以外にたくさん人が入ってきたわけですが、一体いつごろきちんとした形で市民の皆さんにお知らせすることができるのでしょうか。県の工事としては今年度で終わりということ、あとは市の仕事だということですので、このやすらぎの森について、早く全容を市民の皆さんにお知らせすべきではないでしょうか。私はこのことで農政課とか県の土木事務所に行きましたが、私の質問も悪かったということもありまして、あまりこの内容がよくわかりませんでした。普通こうした場合、パンフレットぐらいはあると思って行ったんですが、全然そういうこともなくて、このやすらぎの森については余にもわかりにくいのではないかと思います。帷子の生産組合の森林を無償でお借りしているわけですから、どういう計画なのかということ、ぜひとも皆さんにきちんとお知らせすべきではないでしょうか。

2点目に、この公園の中で可児公園についてですが、「花フェスタ'95」が成功裏に終わりましたが、期間中あまりゆっくり見ることができなかつたので、終わってからゆっくり見たいと思っていましたら、休園してしまつて大変残念だと、そういう声があります。そして、その休園もさることながら、野球場やテニスコートが壊されて、何かほかの別のものをつくるということ聞いておりますが、一体これは本当なのでしょう。長い間かかってせつかく造成してきた野球場やテニスコートです。いくら県立公園とはいえ、そうした思いつきだけで今までのものを無にしてよいのでしょうか。大変な税金のむだ遣いではないのでしょうか。市としての見解をお聞かせください。

3番目に団地内の公園についてですが、きょうも帷子の連合自治会の方もたくさん見えておりますが、この団地内の公園の整備に関しては本当に毎年要望が出ていることですが、具体的に全然進んでいないということは、やはり市の方で怠りがあるような気がしてなりません。今、この児童公園の多くは、ほとんどが自治会が管理しております。その数が130近くあるということで、これまでたびたび、その管理とか、また遊具の補修・点検について要望が出ているところです。平成6年の3月議会において、こうした公共施設の管理体制の充実強化については検討を進めているという御答弁がありましたので、どの程度具体的に進んでいるか、そういうことをぜひお聞かせ願いたいと思います。毎年毎年同じ要望が出ているということは、その場だけの答弁で終わっているのではないかと、いささか心配しております。

さて、大きな3点目でございますが、公共施設の利用申し込みについてということです。



今、この可児市で劇団の公演を行うために会場を借りたいということで申し込みをしますと、福祉センターが当月を含んで3ヵ月前、総合会館ゆとりピア、公民館、こういったところが当月を含んで2ヵ月前になっております。このため、文化団体では大変困っております。というのは、この会場が決まらないと、まずこの劇団側で舞台設営の計画は立てられないわけでありまして、また、会場までの交通費といったものも変わってきますので、他団体と一緒にこうしたことを取り組む場合に大変よその団体に迷惑がかかるということになります。予算がはっきりしないまま、なかなか決まらないということは迷惑がかかるということになります。そしてまた、今特に困っております可児の親子劇場では高学年例会というものを今催しておるわけですが、この小学校4年生以上が入っております高学年例会で、大抵三つぐらいの他市の親子劇場と一緒に組んで劇団を呼んでおります。そして、この親子劇場は800人近い会員がおるわけですが、例えば10月に例会をやると思って、9月1日にしか会場がとれません。それですので、こうした800人近い会員に向けて会場の徹底をするということが大変困難になってきております。近隣の市や町では、各務原、多治見、関の各市が1年前から申し込みが可能で、また、美濃加茂や富加町は6ヵ月前からの申し込みが可能で、もちろん、これらの市には市や町の文化会館があるわけで、この申し込みが早いというのは文化会館についてですが、この可児市に同様の会館ができるのは平成14年と聞いておりますので、今後7年も、このような申し込みの短い期間でやれという状態が続けられるものではありませんか。可児市の第二次総合計画の中でも「個性と創造をはぐくむまちづくり」の項目がありますが、市民文化の振興の上からも、文化団体の公共施設利用申し込みについて、せめて6ヵ月ぐらい前から申し込みができるようにできないでしょうか。

さて、4点目でございますが、これは心身障害者福祉整備事業についてでございます。

まず一番初めに、お手元のところには経営母体とありましたが、私は間違えまして、これは運営母体と書くべきだったと思っておりますが、こうした心身障害者福祉施設整備事業計画の詳細と運営母体についてお教え願いたいと思っております。

ことし6月に特別養護老人ホーム春里苑が開所したということで、可児市における高齢化福祉も大きく前進をいたしました。一方、障害者福祉の分野ではまだまだ大変お困りしていると言わざるを得ません。しかし、本年度、予算の中で心身障害者福祉施設整備事業が始まりまして、大いに期待をしているところであります。場所は養訓センターの横の2,100平米の土地ということですが、この土地の広さからいって、ここに何でもかんでもつくるといっわけにはいかないのではないのでしょうか。私も障害者を持つ身ですので、あれもこれもつくってほしいと思っておるわけですが、現実には作業所や養育機能のデイサービス、また親の集える場所と、そういった何もかもは一遍にはできないのではないかと考えておりますので、現実的にどの程度のものができるか、お教え願いたいと思っております。

また、実際の運営母体についてはどのようにお考えでしょうか。御嵩町や多治見市では、作業所の指導員と親との間で意見の食い違いがありまして大変大きな問題が起こっております。施設建設だけではなくて、こうした施設の運営の面でも障害者や親の声の届く、そうし

た運営をしていただけるよう、ぜひお願いしたいと思っております。

2 番目には、障害者のデイサービスについてです。

現在、可児市にも在宅障害者が見えます。どこにも通う場所がなくて、仕方なく在宅をされている方も大変多くおありではないかと思えます。そして、今回の心身障害者福祉施設ができたとしても、作業ができないという障害者もありますので、お年寄りの介護と同じく、重度の障害者が家において、介護は大変だという方も大変多く親さんの中にはあります。ぜひ、お年寄りのデイサービスと同じように、障害者のデイサービスも実施をしていただきたいと思えます。障害者の生活に張りができるように、また介護者の負担が少しでも軽減されるように、一日も早いデイサービスの実施を望むものであります。可児市の住みよい福祉のまちづくり基本計画の中にも、「平成7年度の予定で、市内の特別養護老人ホームに併設するデイサービスセンターでの、身体障害者の一定の利用枠の確保や時間差による利用を推進していきます」、このように述べられているところであります。現在、この障害者のデイサービスについてはどの程度話が進んでいるのでしょうか。

5 番目に、西可児区画整理事業に関連してです。

今、西可児地域では、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業として整備が進んでいますが、今のところ駐車場とスーパーができるだけといった感じで、住民がふれあえるまちづくりにはなっていないのではないかと、そういった声もよく耳にするところですが、今回はそういったことはさておきまして、名鉄西可児駅のことでお尋ねしたいと思えます。

御存じのように、今年度から名城大学情報学部が開校し、さらに西可児駅の利用客がふえております。前々から地域住民から出ております西可児駅の北側の改札口をぜひ実現してほしいと思えます。西可児駅については駅舎の改築の話も出ておりますが、これは大変莫大なお金のかかることですので、すぐには計画にもならないと思えます。今後これは考えていただくとして、北側の改札口についてはすぐにも実現可能ではないでしょうか。幸い、11月には十六銀行が移転します。線路の北側の土地があきますので、ぜひこの西可児駅の北側の改札口についてお考えをいただきたいと思えます。今の西可児駅では、やはりお年寄りや体の不自由な方や、またおなかの大きいお母さん方は大変階段の上りおりが大変です。これは住みよい福祉のまちづくりにも関係することですので、ぜひこうした利用しやすい北側の改札口の実現をお願いするものです。ぜひ、その見通しをお聞かせいただきますようお願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。(拍手)

議長(奥田俊昭君) 助役 山口正雄君。

助役(山口正雄君) 私からは公園の整備についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、やすらぎの森の全容と開園時期について述べよということでございました。

これは、やすらぎの森につきましては、地域の方々に大変お世話になりまして、またその割には早く開園をいたしておりません。いろいろな事情もございまして、まだオープンには至っておりませんけれども、このやすらぎの森の整備事業につきましては、平成2年から県

が着工いたしまして、生活環境保全整備事業ということで、土砂の流出等による山林の荒廃の防止という目的もございましたけれども、こういった県事業に合わせて公園化のための事業実施しているところでございます。計画面積につきましては、13.5ヘクタールにレクリエーションゾーン、あるいは自然散策ゾーン、そしてみんなの広場とか水辺ゾーン、それからこれに付随して管理棟、展望台、遊具、キャンプ場、芝生広場、駐車場とか、そういったものを配して公園とする予定でございます。

したがって、これまでに県の事業といたしましては、土砂の流出防止工事のほか、管理用道路といたしまして作業道、それから散歩道として利用できる作業歩道の整備を行っております。また、森林全体の整備と、これに伴いましてヤマザクラ、ヤマツツジなど、約60種の植栽が行われております。県の事業としては、先ほど御発言がございましたように、本年度に残りの工事を行いまして終わる予定と、そのように聞いております。そして市の事業といたしましては、これまで東進入路と広場の造成、あるいは展望台、休憩の小屋、あるいはトイレの設置等を行ってまいりました。本年度は西の進入路改良工事及び東の進入路と広場の整備を行いたいと思っております。これだけではもちろん十分ではございませんので、今年度の補正予算で今回御提案をさせていただいております。今後は開園に必要な事業、それぞれもう最終年度に入るかと思えますけれども、何としても平成8年度じゅうには開園をしたいということで、今、予定をいたしております。まあ、いろいろな事情がございまして、わかりませんが、大変長いこと皆様方に御不便をかけておりますので、これでもっていききたいということで考えております。

それから、可児公園の整備計画についてはどうなっておるんだということでございます。

可児公園につきましては、花フェスタ終了後におきまして、191万人の来場者があったということの結果を踏まえまして、県民、市民に喜んでいただける公園をつくるということで、現在、可児公園再整備検討委員会というのが県に設置されまして、大学の教授さん、そしてバラの専門家、そして公園の専門家等がこれに参画をされまして、可児市からも市長と私が一緒に参画させていただいております。まだその全体については具体的な検討はされておられませんけれども、まだその前段階の検討中でございます。したがって、計画策定中でございますので、具体的にここでまだ申し上げることはできませんけれども、しかしその基本的な考えの中では、世界有数の内容のバラ園をつくるんだということと、それから花フェスタ記念施設として、花づくり、花飾りを学ぶ研究センターの建設を行いたいということをおっしゃっております。ここに行けば、花飾り、花づくりなど、花のことはすべてわかるような公園にしたいということでございます。それから、これに付随しまして、花関連の商品や県産品の販売所、いわゆる地域の販売所を設けたいということでございます。それと、「県営可児公園」から「花フェスタ記念公園」に名前を変えたいという提案もございまして、いずれにいたしましても、順次中を改装していきますので、西暦2000年を目標に全体の構想を行うというようなこともおっしゃっております。いずれにしても、来年度じゅうには一部開園をして、皆様バラを見ていただくというような方向でおるとも聞いております。

それから野球場、テニス場についても、いつごろからそれを使えるのかと。閉めておくのはもったいないではないかという御発言もございましたが、これにつきましては、お尋ねしましたところ、まだはっきりした返事が参っておりません。何にしましても、公園そのものがまだ閉鎖しておりますし、中の検討・整備をまだ行っておる段階でございますので、いましばらくという話で、はっきりした御返事をいただいておりますが、御発言の趣旨については県の方にしっかり伝えたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから3点目の団地内の公園遊具の補修、並びに維持管理について、以前からその要望を出しておるのだが、検討は進んでいるかというお尋ねだと思います。

まず現在の状況を御説明申し上げますと、市内には、市が都市公園として整備いたしました21カ所の公園を含めまして、公園及び広場といったスペースが166カ所ございます。その管理形態については、市でやるもの、あるいは地元の自治会さんをお願いしておるもの、あるいは開発業者をお願いしておるもの、さまざまとなっております。

御質問の住宅団地内の公園につきましては、8カ所の都市公園を地元自治会と管理協定を結びまして、市と自治会とで管理をいたしまして、その他の公園については地元自治会で管理をしていただいております。これまで、公園の維持管理面の地元負担が大変であるといういろいろな面から御指摘をいただいておりますし、要望もいただいておりますので、平成6年度に建設部の都市計画課に公園係を新たにつくりまして、これらの御要望に対して専門的に、公園の新設はもちろんのことでございますけれども、維持管理体制、あるいはそれらの方法について、現在調査を進めて仕事をさせていただいております。

市内166カ所の公園につきましては、いわゆる所有形態、あるいは性格、または立地状態、いろいろ違いますけれども、個々の公園に似合った公園遊具の補修、あるいは維持管理方法等を検討することにいたしておりますし、また市民参加による公園の育成管理といった点についても含めて、本年度じゅうに市内の公園の遊具の補修、維持管理、これらをどうするかというはっきりした方針を決めまして、来年度から市の方で順次実施したいと考えているところでございます。それにしましても、日常的な管理については、引き続きまた自治会さんをお願いすることになるかと思えます。がしかし、いずれにしても公園というものについては安全が第一ということは基本でございますので、こういったことを十分配慮して対応させていただきたいということを研究の目標にしております。よろしく願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは、私からは1番目の消防、防災についてお答えをいたします。

まず最初に、初動態勢のマニュアルはどの程度できているかということでございますが、原案ができ上がったところでございます。特に休日や夜間において大地震が発生した場合は、本部態勢が整うまでの空白をなくすということが大事であるわけですが、そういったことから各地域の情報を早急に収集し、応急対策に移れることを基本といたしました初動態勢の計

画をしたわけでございます。

今までと変わった内容の概略を申し上げますと、動員命令を待たずに自主的に参集する基準を設けたことと、初動時に1期と2期に分けまして、まず初動1期においては、最初から本部詰めを必要とする特定の職員を除き、居住する連絡所に参集いたしまして、地域の情報を収集する地区動員制を取り入れたということでございます。今後は、細部の点について、関係各部とか、そういったところと協議しまして、職員の周知を図るとともに訓練を行うなどして、万全な体制をつくることについて努めてまいりたいと思います。

それから、防災訓練が行われなかったということでございますが、確かにそれは行なわなかったわけでございますけれども、今年度の防災訓練の状況を見ておりますと、今までは予知を中心にして地震が発生するというような訓練でしたが、各地で行われておりますのを見ますと、今年度は直下型で発生した、そうした訓練が主体になっておるようでございます。現在、見直しております防災計画をもとに、来年度はその新しい計画に基づいて何とか総合防災訓練を実施したいと考えております。

また、広報の活用でございますが、私ども防災につきましては消防団活動を中心にした広報等も行っておりますけれども、また防災についてのパンフレットも時折各家庭には配布をさせていただいておりますけれども、今後も市の広報を十分活用していきたいことを思っております。

次に西可児分遣所の件についてでございますが、現在、西可児分遣所の職員は南署の職員52人の中から3人ずつが交代で勤務をいたしております。今回の救急車の配備に伴いまして職員の増員はなされておりません。なお、4月に消防本部で採用いたしました職員が消防学校を11月に卒業してまいりますので、その折には南署に3人の増員を予定されておることでございます。これによりましても、西可児分遣所に増員されるということではなく、全体のローテーションが少し緩和される程度ということになるかと思っております。

また、出張所への昇格のことでございますが、5ヵ年計画の中には計画がございましたが、なかなか難しく、まだできないという状況でございます。その5ヵ年計画は今年度で終わらしまして、来年度に新たに5ヵ年計画が策定されますが、それに強く要望をいたしていきたいと思っておりますし、期待をいたしておるところでございます。いずれにしましても、十分な南署全体の中での勤務体制がとれる職員の配備が必要でございますので、今後とも組合にそういったことについて強く要望してまいりたいと思っております。

なお、今回の救急車の配備によりまして、万が一、救急業務と火災が同時発生したような場合は、美濃加茂にあります中署との連携もとりまして、即座にそちらからの出動態勢もできるような、そういった緊急出動の見直しもなされておるようでございます。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 曾我宏基君。

建設部長（曾我宏基君） それでは、富田議員さんの5番目でありますところの、西可児駅は南口一つで多くの方々が難儀している。北側に改札口をつくってほしいが、見直しはどう

かについてお答えしたいと思います。

名鉄駅舎の改築計画につきましては、可児郡市計画西可児土地区画整理事業では駅前広場を駅南に計画し、本年度におきましては駅前のロータリー整備を進めまして、駅前につきましてはほぼ完成の予定でございます。この駅舎につきましては、当初の区画整理の事業計画の時点では計画に盛り込まれておりませんでした。西可児駅は、現在、乗降客が線路南側だけとなっております。利用者の利便性を考慮いたしますと、御質問のとおり、線路北側からの乗降口設置も必要と考え、名古屋鉄道株式会社に駅舎の改築を要請してまいりました。その駅舎改築の計画の提示を受けましたが、その案では駅の形態は橋上駅で、身障者用のエレベーターの設置計画が盛り込まれております。しかし、名鉄としては駅舎改築に地元地方公共団体の費用負担を求める意向でありまして、ことしの6月、今回の計画案では総工事費が24億円と、それに係る市の負担につきましては約3分の2という提示を受けております。これは議員も御承知のとおりでございますが、莫大な金額でありまして、現在の市の財政状況では対応しかねる額でございまして、今後は財政事情を勘案しまして計画を再検討して、経済的で市民に便利な駅舎となるよう継続して名鉄と協議していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（奥田俊昭君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 私からは、心身障害者福祉施設整備事業についてお答えをいたします。

養訓センターの隣の用地でございますが、これは御承知のように、名鉄からとりあえず平成3年の12月に開発公社で取得し、その後、市が平成6年に取得をいたしております。これは養訓センターの拡張ということで、また将来、障害を持った方の作業所が必要であろうということでそれを確保したわけでございます。用地は2,133平米でございます。

まず質問の施設の事業につきましては、本年度予算の中で調査設計委託料といたしまして1,000万を計上し、お認めをいただいているものでございます。御承知のように、県内の精神薄弱者更生施設、または授産施設の施設整備の立ちおくれは否めず、待機者は相変わらず多い状況でございます。また、福祉的就労の場を求めて市外へ通所している障害者もありますし、当事者からは市内にこうした福祉型の小規模作業所、あるいは授産所の整備に対する高い要望がございます。また、市内で養護学校に通う知的障害者、あるいは小・中学校の特殊学級に在籍する児童・生徒は合わせまして100人近くあり、こうした人たちの中で、将来卒業しても就職先がなくなって、在宅を余儀なくされる人のための受け皿としての施設整備も含めまして通所の場を設け、自活に必要な訓練を行うとともに、当事者の人たちが生きがいを見出せる福祉的就労の場の確保が急務となっております。

一方、こうした福祉的就労の場へも通所できない重度の障害を持った人の通所施設がないということで、在宅生活を余儀なくされるのみでなくて、介護に当たる家族への負担も大きく、苦慮されている現状があります。このように本人の生きがいと介護者の負担の軽減を図るために、在宅生活をベースとした福祉サービスが受けられることを前提とした通所型の

施設の充実を図っていく必要があると考えているところでございます。

こうした現状の中で、当然のことながら、当事者、あるいは親御さんなどから、作業所、あるいは療育センター、その他、せめて当事者や親御さんたちの集える場所が欲しいなどの強い要望が出されております。こうしたことから、市ではこのような御要望に少しでもおこたえできるようにということで、さきに申し上げました福祉的就労の場としまして、仮称でございますが、社会就労センターとして整備するとともに、重度障害者のよりどころとなり、福祉サービスの提供のできる施設として、これも仮称ですが、在宅重度障害者支援センターを併設する形で現在進めているところでございます。場所は、先ほどお話がございましたように市内の中央に位置しておりまして、通所の便はもとより、養護訓練センターやめぐみ保育園と隣接していることから、これらの子供たちと交流を図ることはもちろん、市内中心部にあるということで、健常者との交流を図る意味でも、ノーマライゼーションの実現の進捗に、より大きな影響を与えるものと考えています。

次に運営母体につきましては、自治体直営、あるいは社会福祉協議会、民間などの社会福祉法人、公社等の財団法人に委託するなどの方法が考えられますが、今のところ法人への委託が運営上好ましい、望ましいのではないかというふうに考えております。また、当然のことながら、運営上、親御さんたちとの密接な連携のもとに進めていくこととなりますが、特に在宅重度障害者支援センターにつきましてはマン・ツー・マンでの対応が考えられますので、親御さんたちとの強力な協力をいただきながら、親御さんと施設が一体となった運営ができないものかと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、障害者デイサービス事業も含めて行えないのかという御質問でございますが、これまで申し上げましたように、できるだけ当事者の皆さんの御要望におこたえできる施設としたいという考えでございますが、同事業を行うとすれば併設を考えております。在宅重度障害者支援センターでの施設の中で考えていくことになるかと思えます。今後、設計の段階で皆さんの御要望を伺い、知恵をおかりしてまいりたいと存じますが、本当に必要な施設は何か、どう運営していくことがよりいいのかということを実際に検討していく中で、在宅の重度の障害者の皆さんを名実ともに御支援できる施設を目指していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

議長（奥田俊昭君） 教育部長 宮島凱良君。

教育部長（宮島凱良君） 私からは、公共施設の利用申し込みについてをお答えしていきたいと思えます。

現在、市民の皆さんに、使用料を徴し、使用していただいております主な市の公共施設といたしましては、生涯学習センターゆとりピア、地区公民館、総合会館、福祉センターなどが上げられますが、施設ごとに使用可能な部屋等が、ホール、会議室、体育室などとされており、それぞれの施設の使用許可条件や使用料等の基本的な事項につきましては、施設の設置管理に関する条例に定められており、議員御質問の使用の申し込みの受け付け時期につきましては、申し込みの手続等を定める条例の施行規則で定めているところでございます。

生涯学習センター及び地区公民館では、先ほど議員から発言がありましたように、使用する日の属する月の前月の初日から使用日前3日までとしております。また、総合会館、福祉センターについては、使用をしようする日の属する月の前2ヵ月前から使用日の前日までとしております。地区公民館等と総合会館等とは、その性格等の違いから受け付け時期に相違がございますが、地区公民館はそれぞれの地区の区域住民の皆さんの教養の向上、あるいは健康の増進、生活文化の振興等に寄与することを設置目的として、より身近なところで御利用いただくための施設で、現状では各公民館とも、講座、教室、サークルなどの皆さんに非常に多くの御利用をいただいております。そのため、あまり早くから受け付けをいたしますと、いわゆる早い段階での事業計画などの立案が難しいことの多い自治会等の地域の各種団体や住民の方たちの利用が不可能となってしまうことが想定されます。現に、そうした団体の方たちからは、むしろ受け付け開始をもう少しおそくしてほしい旨の要望もございます。

一方、総合会館等につきましては、基本的には、営利を目的とする事業者等の活動を含む幅広い利用が可能となっており、受け付け時期を早めた場合、特に日曜日、あるいは祝祭日などは、早い時期から、営業者や事前に活動計画が明確になっている団体などの一部の方たちに独占されたり、いわゆる事業の計画も明確でないうちに、とりあえず申し込みだけしておこうといった安易な申し込みも想定されるわけでございます。確かに、計画的に事業を行い、事前の準備に時間を要するような場合、事業をする側からは大変不都合な点もあろうかと思いますが、以上のような点を勘案して、現状の受け付け時期になっていることを御理解賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔9番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 9番議員 富田牧子さん。

9番（富田牧子君） いろいろ御答弁いただきまして、どうもありがとうございました。

二、三、もう少しお聞きしたい点がありますので質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に西可児の分遣所の問題でありますけど、先日、私が西可児の分遣所にお邪魔いたしましたら、こう言うのはなんですが、大変設備も悪くて、職場の条件も本当に悪いところでよく頑張ってみえるなと思いました。私が、8月で何回出動したかという回数をお聞きしたときに、南署に問い合わせないとわからないということで一々電話で聞いてみえまして、今の時代にファクスもなくということでちょっとびっくりしたことがあるんですが、本当にこの救急車が入ってからは勤務が大変きつくなっている。そして、今まで3人で来ましたが、救急車が来てからはもう24時間緊張のしっ放しで、全然休息の時間がとれないということです。3人の方が消防学校を卒業してふえられるということですが、ぜひこの西可児の分遣所にも増員をしていただきたいと思います。そして、この南消防署は全体で30名人数が足りません。ぜひとも消防の人員をふやしていただくということを、可児市として強くお願いをしていただきたいと思います。

さて、3番目の公共施設の利用申し込みについて、今、教育部長さんからお答えがありま



したが、一部が独占するとか、またそういったことでおっしゃいましたが、本当にこの可児市でこういった地道に劇団を呼んで活動している団体というのは一体どれくらいおありだと思いますか。私は自分が今まで12年間ずっと可児市におったわけですが、本当にこうした劇場の活動をきちんとやっているのは可児の親子劇場以外にはないのではないかと思います。この可児の親子劇場というのは、ことしで12年目になります。いわば、可児市の市政とほぼ同じような年数の活動を地道に重ねてきています。そしてまた、教育委員会でもこの後援をいただいていることですので、ぜひ便宜を図って、この舞台に関しては6ヵ月前にいただくというわけにはいかないでしょうか。この福祉センターの管理に関する条例施行規則第2条の2では、これは市長さんが認めたときはこういった2ヵ月前ではないとか3ヵ月前ではないとか、福祉センターはちょっとわかりませんが、そういうふうなことが書いてあります。また、この公民館の条例でも、ゆとりピアの条例でも、第5条と第8条の中に、教育委員会がこういうことを認めたときはこの限りでないというふうに書いてありますので、私としましては、こうした本当に地道に劇の活動をやっている、いわば文化団体のこうしたところに便宜を図っても、その他の営業の団体とは違いますので、いいのではないかと思います。再度そのことを御答弁願いたいと思います。

それから、その次にお聞きいたしたいのは心身障害者の問題ですが、このデイサービスについて在宅重度障害者支援センターの中で考えるということでありましたが、住みよい福祉のまちづくりの中にこういったことが書いてあるわけですが、このことは一体、実際どうされるわけでしょうか。私たちは、前、私たちはといいますとあれですけど、以前、鈴木市長さんと懇談をいたしました。そうした折にも同様の発言を得ておりまして、この市内の特別養護老人ホームに併設するデイサービスセンターで、こうしたところで利用可能になるんじゃないかというようなお答えもいただいておりますが、ぜひ私たちは一日も早い、在宅の重度の障害者のデイサービスを望んでいるわけで、そこに併設するから待っておれということではなくて、この4月からでも、そうしたことを利用してデイサービスを少しでも実施するということが可能ではないでしょうか。そういったことをお答え願いたいと思います。

それから5点目ですが、西可児駅の北口の改札口については具体的なお答えをいただいております。橋上駅ができるという話は私も伺っておりますが、費用の面で大変であると、これから話し合いを継続していきますということをおっしゃったわけですが、十六銀行の跡地がありますし、今、名城大学でもさらに学部をふやすということで用地の買収に入っているということも聞きました。ということは、ますますこの西可児の利用者がふえるということで、しかも北側の改札口がありましたら、北側の改札口を利用する人口が大変ふえてくるわけですから、この計画について、駅の構想がはっきりしない間はできないということじゃなくて、そうお金もかからないと思うんですけど、この北口の改札口について、ぜひ実現していただくというわけにはいかないのでしょうか。

以上の点、よろしく願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） 先ほども申しましたように、西可児の分遣所の勤務体制につきましては非常に厳しいものがあるかと思えます。昨年の出勤態勢、件数を見ましても、西可児分遣所の範囲とされる地域では火災が1年間に4件起きております。救急出動につきましては、南署全体で1,312件ある中で283件という統計が出ております。全体では21.6%ほどになるわけですが、1日1件弱、1日にしますと0.78件ぐらいということになりますが、そういう1日に1件ぐらいはあるという緊張の中での出勤ということをございまして、すべてを含めて、先ほど申しましたように、南署全体の増員を考える中で、ローテーションもうまく組んでいけるというようなことになろうかと思えますので、そういったことについては強く要望してまいりたいと思えます。

なお、設備のお話等もございましたが、こういったことにつきましても組合の方へ十分申したいということを思っております。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 曾我宏基君。

建設部長（曾我宏基君） 橋上駅につきましてのお答えを主体にしまして、継続して検討をするという御回答を申し上げましたが、ことしの6月に質問を受けまして、名鉄当局からは先ほど申し上げたような概要の費用的な提示を受けまして、その後、私どもとしましては、上司と、確たるこの先どういう対応をするかということでの、まず初回の御相談を申し上げ、さらには、今、議員さんおっしゃったように、十六銀行が移転されるということも承知しております。そういったことから、ぎりぎりの態勢をどうすべきか。それともう一つは、現在の近くにあります信号交差点等の整備のことも踏まえながら、いかに早い時期にどうしたらいいかということで、実際的にはせっぱ詰まった中での検討をしておるところでございます。議員は、改札口だけでも北側にできないかということにつきましても、名鉄側にも端的にそのことを申し上げたらどうなるかということで、今後も継続してというふうに言いましたのは、そういうことも含めてのことでございますので、よろしくひとつお願いをいたします。

議長（奥田俊昭君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 先ほども申し上げましたように、できるだけ当事者の皆さんの御要望におこたえできる施設にしたいと考えておりますが、この事業を行えばということになりますと併設を考えております。可児川苑、そして春里苑でデーサービスが受けられるということになっておるわけですが、若い方はお年寄りとのデイサービスを好まないということも聞き及んでいるところをございまして、言うなれば、なじまないということでございますが、利用の方はないようでございます。利用の方はできますので御利用いただければと思いますが、障害者を持った方への就労の場の必要性はよくわかります。それから親さんのニーズにこたえていくということで、これは何といたしても財政的な裏づけが不可欠でございますので、関係部局とも十分協議してまいりたいと存じますが、いずれにいたしましても、この施設の建設構想の肉づけと申しますか、これに当たりましては、当事者関係各位の今後の懇談をされていくということで御理解を賜りたいと思えますので、よろしくお願ひし

ます。

議長（奥田俊昭君） 教育部長 宮島凱良君。

教育部長（宮島凱良君） 公共施設の件でございますが、先ほど御指摘がありましたように、親子劇場という話がありました。市内の、先ほど話がありました福祉センター、あるいは総合会館、市内の各公民館でございますが、福祉センターでいきますと、特に営利の申し込み件数が昨年度57件ありまして、使用日数が104日ということで、約3分の1弱の使用日数があったということでございます。これは単純に日にちを週で勘定しますと、金土日ぐらい入ってくる、あるいは土日ぐらい入ってくるというような日数が福祉センターでは申し込みをされております。あるいは総合会館では29件ありまして、約50日の使用日数があったというようなことでございます。地区の公民館においてはそういう営利の関係は使用していただいておりますので、別の、先ほど話をしましたように、主催の教室だとか、あるいはサークルだとか、そういったそれぞれの団体が、各公民館とゆとりピア全体で534団体がございます。これは今年度ですが、そういった形で大体月に117回ほどの、各公民館合わせですが、使用してあるということでございまして、非常に公民館も大変利用率が高いなあというふうに思っておりますのでございます。

したがって、申し込み期間の時期を早めるということについては大変問題があるかと思っておりますが、この問題については施設不足に起因する面もあろうかと思っておりますが、速やかな施設整備は難しいところでございます。今後、受け付け時期等を含めた利用者の便宜を図るよい方策があれば、また十分検討してまいりたいと。また、先ほど言われましたある団体については、特典はないだろうかというようなこともお話がありましたが、その点についても御検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔9番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 9番 富田牧子さん。

9番（富田牧子君） どうもありがとうございました。

それで、今座られたところで、また立っていただくのはなんですけど、教育部長さんにお伺いしたいのは、いろんな団体があるということはわかったんですね、534団体ございますということは。それは私も大変結構なことで、この可児市の文化の底辺が大変厚いということであろうかと思っておりますが、その中で、やはりこうした劇団を呼んで、常時生の舞台を、こうした可児市で皆さんに見せているというのは変ですけど、会員が見るわけですから、そうした言い方も変ですが、こうした劇団という相手側があることで、劇団を呼ぶ、こういう活動をしている団体は一体どれぐらいあるのかなということをぜひ知りたいと思っております。それぞれの団体が文化活動を行っているのはよく存じていることですが、これは本当に相手のあることで、劇団という大きな相手のあることですので、ひとつ違うと本当にいろんな迷惑がかかってくるわけですし、劇団の側も6ヵ月ぐらい前からわからなければ本当にどうした舞台をつくっていったらいいかということは、全然計画が立てられないわけですね。そして、けいこもいろいろ変わってくるわけですし、こうしたことを、ぜひ何とか方策はないものか

と言わないでやっていただきたいですし、今後、文化会館が7年たってできるかどうかもわからいわけですから、こうした状態を続けていくということは本当におかしなことではないかと思えます。そして、富加町とか、それからまた郡上なんかでは2年も前から学校が借りれるという、こうしたこともあるわけです。別にこうした会館に限らず、学校を貸していただくとか、そういうことも含めて考えていただけたらと思えます。

それと、先ほどちょっと福祉事務所長さんがおっしゃった中に、特別養護老人ホームに併設するデイサービスセンターは利用できるわけですか。在宅障害者は利用できるというふうなお答えだったと思うんですけど、そうしたら今度、どんどん利用しに行ってもいいということでしょうか。その点だけ、最後にちょっとお教え願います。

議長（奥田俊昭君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 今のお答えでございますが、デイサービスは受けられますので、御利用いただければと存じます。

議長（奥田俊昭君） 教育部長 宮島凱良君。

教育部長（宮島凱良君） 劇団の数はどのくらいという御質問ですが、私どもちょっとそこまで十分な把握をしておりませんので、今すぐお答えするのはできないので、また後からお答えさせていただきます。よろしく願いいたします。

それから申し込み時期の件ですが、前向きに検討させていただきますので、よろしくひとつお願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 以上で、9番議員 富田牧子さんの質問を終わります。

14番議員 村上孝志君。

14番（村上孝志君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、大きく4点に分けて御質問させていただきたいと思えます。

まず1点目でございます。

可児市の将来展望についてということでございます。これは非常に大きな問題でございますので、一公共施設に絞って質問させていただきたいと思えます。

8月19日の岐阜新聞におきまして、「25年後の県内人口はこうなる」という大きな記事が出ておりました。その内容によりますと、県の統計調査課の研究員が県内各市町村の人口動態をテーマにまとめた研究レポートで、岐阜市の人口は10年後の2005年には40万人を割り、25年後には現在より6万人減少すると予測いたしております。特に人口増加が著しい可児市は25年後に現在の2倍の18万人になり、大垣市を抜いて県内2番目の大型都市になるなど興味深いシミュレーションを発表いたしました。この研究調査では、昭和60年と平成2年の国勢調査の人口データをもとに、過去10年間の年齢ごとに変化率や出生推定数などから、人口動態を県下99市町村ごとに予測したものでございます。岐阜市は、先ほど申し上げましたとおりでございます。そのほかにも、14市の中で一番人口が少ない美濃市は、2020年には1万8,000人と、さらに減少するだろうと予測しているところでもあります。私たちの可児、現在8万7,000人でございますが、2020年には18万に倍増し、そして多治見市も、2020年には現在よ

り7万人多い17万人と見込んでいるわけですが、地域別では、可茂・東濃西部地区が増加し、飛騨・益田・郡上地区は減少するだろうと予測しているわけです。

そのような中で、私ども可児市では、第二次総合計画では2000年の人口を11万人と見込んでおりますけれども、それ以後の長期予測はしていない。また、ピーク時は年間で3,000人ずつ増加しておりましたけれども、現在では1,000人前後、また昨年度は1,800人の増加というふうになっており、この増加率は鈍化しているわけですが。そのような県統計課のシミュレーションのもとで、私どものこの可児市の将来展望は、特に各公共施設ではどのように対処していくのであろうか、市長にお尋ねするわけですが。

がしかし、この可児市では、今後とも社会資本の整備のための公共下水道の整備、都市街路、また区画整理などの都市基盤整備を推進していかなければなりません。また、現在、最重要課題として環境センターの早期建設、また先ほども出ておりました市制20周年記念事業として、住民からの要望の高い文化センターの建設、市庁舎の増設、また運動公園、福祉施設の充実など、重要課題が山積しているところでもあります。こうした中で、25年後の2020年に向けて、道路、施設、また下水道、いろいろたくさん問題が山積しておりますけれども、特に公共施設、安心して安全で快適で、そしてだれでもが自由に便利で利用しやすい、このような公共施設を、市長として今後ともどのように検討されていくのでしょうか、お伺いいたします。

続いて、2点目でございます。

災害時に援助し合う広域行政の必要性について。特に物資の提供を中心に相互応援協定を締結する自治体が増加しておりますけれども、当市でもその必要性があるのではないのでしょうかということでございます。

これは日本経済新聞でございます。先ほども可児市の防災マニュアル、初動態勢マニュアルの早期推進をということで、もう原案はできているとの回答がございました。がしかし、私はあえてここで反論するわけではございませんが、早期につくらなきゃならない。がしかし、慌てて、そして未整備など言ったら失礼でしょうか、をつくるというののもどうかというふうに思うわけです。この記事によりますと、国土庁は政府の災害復旧の基本方針をまとめた防災基本計画の見直しや防災問題懇談会での議論を踏まえ、専門家などを交えて、地域住民の方針策定に向けた検討会を近く発足する。最近発生した阪神大震災、北海道南西沖地震、雲仙岳噴火災害などの被災状況や、自治体の対応などの包括調査も進められておる。これをもとに、都道府県を対象にした復興マニュアルと、東海・南関東地域の広域防災計画をまとめようとしております。自治体向けの復興マニュアルでは、地震、火山噴火、水害など災害種類別の対応、また復興対策を、そして都市・農村・沿岸部など地域別に定めるとなっております。具体的には、瓦れきの輸送や処分方法、緊急交通路の事前想定、水源の確保などの対策のほか、被災者への情報伝達、被災企業の再建に向けた緊急融資、区画整理や再開のあり方など、復旧事業にかかわる制度や手法を事前に整理する。これに加えて、大規模な地震の発生が見込まれる東海・関東地域では、複数の都県にわたる広域的な防災対策が

必要となる。このため、国土庁では仮設住宅を設置する候補地のほかに、水や食料など生活物資の補給路を事前に想定したり、政府や被災が見込まれる自治体の協力態勢を定めた広域防災計画を策定するというようなことになっております。しかし、自治体レベルの防災対策では阪神大震災のような大規模災害を想定しておらず、建物や、電力、ガスなどのライフラインに大きな被害が発生したような場合に応急復興対策がおくれている。これはまた事実であると思います。このように、国土庁では都道府県を中心に地域防災計画の策定が今後急務になると判断して、自治体が具体案をつくる上で参考となる指針づくりをつくるということになっているという記事でございました。

そこで、本題に移らせていただきます。

大震災を教訓に相互応援、いわゆる各自治体が協定を締結しようという動きでございます。

阪神大震災後、災害時に援助し合う相互応援協定を新たに結んだり、協定内容を見直したりする自治体が急増しております。8月中旬までに協定を結んだのは、岐阜県が石川県と結んだのを初め、55自治体。この55自治体が、協定づくりを具体的に検討中の自治体も含め60以上もあるということがわかっております。その協定内容は、ほとんどが災害発生時に食料や飲料水、生活必需品を提供したり、消火、救援、医療に必要な資材と職員の派遣、被災者の一時受け入れなどが中心となっております。岐阜県では、さらに隣接県との協定も検討しているとのことでございます。また、市町村レベルでは、姉妹都市や友好都市関係を利用して協定を結ぶ例が数多くございます。岐阜県関係では、高山市が長野県松本市、また福井県武生市、神奈川県平塚市、富山県富山市、そして大垣市は福井県鯖江市と、それぞれ協定を結んでおります。さらに多角的な協定を検討する自治体もございます。京都府向日市は大阪府摂津市や岐阜県羽島市など、近隣府県で人口規模が同程度の7市に申し入れを行っているということでございます。阪神大震災は被災範囲が広く、被災者も30万人に及び、隣接自治体だけでは、消火、救助の応援や避難者の受け入れが十分でなかった。このために、都道府県内の近隣市町村が、今でもこの可児市でも結んでおりますけれども、水の関係、消防の関係、協定とは別に地震などの大災害に備え、このような相互応援救援体制を当市でも協定する必要があるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

次に3番目でございます。医療費の助成について。

私たちのまち可児市は、昭和47年に3万人でございました。先ほども申し述べましたが、人口が23年後の今日では約3倍の8万8,000人になるうとしています。人口の自然増加のほかに、愛知県、また名古屋市などからの転入者が多い、これも最大の原因であると思います。がしかし、最近、新しくこの可児市にほかの地区からおいでいただいた方々から悲痛な訴えを聞いております。例えば、今まで愛知県に住んでいた。ところが、この可児市に移り住んだ。その理由はと聞きますと、子供がぜんそくで困っている。であれば、空気がきれいで、そして豊かな自然のある、そして人間性豊かな可児市に行ったら治るだろうということでこの可児市に引っ越してみえた。その方が、前と同じように愛知県のある病院に通院されるわけです。同じ病名で、愛知県、また名古屋市にお住まいの方は、その通院している治療費は

要らないんです。ところが、この可児市にお住まいの方は金を払わなきゃならない。いわゆる医療費の助成の立ちおくれではないんでしょうか。

非常に大きな問題でございますので、私一人ではこの病名などを探すことはできませんでした。そこで、福祉事務所、また保健課の皆さん方にこの問題についていろいろと調べていただきました。その病院の、また助成の内容でございます。例えば小児慢性特定疾患、また大人などでも適用されております特定疾患ですね。これは大体、厚生省、いわゆる各県で同じ基準であります。がしかし、非常に大きなばらつきがあるんですね。例えば、対象疾患としまして悪性新生物。これなどですと、20歳までの者であって、入院、もしくは通院による治療を要するものについては補助が出る。そのほかに、糖尿病、先天性代謝異常、血友病、血液疾患、これなどにつきましては、入院、また通院費とも助成されるわけです。ところが、先ほど申し上げましたように、ぜんそく、また慢性の腎疾患、慢性の心疾患、そのほかに膠原病、神経筋疾患については入院だけは助成される。がしかし、通院については助成されないんです。それが全国的、また岐阜県でも同じ扱いでございます。また、後ほど愛知県、また名古屋市とのこの助成の差というものについては述べさせていただきたいと思っておりますけれども、このように岐阜県名古屋市の私たち、そのように言われておりますけれども、ほとんどが愛知県、また名古屋市にお勤めの方々がこの可児市に住んで、ニューファミリーが多々ございます。まだそれぞれお若い方が多いんです。子供も小っちゃいんです。そのような家庭の方々が住みよいだらうと思ってこの可児市に転居してみえた。ところが、一番肝心の子供たちに対するそういう医療助成がおくれている。この現実を真剣に踏まえて、でき得るならば、そのような部分を助成していただきたいと思うわけです。

市長は、福祉を第1にというようなことも言ってみえました。また、平成5年度でしたでしょうか、可児市は緑内障の眼底レンズの装着の問題について、岐阜県の他市に先駆けて助成を決めました。ただし、これにつきましては、可児市では決定した。がしかし、もうその翌月には、国家レベルにおいて眼底レンズの装着については助成するという法律ができました。また、可児市は、今度は岐阜県下の中で先駆けて乳幼児医療の拡充にも努めてまいりました。従来ですと、県レベルにおいてはゼロ歳の入院であったものを、可児市は独自に他自治体に先駆けて、満1歳の入院についても助成というような先取り福祉を行ったんです。それと同じように、このような方々のために先取りの福祉、せめて、財政規模が違うとはいえ、愛知県、また名古屋市と同レベルぐらいの助成が必要ではないでしょうか。

次に4点目に移らせていただきます。青少年健全育成のために。

各種協議会や団体、学校などが、言葉は悪いんですけども、独自、ばらばらに活動しているというのが実情です。より効果を上げるため、一本化、または統一して行動すべきではないかと思うが、いかがでしょうか。中心となる機関の指定、または設置の必要があるのではないのかということでございます。

青少年の健全育成は市民すべての願いでございます。しかし、最近の青少年を取り巻く社会環境は悪化の現状でございます。青少年問題の内容が悪質化、低年齢化など、憂慮すべき

状況にありまして、関係機関、各種団体との連携を強化するとともに、地域の環境浄化や少年補導のための市民参加活動を推進し、健全育成や非行防止に万全を期す必要があるのではないかと思います。特に最近では、中学生の自殺に端を発したいじめの問題のほか、少女が性的被害に巻き込まれるなど、テレホンクラブの急増やアダルトビデオ、有害図書など、青少年を取り巻く社会環境の悪化、また週休2日制の導入や学校5日制の拡大による自由時間の拡大など、青少年健全育成のためには数多く検討しなければならないことがたくさんございます。

そのような意味合いからも、今、極端な話、ばらばらと言ったら失礼でございますが、可児市の中でも、今、青少年健全育成市民会議、また青少年育成市民会議と、いろいろとたくさんございます。そのほかにも、家庭であり、学校であり、また地域社会であり、関係機関との連携、加えてそれぞれの青少年育成市民会議の推進委員の方、市民会議の役員の皆さん、そして自治連合会、各小中学校の校長先生、またPTA会長など、それからPTA、たくさんの方々とともに同じテーブルで一本化し、それぞれの団体がそれぞれ精いっぱいやっていただいている。それを一本化していく、そのような組織が必要ではないかと思います。

平成6年には、警察庁指定によりまして、全国で62団体でしたでしょうか、パイロット計画により、岐阜県では各務原市、また可児市郡に対しても地域安全推進員制度が決定されております。そのような部分などを一元化し、少ない力で、そしてより効果の上がる青少年健全育成についての柱を設定すべきではないでしょうか。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（奥田俊昭君） ここで10分間休憩をいたします。

14番議員 村上孝志君の執行部の答弁は休憩後に行います。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時05分

議長（奥田俊昭君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 村上議員の可児市の将来展望、すなわち人口についての関係に御質問いただきました。

この人口予測は、岐阜県企画統計課の職員がおのおのの自由な発想から、日ごろ携わっている統計データをもとに分析を行い、課題研究に取り組まれた研究レポートによるものでございまして、2020年には可児市の人口が岐阜市に次いで県内2番目の17万9,800人という予測をいたしております。ただ、このレポートでも言うておられますように、人口移動は社会的な動向によって大きく変動し、また種々の施策によっても変動し得るものであります。これらの変動を含めた将来の移動率を予測するのは非常に困難であるので、この推計は現状で得られた過程値を今後も一定であるとして推計を行ったものと言われております。ですから、本市のように社会経済情勢の変動により人口動態にかなり影響するところであって



は、トレンドでのみ推計することは危険であろうと思います。

可児市第二次総合計画で目標人口といたしておりますのは、平成12年、西暦2000年の人口は11万人といたしております。その中間年である本年を9万6,000人と見ていますが、現状では8,000人ほどの乖離がありますので、本年度策定を進めております第二次総合計画の後期基本計画の中でその見直しを行う予定をいたしております。

各公共施設面での対処はいかにということですが、これから向かいます高齢化、そして少子化、そういう社会動向を踏まえながら、福祉施設を初めとする一連の公共施設整備については、その機能面から、できる限りの確な予測、推計による判断のもとに施設整備を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、将来人口というのは極めて推計が難しい状況になっておりますが、市の発展は人口がバロメーターでございますので、十分細心の注意を払って検討してまいりたいと存じておりますので、よろしく申し上げます。  
議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 私からは議員御質問の第4、青少年健全育成のためについてお答えをいたします。

青少年の健全育成は重要かつ総合的な施策であり、特定の人や団体のみが活動するものではなく、地域全体が連携して当たるべきであることは議員御指摘のとおりでございます。現在、可児市としては青少年育成市民会議を組織しまして、これを中核にして各地区市民会議を設置し、青少年の健全育成に取り組んでいるところであります。青少年育成市民会議の構成メンバーでございますが、自治会、学校、PTA、スポーツ少年団、子ども会、それに企業、行政等が加わっておるわけございまして、その代表者による交流や連携をし、絶えず活動をしてもらっております。しかしながら、これで十分ということは申せませんので、市全体と各地域の実情を踏まえて、今度ともさらに連携をとって、活発な活動が推進されるよう図ってまいりたいと思います。

なお、ちなみに今後の具体的活動といたしましては、11月4日に青少年問題シンポジウムを計画しておりますので、今申し上げましたような各種団体の方々の御参加を得て、一層の活動を活発化していきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） 私からは、2番目の災害時の援助をし合う広域行政の必要性についてお答えをいたします。

現在、消防業務につきましては、可茂広域行政管内及び隣接する多治見市、土岐市、犬山市とは、火災、その他の災害に対しまして相互の応援協定を結んでおりますが、物資を中心にした相互援助協定というのはどこもいたしておりません。なお、上水道につきましては、昨年の1月の東濃用水のあした送水管の破損事故を教訓にいたしまして、県の開発企業局と受水市町の間で防災のマニュアルができております。また、県の水道協会においても、そうした協力態勢はできておるところでございます。

さきの阪神・淡路大震災のような、あつた大きな規模の地震が当地域に発生いたしました場合には、可児市だけでなくして、近隣市町村も被災する可能性は高いわけでございます。そうした場合は、もっと拡大した地域との応援協定とか、あるいは全く関係のない地域との協力が必要となってまいります。先ほどお話がありましたように、他県との協定、あるいは遠く離れた同じ規模の市町村との協定とか、そういうことが必要になってくるかと思ひます。そうしたことも考えますと、やはり最低限の物資は市で備蓄していく必要があるということから、逐次、備蓄庫のほか、物資を備えていっているところでございます。

なお、県におきましては、先ほどもお話がありましたように、広域応援の多重性化に対しまして積極的に取り組んでおるといふこともあります。また、人命救助活動をより効果的なものにするために、全国の消防機関相互によります救助態勢を整備するということ、これは消防庁の指導でございますが、各都道府県ごとに緊急消防救援隊を編成するということになってまいりました。私どもも、そうした活動の内容や災害時の対応の仕方など、また先ほどの話のあります物資等を中心とした援助等につきまして十分研究し、現在作成中の防災計画の中で検討してまいりたいということを考えております。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 私からは医療費の助成についてお答えをいたします。

少子化、人口の高齢化が社会問題となっております昨今、福祉に対する関心も高まっております。こうした中、立地上よく比較されます名古屋市を初めとして愛知県は、医療費の助成に関してはかなり先進的でございます、岐阜県が必ずしもおこなっているわけではございませんが、助成内容に差があることは否定できないところでございます。現状における主な相違点としましては、先ほど村上議員が申されましたように、老人に対する助成が名古屋市は68歳、可児市は69歳から、乳幼児に対しましては名古屋市は満3歳未満、可児市は満2歳未満までとなっております。また、名古屋市は父子家庭に対する助成をしております。本市としましても、これまで平成5年度には1歳児の入院について、平成6年度からは乳幼児医療を満2歳児までと、少しずつではございますが助成を拡大してまいりました。今後につきましても、県や近隣市町村の動向にも十分注意を払いながら、福祉行政施策の中の一つとして、他の施策とのバランスも考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

小児慢性特定疾患につきましては、これは県が実施主体でございます、保健所が窓口となっておりますので、詳細につきましてははっきりしない点もございませぬけれども、おおむねの状況につきましては、先ほど村上議員さんが申されましたとおりでございます、重複するかと存じますが、まず特定疾患につきましては岐阜県は国の基準と同じ内容でございます。愛知県におきましては、病名は申しませんが、二つの疾患を単独事業として負担しております。名古屋市におきましては四つの疾患を単独事業として負担しておりますが、定住年数、診療病院に規則、条例等を設けております。小児慢性特定疾患につきましては、愛知県、名古屋市、岐阜県とも、対象とする疾患は国の基準と同じ内容でございます。愛知県におきましては、慢性腎疾患などにつきまして、三つの疾患で年齢を1歳引き上げております。慢

性腎疾患、ぜんそくなど五つの疾患で、それに対する助成をされております。名古屋市におきましては慢性腎疾患に対する通院の助成をしております。以上のような状況でございますが、市では単独事業として助成が可能かどうか等につきましては、何分現制度が県主体でございますので、よく把握できていないのが現状でございます。当市としましては、県に対して対象疾患及び助成内容の拡大を要望するとともに、今後の研究課題とさせていただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

〔14番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 14番議員 村上孝志君。

14番（村上孝志君） はい、ありがとうございました。

わかりやすく簡潔に御説明いただきまして、本当にありがとうございました。

まず1点目でございますけれども、可児市の将来展望ということで、市長の方からは、人口動態については一定の定数を掛けて出た数字であり、そしてなおかつ社会的にいろいろな問題があって人口予測は無理であろうと、無理な部分もあるということでしたが、そう言いながら、これまでの可児市の人口増加を見ていきたいと思えます。

人口3万人、47年の7月25日でした。そして4年後に、51年11月に4万人、そして54年6月には5万人、56年12月には6万人、そして60年の10月に7万人、平成2年の7月27日、この日に8万人になっておるんですね。これを率でいきますと、23年間で約3倍になっております。私自身がここで一番やはり問題としたいのは、確かにこの人口増加率、また将来人口を推定するのは難しいと思えます。それはわかります。がしかし、それでは47年のときに、人口3万になったときに、平成2年には8万になるということを想定されたんでしょうか。というのは、もう今、この可児市におきまして一番市民の皆さん方からの不満が多いというのは、例えば水道料金が高いということです。加えて、道路も4車線化というようなものがない。いわゆる混雑するということです。加えて、都市計画税というようなものも導入されているということです。やはり難しい、想定はつかないと言っているながら、やはり将来のことを考えていくなれば、このような、それこそ実体とは伴わないような予測かもわかりませんが、今のうちからやはり検討して、また準備しておくべきではないでしょうか。

下水道も全市完備されるというふうになっておりますけれども、今、下水道の幹線などを設置されておりますが、果たしてその幹線の容量というんでしょうか、収容容量、これなども果たして何万人を想定してみえているんだろうか。また、この市庁舎、可児市の市庁舎はたしか54年でしたか、54年の7月7日に完成しているんです。しかし、もう既に私が議員に当選させていただいて4年になりますけど、もうその4年前からこの市庁舎は手狭だと。新庁舎とは申しませんが、市庁舎の増設ということも出ていますね。言うなれば、きつい言い方もわかりませんが、見通しが甘かったのではないかなというふうに思うんです。ですから、このように県の統計課が、シミュレーションであるとは言いながら、もう出している以上は、やはりこれに準じたような、またそれより上回るような人口、また諸施設などでも今のうちからもう考えてつくっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに私は

思うんです。そのときに、施設の器が小さかった、見込みが甘かったんでは通らないと思うんです。

ましてや、今この可児市へ皆さんおいでいただく方は、住みよいまちというふうでこの可児市にお見えになっているんです。そこでやはり夢と希望、当市には、可児市にはこのような施設がある。また、このような福祉、また生活、並びに環境などの補てんなどが準備されているというのを、もう今のうちから準備していく必要があるのではないのでしょうか。第二次総合計画、これは平成3年3月に策定されております。この計画では、人間性の尊重と自然との調和を基本理念とし、これからの都市づくりの基本目標を設定したとなっております。加えて、時代の流れに対する洞察と21世紀に向けての長期的な展望を持ち、市民と自治と連携をもととする都市づくりを進めていくとうたってあるんです。確かに5年ごとのローリング、見直しということを考えてみえると思います。当然でしょう。がしかし、やはり将来に禍根を残さないような、先ほど申し上げましたように見込み違い、水道の使用量、並びに市庁舎の関係、ゆとりピアでも狭いと言われております。福祉センターもいろんな意見がございます。そのような分を踏まえまして、やはり将来このようにあるべきだというものを身近なものから検討していただきたいと思います。要望ではなくて、これは市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、災害時に援助し合う広域行政ということでございます。

今、回答の中で、拡大して地域との応援協定、また最低限の備蓄が必要である。また、消防庁による災害救援態勢の検討ということが出ておりました。ここで、今、私どもの可児市の中で備蓄関係については、もう今まで数回、議会の中で発言いただいておりますので、回答は要りません。がしかし、備蓄の内容ですね。保存食、例えば食事です。保存食の中に乾パン、また水、缶詰などございます。しかし、この乾パン、いわゆる賞味期限というんでしょうか、安全というのは4年間です。水は3年間です。また、缶詰は2年ですね。中身は入れかえ、更新する必要があるんです。古いものは、またもう古くなったものについては、現在まで捨てられてみえるのかどうかかわからないけれども、もったいないと思うんです。それだけの数を用意するというのはね。だからこそ備蓄の必要、これも自分のところでそれなりに備蓄するというのではなくって、やはりほかの自治体と協議して、そして協定を結んで、むだのないより効果的な備蓄って必要ではないんでしょうか。

加えて、その備蓄の関係につきましても、今まででは防災倉庫でしょうか、あそこで備蓄、毛布などもやってあるということでございますけれども、今回、フエニックスサンコーの跡を市の方でお求めになりました。そして、そこに今回、補修費用で2,000万の改修費用が予算計上されておりますが、そこにもやはりこの備蓄倉庫として使用したいというお考えをお聞きいたしました。そのような、例えば備蓄倉庫一つとりましても、これは富山県でございますけれども、富山県などでは市民球場で防災用品などは備蓄するというところもあるんですね。なぜか。備蓄倉庫というのは広い駐車場が必要です。また、付近に建物がなくなって類焼のおそれが少ないということも最大限の要項でございます。そのような意味からも、この

備蓄倉庫でも市内数カ所に分類して保存していく、これが常套ではないのでしょうか。そのような意味からも、やはりこの備蓄などにつきましても、特に他町村との協定、お互いの助け合いが必要ではないかなというふうに思います。

3番目の医療費の助成の向上についてでございます。

福祉事務所長の方には本当に無理なお願いをいたしました。がしかし、これも市長にお尋ねしたいんですけれども、市長は平成7年、本年でございますけれども、第1回の定例議会において、市長提案説明の中で、まちづくり基本目標として、市民皆様方の心からの幸せを実感できる、いわゆる人に優しく本当に住みよいまちづくりを推進することこそ私の責任であると思うと述べてみえます。また、昨年実施した市民意識調査においても、可児市のイメージは自然環境がよいまちが圧倒的であり、今後も健康福祉都市、環境保全都市づくりを望む声が多い。そこでまず第1に、心豊かな福祉のまちづくりであると述べられているわけです。乳児から高齢者まで、すべての市民が心身ともに健康で生きがいのある生活を営めるよう、人間性豊かな福祉社会を実現していかなければならない。このような決意の中で、心のこもった行政、まして今後の可児市、いや日本、世界を担っていただくような子供たちにとって夢と希望を与えるためにも、先進地並み、財政力指数は確かにきついかもわかりませんが、せめて隣の愛知県、名古屋市と同じレベルの医療助成を私はお願いしたいんです。この辺のところを、もう一度お答えいただきたいと思います。

そして、青少年の健全育成のためにということで、今の回答の中で、可児市では青少年育成市民会議を中心として、それぞれ各地区で同じような方々をお願いしている。そのメンバーとして、今御説明があったとおりです。がしかし、現実にはそれぞれの団体が、悪い言葉で言うと、ばらばらで行事を行ってみえるのではないのでしょうか。古い昔からの言い伝えでございますけれども、これは私が聞いた話です。例えば学校が休みの前に、あの地区では危ない箇所はここだから水泳をやっちゃいけないというようなことで、各団体がそれぞれ、この地区は、この箇所では遊泳禁止という札をかけた。また今度、ほかの団体が同じようなことで、その札をかけにいかうとしたら、もう既に2本立っていたというのが極端な例であります。ですから、青少年市民会議が現実に関心となってやっつけているということであれば、これを一つの、難しい部分はあるかと思えますけれども、市の方で行政が中心となって、より効果の上がるような組織として運営していただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか、お願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 市長 山田 豊君、答弁は簡潔にお願いします。

市長（山田 豊君） 再質問の人口問題に対するところの公共施設整備ということでございますが、私は県のこの推計の18万というのは、まさしく先ほど申し上げたとおりでございますが、従来からの考え方とかなり変わった意味で今後の推計をしていかなきゃならないというふうに思います。高度経済成長の波に乗った時点と、またこれからの可児市の土地利用という問題を考えてまいりますと、人口だけふえるということでは、これは大変なことになります。まさしく社会資本の充実が第一でございますので、こういう面から申し上げますと、こ

れからは可児市の住宅立地というのはかなり制限をされてくるというふうには言わざるを得ん  
と思いますし、またそうであることを願っておるわけでございます。そんなこともございま  
して、年率2%から、少なくとも3%ぐらいの人口伸び率が適当ではなからうかというふう  
に考えております。そんなことで、第二次総合計画で十分検討させていただきたいというふう  
に思います。

それから医療費助成の問題、これは絶えず福祉の問題として取り上げられる問題でござい  
まして、私も過去、福祉に携わっておりましたときに、愛知県とのいろいろ協議を、岐阜県  
ともいたしました。そういう中で、これからの将来に向けての福祉行政のあり方というのは、  
こういった助成問題、特に弱者に対する助成というのを、各県ばらばら、各市町村ばらばら  
というようなことではいけないということをかねがね言ってきておる一人でございますが、  
ただいま福祉事務所長が申し上げましたように、私どもも県に対して十分内容を精査し、要  
望するところはしてまいりたいというふうに考えています。特に市長会等におきましては、  
こういった問題に対して、絶えず従来から県に対して要望し、また国に対しても部会等で要  
望されておりますので、そういう面も含めて今後努力をしてまいりたいと存じますので、よ  
ろしく願います。

議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 青少年の健全育成にかかわりましての再質問にお答えをいたします  
。

先ほど申しましたように、市には可児市青少年育成市民会議がございまして、この組織が青  
少年健全育成にとっては一番中核になる組織だというふうに認識をしておりますし、会長を  
市長が務めまして、それぞれの団体、その他の機関の代表の方に加わっていただいております。  
中には警察署長も参加していただいておりますので、常に情報提供等をしていただい  
ておるところであります。なお、先ほどの例にお出しになりました具体的な活動そのものにつ  
きましては、これは全市的な立場もさることながら、各地区の市民会議、地区会議の方の御  
活動のいかによるといふふうに思っております。議員もPTAの代表として参加してお  
ってくださる部分もあると思いますし、そういう場で一層啓発的な御支援をいただきますよう  
にお願いをしたいと思います。

それからもう1点、各校ばらばらというお話でございまして、青少年健全育成には適切な  
場と時があるわけでございまして、各学校の直接的な問題につきましては、学校の生徒指導  
主事や校長の代表でつくっております生徒指導連絡協議会というのがございまして、これは幼  
稚園から高等学校までが一堂に会して検討を進めておるところであります。そういう機関  
でありますとか、PTAはPTAでそれぞれ評議委員会等をやっておってくださるわけでご  
ざいますから、そこで必要な活動についてはここに御検討をいただくわけではあります  
が、先  
ほども申しましたように、合同研修会でありますとか、青少年問題シンポジウムのところ  
では皆さん方の代表それぞれ集まっておいて検討していただいておりますから、そうい  
う場で十分連携がとれるように今後一層努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお

願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） 先ほどの応援協定の関係でございますが、先ほども申しましたように、広域的なことにつきましては、今後、防災計画の中で十分検討していきたいということを考えております。

それから、お話がありましたように備蓄の関係でございますが、おっしゃられますように、最低の備蓄はやはり各家庭での備えつけということがやはり必要かと思えます。そういったことにつきましても、今後、市民のそういった防災意識の向上には努めてまいりたいということを思っております。先ほどお話ししましたように、広報紙なんかも十分活用してまいりたいということを思います。

それから備蓄倉庫の関係ですが、先ほどの話のありますフェニックスサンコーの跡の建物につきましては、そういった方向に一部使用したいということを考えておりますが、これはできれば中心的な防災センター的な部分を含めまして、あと各地の公民館に防災倉庫を備えていっておりますけれども、現在は平牧公民館と帷子公民館にそれぞれ備えてあります。今年度の予定といたしましては、今度の福祉センター、それから桜ヶ丘公民館を予定いたしております。以上でございます。

〔14番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 14番議員 村上孝志君。

14番（村上孝志君） はい、ありがとうございました。

まだまだいろいろとお聞きしたいところでございますけれども、きょうは帷子自治連合会の皆さん方も傍聴においでいただいておりますので、また帷子出身の山下友治議員がこの後に控えておりますので、短くいきたいと思います。

ただ1点だけ、お願いしたいと思えます。

可児市の将来展望ということで、市長から2回も御返答をいただきましてありがとうございました。その中で、やはり将来的にこういう施設なども建設していかなければならない。また、運動公園といいますが、グリーンパークなどもいろいろと今後とも問題になってくると思います。加えて、今まで建設基金というようなことで、文化センター、またこの市庁舎の増改築の基金も積み立てていただいておりますけれども、まだほかにもあるかと思えますが、そういうのが、はっきり今の積立額などわかりましたら、教えていただければありがたいと思います。

これで村上の質問を終わらせていただきます。

議長（奥田俊昭君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） それじゃあ文化センターは、基金と言えば、まだそれほどではないわけでございますが、約30億近くでございます。概算の数字でございます。それから庁舎増築基金は、これは現在積み立てを停止いたしておりますので、約11億ぐらいというふうに記憶しております。

議長（奥田俊昭君） 以上で、14番議員 村上孝志君の質問を終わります。

8番議員 山下友治君。

8番（山下友治君） 8番議員 山下友治でございます。

ただいま発言の許可を得ましたので、3点ほど一般質問を行います。

まず、一言お礼を申し上げます。というのは、去る8月25日、長坂地内の建物火災に際し、公私ともに御多忙のところ、市長を初め関係者及び先輩議員のお見舞い、そして力強い御支援をいただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

私、初めての一般質問で、発言内容、その他について不都合な箇所がありましたら、何とぞお許してください。

1点目ですが、今月は全国各地で防災にちなんで防災訓練が行われています。当市も4カ所において消防総合演習が行われ、私も塩河地区の演習を見学させていただきました。その費用は、きょうは割愛します。さて、8月25日の昼過ぎに、大型団地の長坂で全焼1軒、延焼1軒の財産の損失と、不幸中の幸いといいますが、人命には何らの影響もない建物火災が発生しました。そのとき、消火栓の水圧の低さにより消火放水が思うようにできなかったことと、消防ホースと消火栓の連結をするとき、消防ホースの機種が異なるために連結ができなかった。このことは、つい最近、9月9日の自治会の管理運営部会の中の部員さんからの報告です。また、消火栓の位置から遠くて初期の消火活動がおくれた要因により、消火作業がはかばかしくなかったかに見られる。過去にも長坂においては2回ほどの火災が発生し、全焼したことがあるが、いまだに事後対策が講じられていない。このような消防について、行政当局は各自治会に対し、防災マニュアル、いわゆる消防マニュアルを作成し、対応できるように配布したらいかがでしょうか。防災上、必要な飲料水も確保できる防火水槽を、集会場、公園、民有地等に設置する必要があると思います。また大型団地、すなわち広眺ヶ丘、若葉台、鳩吹台、長坂は団地造成以来二十有余年を過ぎています。そこで、果たして第2の、ガス、水道、道路、その他の施設等も老朽化しています。本当に安全で大丈夫なのかということをも市民にかいつまんで説明していただきたいと思って、いま一度、安全対策上の関係部署で調査結果をお聞かせください。

2点目として、帷子地区において、長坂、鳩吹台、緑は歩道が整備されていない。他の団地については歩道は整備されています。なぜならば、人に優しいまちづくりを目指している当市としては不整備ではないかと思われます。例えば長坂の歩道について申しますと、道幅は狭く、そこにカイツカイブキの樹木があって、雨の日には傘を差していると傘の天井に当たり、また路面がでこぼこしているため、ところどころに水たまりができ、夜は特に歩行が困難である。そして大事なのは、交差点においては諸車乗り入れ禁止のごとく縁石ブロックが高い。そのために、高齢者、身体障害者の車いす、電動車、自転車等の諸車が必ずとまって、「よいしょ」というかけ声で上げたり下げたりして歩道を利用しているのが現状です。また、南部橋梁線が開通し、長坂・若葉台線ができれば、このバス通りの路面はすごく交通量が増加します。そのためにも歩道の整備というものが重要でなかろうかと思えます。したが



って、車道と歩道との段差のない縁石ブロックにし、路面はタイル張りで、人に優しく活気のあるまちの歩道に改修される意図はないか、お聞かせください。

3点目として、可児市総人口の3分の1弱を占める帷子地区の公共施設は帷子公民館と児童館だけです。21世紀を迎える今日において、長期的なビジョンとして、西可児駅に近くて、だれでも歩いていける地点にコミュニティーセンターとしての役割を果たす会館等が必要だと思います。例えば土地利用の観点から、地下1階にカラオケ、民謡等の娯楽室、1階・2階には高齢者用に、3階・4階には専門書から幼児の漫画のある図書室、5階・6階には研修室、会議室、ホール、そして屋上には環境の利を生かし天文学的な施設を備えた会館をつくり、今後必ず訪れる高齢化社会が急速に進む中で、高齢者から幼児まで、ふれあう場もない、また老人養護施設もない、図書館は公民館の1室にあるが、雰囲気的にも図書室らしくない。青少年の健全なる育成を図るために、まず図書館的なものを提供する必要があると思います。そして、その施設の周辺に、市民運動場を兼ね備えたテニスコート、野球、サッカー、その他にも利用できる施設が必要だと思います。帷子に住んでよかった、いや、可児市に来てよかったと思われるために、ぜひ複合施設のある(仮称)会館的なものを建設し、子々孫々に受け継ぎたいと思いますので、市当局の御見解をお聞かせください。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

議長(奥田俊昭君) 市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 山下議員の第3点目の、帷子地内にコミュニティーセンターの役割を果たす複合施設、また多目的な市民グラウンドを建設してはとの御質問でございます。

帷子地域、通称西可児地域は可児市の人口の4分の1を占めてまいりました。まだまだ増加の傾向にある当地でございますが、当然、お話のような施設に対しての投資をしようとするわけでございますけれども、可児市全体を眺めてみますと、なかなかそのような態勢が考えられないという現状でございます。その一つには、まず老人養護施設等につきましては、この7月に特別養護老人ホームを民間法人が設立をしていただきました。市といたしましても、これに莫大な助成をいたしておるところでございます。また、図書館につきましては、帷子分館として公民館の中に併設をさせていただいておりますが、このようなことでは実際地元の方に対しては申しわけないと思いますが、当面このようなこの分館の充実整備を図ってまいりたいと存じます。また、市民グラウンド等につきましても、同様、スポーツ団体を初めとして、あらゆる機関からの御要請等もございますので、今後の重要課題として考えてまいりたいと存じますが、当面は、小中学校を初めといたしまして、坂戸の総合運動場等を御利用いただきたいと存じております。

公共施設の整備につきましては、御承知のように地域性の強いもの、すなわち公民館等以外につきましては全市的な見地から整備をする必要があるということでございまして、本年度までの前期第二次総合計画では順調に推移してまいりましたが、これから第二次総合計画の後期に入ってまいりますので、この辺も十分位置づけをして計画を十分検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうか、十分な答弁にはなりません、御理解を賜り

たいと存じます。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは、私からはライフラインの再確認と飲料水を兼備した防火水槽の設置についてお答えを申し上げます。

まず、先般の民家火災につきましては、全焼が2軒ということで、まことにお気の毒なことでございました。今年は降水量が少なく、山林火災等も多発しておりましたので、市としても火災予防を呼びかけた矢先のことで、大変残念なことであるということをおもいます。

御質問の中にございました、そのときの消火栓の水圧の点でございますけれども、低かったということでございますが、消火栓から消防車を中継いたしますと、そこで消防車が圧力を上げることになりますので、そのことによって同時に何ヵ所から消火栓を引いておりますと、やはり直接消火栓につないだホースにつきましては水圧が下がるということになるかと思えます。そういう現象が起きたということが言えるかと思えます。したがって、やはり消火栓に頼るということは非常に危険なことでございますので、現在では団地等造成される場合は、二つに一つの割合で防火水槽を設置していただくような、そういう行政指導もいたしております。基準といたしましては、大体80メートルの半径の中でお互いにカバーできる範囲のところに設置するという基準でもって、2対1の割で設置をいたしておるところでございます。したがって、そういう基準でないところ、あるいはやはり必要に応じては、今後は防火水槽の設置を進めていくということについては考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

それからもう一つ、初期消火のための消火栓の取り扱い方法のマニュアルということでございますが、こういった消火栓の取り扱いにつきましては、やはりその施設を使うような、いわゆる実践的な訓練でないというところが、やはり効果が上がらないということから、今までは要請のあります自治会等においては、消防署、消防団の協力を得ながら、そういった訓練を実施してまいりましたが、今後もそういった方向でいきたいということを考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

次にライフラインにつきましては、こうした問題は市内全域にわたることございまして、日ごろから点検、あるいは確認が必要なことは当然でございますので、電気、ガス、それからNTTなどにおきましては、今回の阪神・淡路大震災を教訓にそれぞれその対策は講じられておるようでございますが、今後もそれぞれの施設管理者に対しましては、点検等、十分安全対策について要請をしてまいりたいということをおもっております。

それから、最近下水道の工事を行いました地域、特に長坂等においては、ガス、水道管につきましては布設がえがかなり進んでおるわけでございますが、まだ市内には石綿管の残っており水道管もあるわけでございますが、これにつきましては計画的に布設がえを進めていくということにいたしております。

それからもう一つ、飲料水を兼用した貯水槽についてでございますが、これは少なくとも

100トンクラスを単位にしたものになるかと思いますが、1基当たりでも工事費用を含めると6,000万円以上かかるというような莫大な費用がかかるわけですので、こういったことを見ますと、現在設置しております40トンクラスの普通の防火用水でございましたら10基ほど設置できるわけですので。そうしますと、先ほどのような場合を考えれば、やはりそういった方向を中心に考える必要があるかと思えます。また、可児市の場合は、飲料水につきましては他の市町村と異なりまして、市内の団地にほとんど配水池を設けております。市内で15カ所あるわけですが、そういったものに緊急遮断弁をつければ、飲み水の方はそこで蓄えるということもできるわけですので、そういったことも考えながら、両者十分検討をしていきたいということを思っております。したがって、防火用水の大型のものが必要なところにつきましては、やはり飲料水確保、あるいは防災の観点から十分検討してまいりたいということを思っております。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 曾我宏基君。

建設部長（曾我宏基君） 私からは、山下議員の2番目の御質問であります歩道の整備についてお答えを申し上げたいと思えます。

議員御指摘のとおり、当市は人に優しい都市空間の創造を目指し、可児市福祉環境整備指針を定め、点字ブロック等の敷設や歩道の新設に新規事業によって努めているところでございます。さて、大型住宅団地の既設歩道についての御質問、御提案をいただきまして、まことにありがとうございます。御発言のとおり、市内の大型住宅団地には幅員1.5メートルから3メートルの歩道が整備されておりますが、歩道の切り下げがされておらず、加えて植樹により幅員が狭くなったり、街路樹の根による路面の持ち上げなどにより通行に困難なところがございますので、基本的には改良すべきものと考えております。しかしながら、議員も御承知のこととは存じますが、団地開発が丘陵地になされておきまして、道路勾配の関係からなど、切り下げることにより危険性が增大する箇所が一部にはございます。そんなことなど考えられますので、今後慎重に検討すべきものと考えております。このため、自治会さんと、ともども協議を進めてまいりたいと思えますので、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたします。

〔8番議員 拳手〕

議長（奥田俊昭君） 8番議員 山下友治君。

8番（山下友治君） 歩道のことにつきましてですけれども、地域の一部については危険性があるやに今発言されましたけれども、長坂地内の歩道について、交差点の縁石ブロックですか、あれをできないはずはないと思うんですよ。というのは、何も危険地帯でないと思えます。自転車云々だとか、余分に一層するとかいう問題は起きないと思えます。ですから、これは行政やら政治が今までちょっと軽率に扱ったんじゃないかなあと私は思っているんです。ということは、私がこの選挙に初めて出て一番思ったのは、まず長坂地内においては歩道を整備しよう。それで帷子地区では、先ほど申しましたように若葉台と、そして鳩吹台の2カ所に全然歩道がないんです。ですから、これで片や西可児の開発を進めながら、最も

近い長坂でああいうお粗末な歩道ということは、文化都市可児というイメージからいけば恥ずかしいと思うんです。ですから、これは是が非でも実現の方向へお願いしたいと思っています。その見解をもう一度、本年の予算とは言いませんが、来年度の予算で取り上げるぐらいの勇気があるかどうかを建設部長にお願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 曾我宏基君。

建設部長（曾我宏基君） 御指摘のとおりでございます。御提案いただきまして、改めて関係地区の団地は確認をいたしました。そこで、先ほど御回答を申し上げましたように、一部では急なところ、幹線道路に支線道路が交差しておるところではかなり急な勾配のところについているのもあります。議員御指摘のように、平坦的に近いところでの切り下げができておらんと。これは事実確認をしておりますので、これは早急に対応するよう私も努力するつもりでおりますので、よろしく願いをいたします。

8番（山下友治君） どうもありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 以上で、8番議員 山下友治君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

午後1時から再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午後0時04分

---

再開 午後1時00分

議長（奥田俊昭君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

11番議員 加藤新次君。

11番（加藤新次君） 11番議員 加藤新次でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして3点質問させていただきます。

1点目は、市指定の一般家庭用ごみ袋についてでございます。

現在は大きさが1種類ですが、大家族の場合とか、植木の剪定の後などで大量のごみが出たとき、また毛布やじゅうたんなどは切って捨てなければなりません。半分ぐらいはみ出して集積場に置いてあるのもあります。また、逆に小家族の場合、いっぱいになるまで捨てるのがもったいないような気がして取っておくとき、特に夏などは生ごみなど週2回の回収ではくさって不潔であるので、もう少し小さいのがあるといいという声が聞かれます。したがって、一般家庭用ごみ袋を大中小の3種類に分け、売価は200円にして枚数で調整したらどうかと思いますが、市としての考えをお聞きいたしたいと思います。

2点目は、市民プールについてでございます。

節水が叫ばれている折ではございますが、将来に向かったの質問として理解していただきたいと思います。

ことしも大変暑い夏でしたが、市の活性化のためにも、市外でレジャーを楽しむのではなく、身近で、しかも家族連れで楽しめるようなプール、できれば温水プールのような施設が必要だと思えます。坂戸にB & G海洋センタープールがあることは存じ上げておりますが、

25メートル6コースの大人用と幼児用の小さなプールがあるだけで、狭くて、とても満足できるような施設ではないと思います。現在のプールを拡張しようにも、駐車場も狭いし、用地の面で問題があると思うので、別の場所での建設の予定があるのかお聞きいたしたい。

3点目は、不在地主についてでございます。

最近、当団地内や、またそのほかの地区でも、民家の近くで管理が十分でなく、雑草が伸びほうだいになっている土地があります。このようなところは、ペットのトイレがわりになったり、ごみが捨てられたりして不潔であり、近隣の住民が非常に迷惑しているばかりでなく、火災の危険もあります。そこで、不在地主に対する把握及び指導はどのようになされているのかお聞きいたしたい。

以上、3件でございます。よろしく願いいたします。(拍手)

議長(奥田俊昭君) 市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 加藤議員の市民プールについての御質問にお答えをいたします。

御承知のように、近隣にはレジャー用、またそれなりの市民プールが逐次できつつある状況でございます。本市も皆様方からかなり強い要望を以前より受けておるわけでございますが、何を申しまして、現在の可児市の施策の中でこの市民プールの建設を位置づけるという段階にまいておらないのが現状でございます。と申しますのは、災害はもちろんでございますが、下水道、都市公園、都市景観等の環境整備、高齢化への対応等、いろいろ行政需要が拡大をしておるさなかでございますして、市制10年から20年の、まさに可児市の土台づくりの一番正念場に差しかかってまいておるわけでございます。そういう中におきまして、本来方向づけをすべきところであろうかと思いますが、現在の段階では具体的に建設計画は持っておらないのが正直なところでございます。今後は、将来に向けての考え方といたしまして十分検討し、また皆様方の御意見を拝聴いたしまして、方向づけの課題として研究をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長(奥田俊昭君) 民生部長 可児征治君。

民生部長(可児征治君) 私からは、加藤議員御質問の市指定の一般家庭用ごみ袋についてのお答えをしたいと思います。

質問の中に二つあったかと思いますが、一つは粗大ごみに当たる話と、それから袋の大きさに当たる話だと思いますけれども、まず粗大ごみの方でございますけれども、現在は衛生センターには可燃性粗大ごみを処理する施設はないため、樹木の枝とか、毛布、じゅうたん等の可燃性粗大ごみは袋に入るまでの大きさにしていただきまして、袋に入れて出す方法で処理しています。今後、新しい環境センターが供用開始されますときには、可燃性粗大ごみの処理もできるような施設として今やっておりますので、そうしたときにはできることになるとは思いますけれども、搬出方法、収集方法、回数等を検討して、大きなものでも袋に入れず処理できるような施設として建設するということになっておりますので、もう少しの間、御協力をお願いしたいと思います。

また、袋の大きさを大中小に分けることについての御質問でございますけれども、新処理

施設の供用開始に向けて、排出方法、収集方法等の見直しを実施したいと考えております。ごみの処理状況は、処分することから再資源化を図っていくという時代の趨勢の中でございますので、現在の分別より、さらに細分化するという方向を考えております。収集を実施し、効率よく、焼却するものと、それから再資源化するものを分ける方法を行いたいということでございます。そうした中で、御要望の袋の大きさを細分化するという事は、事務取り扱い上非常に煩雑になるということで非常に困難かと思っておりますけれども、一度検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

少しつけ加えて申し上げておきたいと思っておりますが、自営業者から出たごみ、事業活動に伴って生じたごみは、みずからの責任において適正に処理するという事になっておりますので、市のごみ収集には出すことはできないということにしております。処理方法としましては、事業系の指定袋に入れ直接処理場へ搬入するか、あるいは許可業者に収集委託をして回収を行って処理場で処理するという事になるわけでございます。なお、処理場で処理を実施する場合は、分別方法とか、処理の可能物は一般家庭と同じ方法でお願いしておりますので、よろしく御理解のほど申し上げます。

それから、続きまして不在地主についての件でございますけれども、所有者に対する空き地等の管理につきましては、可児市の生活環境の確保に関する条例に基づきまして適正な管理をお願いしているところでございますが、特に住宅団地の空き地につきましては、その適正管理をPRするため、市内の主要な団地の不在地主に対し、毎年6月上旬に空き地の適正な管理をお願いするはがきを出しております。そして、除草を呼びかけておるということでございます。それ以降、各自治会におかれましては、自治会の計画によりまして実施される空き地の現況確認をもとに市でも独自の調査をした上、草刈り等の適正な土地管理を指導するため、要望書を不在地主に送付しております。また、団地以外の地域につきましても、周辺の住民の方からの苦情に基づき、同様の要望書により適正管理指導を随時しているところでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

〔11番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 11番議員 加藤新次君。

11番（加藤新次君） 御回答、ありがとうございます。

平成7年度可児市の予算におきまして、市税の歳入は市制施行後初めて0.9%ということで、厳しい財政状況に置かれていることはわかりますが、特にお願いしたいのは、市民プールにつきまして何とか早急に前向きにやっていただきたい、このことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（奥田俊昭君） 以上で、11番議員 加藤新次君の質問を終わります。

4番議員 吉田 猛君。

4番（吉田 猛君） 4番議員の吉田 猛でございます。

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

花フェスタ閉会後の街路樹の維持管理についてでございます。

地元可児公園にて開催の「花フェスタ'95 ぎふ」、予想以上に 191万 5,000人という入場者を迎えまして、盛会裏に閉幕しましたことは既に皆様方御承知のことだと思います。内容につきましては、さきの第2回定例議会で十分討論されていますので省略させていただきます。その後の問題としまして、沿線住民の方々より指摘が相次いでいますので、今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

花フェスタ会場周辺道路の街路樹、高木、低木を含めてでございますが、多数枯れております。そして、道路両側は雑草が生い茂っておるような状態でございます。まず土岐・可児線について枯れ木が少ないのは、この開幕2年前と聞いておりますが、植樹したからだと考えております。2点目は多治見・白川線について、土岐・可児線の交差点を入れて我田の交差点は本数も少ないが、枯れ木は多く見受けられます。その奥へ進むと可茂学園の前、いわゆる公園東入り口の前でございますが、総本数は非常に少ないようですが、枯れ木が非常に多く目立っておるところでございます。その可茂学園の前を通りまして、峠を越して御嵩町の古屋敷へ出ます道路沿いは、山のふもと、日陰ということで枯れ木は少ないようでございます。3点目ですが、問題は多治見・八百津線であります。21号線、御嵩高倉口交差点から瀬田方面に入る道路の両側は非常に枯れ木が多く目につくものであります。ちなみに、街路樹の本数及び枯れ木の数を調査しましたので申し添えたいと思います。土岐・可児線、緑ヶ丘入り口交差点から公園入り口交差点、街路樹 151本、枯れ木が20本。2番目に多治見・白川線、公園東入り口交差点から御嵩古屋敷御嵩橋まで、街路樹 158本、枯れ木44本。3番目に多治見・八百津線、土岐・可児線ココストア前から21号線の高倉口まで、街路樹 228本、枯れ木が86本。土岐・可児線についてはハナミズキ、ヤマホウシ、多治見・白川線、多治見・八百津線についてはハナミズキということになっております。

そこで、第2回の定例総会の中で、花フェスタ閉会のあいさつの中で市長が申されてみえます、「可児市民に多くの思い出と夢を残し、潤いのある居住環境をつくり出す」と申されておりますが、花フェスタの事後処理が問題として残っているのではないかと思います。閉会後もこうした部分を完全管理することによって、その真価が問われるものではないでしょうか。「花の都ぎふ」、これは長年開催されておるわけですけれども、この行事が涙を流しておるのではないかと、泣いておるのではないかとと言っても過言ではないと思います。

以上、申し上げました県の管理部分にあるかと思いますが、他市町村からの通行者にはその点は判断できないと思われしますので、一度現地を御確認いただいて、開催地である可児市として、いま少しの気配りを求めるものでございます。

以上で私の質問を終わります。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 曾我宏基君。

建設部長（曾我宏基君） 吉田議員の、街路樹の維持管理の御質問についてお答えをいたします。

御発言にもありましたように、御指摘の路線は県道でございますので、岐阜県が道路管理者でございますので、その点お含みを願いたいと思います。

岐阜地方は日本で一番暑い夏となり、8月の平均気温は30.3度と平年を3度も上回り、日照時間でいいますと平年の140%になった反面、降雨量は平年の10%以下と。本市においては1ヵ月以上も雨が降らないという異常な気象であり、人のみならず、樹木にとりましても極めて厳しい記録づくめの夏でございました。こうした状況下、御指摘のように街路樹の葉焼けと立ち枯れが目立っております。酷暑が続く中、可茂土木事務所では8月3日から街路樹への散水を実施され、葉焼けなどの防止に努められましたが、植栽してから期間がたっていないことに加え、先ほど申し上げましたような気象状況で、私どもとしましても残念な結果となっております。当路線は花街道モデル路線として、ハナミズキ、ヤマホウシ、ハナズオウなどの中高木が植栽されておりました、これらは特に葉焼けなどしやすい樹木のございます。可茂土木事務所では、いましばらく様子を見て、葉焼けか枯れているのかを判断したい意向でございまして、枯れたものは順次植えかえをされる計画と伺っております。本市といたしましても適切な対応をお願いしているところでありますので、御理解をお願いいたします。

なお、市道につきましても、職員で散水に努力し、努めてまいりましたが、残念ながら同様の結果となっております、いましばらく様子を見てみたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

〔4番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 4番議員 吉田 猛君。

4番（吉田 猛君） どうも御回答、ありがとうございました。

私の調査によりますと、花フェスタ閉幕以後、6月中では6日しか雨は降っておりません。7月に入って1日から8日まで、それから17日から4日間は雨が降りました。8月に入ってから、今、建設部長さんがおっしゃられるように一滴の雨も降っておりませんが、今の御答弁の中で、8月3日から散水を始めたというような御回答がございましたが、これは8月に入ってからじゃなく、6月、あるいは7月も雨が少ないというようなことで、もう少し早い手当てが望まれるのではなかったかと思えます。

それと、聞くところによりますと、多治見・八百津線については、これは県との契約の中で1年間保証契約ということで、来年の3月に植えかえるというようなことも聞いておりますけれども、そうした中で、やはりもう少し早い対応がしていただきたかったというふうに考えておりますが、県の管理であるということもありますので、今後の関係方面へのお願いをしていただきまして、速やかな処置をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（奥田俊昭君） 以上で、4番議員 吉田 猛君の質問を終わります。

7番議員 川手靖猛君。

7番（川手靖猛君） 7番議員の公明の川手でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。4項目、21点でございまして、少々長くなるかと思えますが、どうかよろしくお願い申し上げます。



げます。

まず、新人議員として、初めての定例会での一般質問をやらさせていただき、ありがとうございます。過日、新人教育をやらせていただき、知れば知るほど、市制13年目の可児市における多くの、また大きい事業が立て続けにあること知り、ここに御臨席の市長を初め執行部の心労はいかばかりかとお察し申し上げる次第でございます。しかしながら、私どもも執行部とともに公僕でありまして、市民のために全力で取り組むこと、これこそ使命であると思っております。ともに市民の両輪として今後頑張っていきたい、このように思っております。

私が先般の選挙戦で語ってきたことは、まず一つとして、市民本位の政治をすることです。また、弱者優先の政治でございます。また3番目は、公平、公正、均等の政治、このことではございました。この3本柱を私のスタンスとして、市政、行政を見てまいりたい、このように思っております。

では、これらを踏まえまして、質問をさせていただきたいと思っております。

第1番目、戦後50年として、本市としても反核宣言都市といたしまして、福祉センターで、過日、記念行事も拝見させていただきました。大変よくできておりまして、担当部の方たち、遺品集め等を考えても大変に御苦労があったかと思うのでございます。ただし、もう少し反戦・反核の意志を表明したらさらによかったのではないかと、このように思っております。しかし、まずやったことの評価は1,000倍にもとうといことだと思っております。執行部の皆さんに敬意を表する次第でございます。

ここで、市長のお考えをお聞きしたいと思っております。現代世界の世論は、フランスの核実験及び中国の地下核実験の反対で盛り上がっております。当議会でも核実験反対の意見書が提出されて、そして今回の定例会の初日、9月6日だったと思っておりますが、ここで決議したわけではございます。また、来年には国連においても、核兵器の一切の製造等を禁止する、実験等も禁止する、核全体をこの世からなくすような画期的な包括的核実験の禁止条約の締結会議が行われようとしておられるわけではございます。平和の市・可児の市長として、市民に対しての平和のメッセージ、これを核実験に対して反対の表明を願いたいと思っております。

第2に、塩河につくられようとしているクリーンパークの設備についてお聞きしたいと思います。

私は議員になるまで、ある会社の社員でありました。特に生産技術を担当し、プラント設備の機械設計等に従事してまいりました。また、公害問題についてもそれぞれ勉強を少しやっていたと思います。こういった点から、少々詳細な部分もあるかと思っておりますが、時期及び機会が今が最適と思っておりますので質問させていただきたいと思っております。

大きな事業で、土地の買収等が絡むと本当に担当する部署は大変であり、非常に御苦労が多いかと思っております。これも市民が喜んでいただけるという点におきまして、粘り強く頑張っていきたい、このように思うのでございます。そうした問題と設備そのものもしっかりと目を向け、仕様の検討も大事かと思っております。既に当然やられておることとはわかっておられるわけではございますが、設備を開発する上で大事なことは、仕様の

段階であらゆることを考え、必要なものはきちっと入れる、また要らないものは捨てるという取捨選択することだと思っております。また、必要とあれば実験等もしてやることも必要だろうと思っております。後で失敗すると、より多額の金がかかることが設備でございます、設備の性格上、またこの失敗もできないと思うからでございます。プラントメーカーとよく仕様の打ち合わせも必要かと思っております。

では、次のことを質問したいと思っております。たくさん聞きたいことはありますが、重立ったことのみといたしたいと思っております。

まず第1点、ストーカー式の焼却炉等は、大気汚染物質は排出基準に対してどの程度なのか。大気汚染防止法の基準に対してお答えをお願いしたいと思っております。

第2点、公害対策基本法の環境基準には、このクリーンパークは適用されるのかどうかをお教えいただきたい。この中にこのように書いてあります。工業地域、一般公衆が生活していない地域は除外されるとされているわけでございます。一部隣接があるかということも見たわけでございますけれども、この点はどうか。もし適用されるということであれば、環境基準に対して心配の要らないということを示してほしいと思っております。

次に3番目でございます。設備関係は今どこまで煮詰まっていらっしゃるのか、仕様書は既に詳細までできておるのか、また対象メーカー及び対象の機種選定はどの程度まで終わっているのか、この点を聞きたい、このように思います。

第4点目、メーカーを選定する上でのやり方は、仕様、方式等異なる上、金額の高い低いということだけでは決定できないことはわかるわけでございます。では、だれが、何を比較して、どのようなシステムで決定していくのかをお聞きしたい。私の経験からだと、民間会社も高額な設備は非常に厳しくチェック機構を設けております。仕様、見積金額、特徴等を、重点的ニーズの比重かけにして優劣を決めておるわけございまして、参考までに申し上げておきたいと思っております。建物というのは使いものにならないことというのはほとんどないわけでございますが、設備というのはちょっと間違えますと大変なことになるわけございまして、私は経験上よく知っておるわけでございます。

次に5番目です。電気プラズマ溶融炉の方式にした理由をお聞きしたい。他の方式との比較はどの程度やられたのか、この点もお願いしたいと思っております。変電設備、停電対策等も入れた総合評価としておるのかどうか、この点もよろしくお願いしたいと思っております。

第6点目、プラズマ溶融炉は、アーク発生の高電圧で高電磁波の発生が起こることが知られております。この防御をしていないと制御の誤動作等が発生すると考えられます。その対策は大丈夫でしょうか。また、電波障害も心配されますが、この点もいかがでしょうか。

第7点目、この地域は雷の多く発生する場所と聞きます。建て屋、また屋外の設備等は当然避雷針は装備することになっているかと思うが、制御部には忘れがちであるので、必ず雷サージ電圧用アブソーバをつけ、また屋外のケーブルからの装置入り口には絶縁トランス及びサージアブソーバをつけ、耐雷の対策を行うことが安全だと思いが、いかがでしょうか。

8番目、本設備のメンテナンス周期はどのくらいでしょうか、ランニングコストはどのく

らいとなるのでしょうか、この点もお聞きしたいと思います。

9番目、バプフィルターのダスト処理は、ダイオキシンの含有もあると思われるので、この処理は一体どうしておられるのか、この点も聞きしたいと思います。

10点目、能力的に焼却炉は3基あるので保守はききますが、溶融炉は1基しかない、このように聞いております。メンテナンスはどのようにお考えになっているのか。ましてや、24時間稼働と言っている中でどうやってやるのか、非常に難しい問題ではなからうかと思うのでございます。

11点目でございます。回収日に炉がもし故障した場合、ストックエリアは確保してあるのでしょうか。

以上、11項目になりましたが、すべて現段階においても非常に大事なことでございます。後々問題の発生しないように、今回御質問をさせていただきます。

そこでちょっと追加でございます。もう2点ほど追加しておきたいと思っております。

12番目とします。リサイクルプラザ、この敷地の中にあるわけでございますが、オゾン層破壊の原因であるフロン回収装置、この設置をぜひ検討してほしいと思うのでございます。既に全国的には各地で検討を進めておられて、本年で全廃ということになっております。こういった点を考えましても、ぜひ御検討をお願いしたい、この点を御質問申し上げます。

13番目、クリーンパークの稼働後、現在のごみ袋の値段は見直しする必要があるのかないのか。ぜひ今のままにしておいてもらいたいというのが市民の御要望ではないかと思うのでございます。また、このごみ袋の材質、ボイラーの関係から見直しは必要あるのかないのか、この点もよろしくお願い申し上げます。

以上、13項目でございます。長い御質問でございます。まことに申しわけないと思っておりますが、大事なことでございます。

次に3番目に行きます。

次に、可児市の10年以後での問題点を考えてみました。私は、この可児市がこれからどういう形で発展していくのか。あるいはどういう形で、市民とともに本当に健やかな形で安らぎのあるこのまちをつくっていくのか。こういったことにつきまして、各分野別にいろいろと施策をして構築を現在しておる途中でございますが、今回は高齢化が進む状況の中で、交通アクセスシステムの必要性について考えてみました。御検討をお願いしたい。

御存じのように、高齢化の波は急激過ぎるほど大きくなってまいりました。先ほど来、いろいろとこの問題は取り上げられておるわけでございます。厚生省の試算では、2020年には25%、すなわち4人に1人が65歳以上のお年寄りとなると予想しておるわけでございます。今までの2倍のスピードで高齢化社会となるわけでありまして、今後ますます第2の人生の過ごし方が大事になる時代でございます。

こうした中、当可児市ではどうかと思ひまして、調査・分析して、みずからこの分析をやってみました。いろいろシミュレーションをやりながら、そして数値を出してみました。現在、65歳以上の方は10.1から10.2%ぐらいでございます。まずまずという感じでございます

が、では10年後はどうかといえますと、約16%ぐらいになります。また、15年後は約21%ぐらいになります。20年後はどうかといえますと、25.5%ぐらいになります。厚生省が予測した2020年には約30%となることがわかったわけでございます。厚生省では25%と言っているが、当可児市は約30%、5%ぐらい多くなるかなという感じでございます。年々平均しますと、約800人ぐらいの老人がふえていくことになるわけでございます。

私はここで、特に団地に住んでいるお年寄りからの幾つかの声を聞いてまいりました。まず、このお話からしたいと思うのでございます。現在、可児市におきましては、団地に住む人の数は約3万5,000人ぐらいと推測しております。大きな団地が15カ所以上と聞いておりますが、この大きな団地を見てみますと、全くと言ってよいほど山を造成しての団地でございます。非常に坂の多い、また急坂の多いということでございます。さっき述べましたように、高齢化となるとき一番心配することは、この65から70歳ぐらいになると、また70をちょっと過ぎますと、車に乗らない人、また身体上の関係で乗れなくなる人が多くなるということでございます。このようなことは一般的にも指摘されていることでございます。また、事故等の関係上、乗らないようにと家族との話もあるわけでございます。

この間も、広眺ヶ丘の70歳のおじいさんが、羽生ヶ丘でありますけれども、私の家の前のバス停までおりにてまいりました。腰が痛いというので、病院に行きたいとのことございまして。ところが、バス停に着いた途端にバスが行ってしまった。タッチの差でバスが行ってしまったと言っておるのでございます。次のバスが来るまで1時間半待つんだと、待たねばならないと、こう言っているんです。また登り坂を、腰をさすりながら20分かけて家に帰るかと言っておりました。そのとき、たまたま私がまちへ行く用事がありましたので乗せてあげましたが、万事このようなことはあちこちで耳にすることでございます。清水ヶ丘では、土日、バスがなくなったとも聞いておるわけでございます。愛岐ニュータウンでは、姫だと思いましたが、片道20分かかる、帰りは30分以上かかると言っておりました。下恵土でもしかりでございます。老夫婦2人で住むことがますます多くなると予想されます。こうした高齢化がどんどん進むのに、交通の便はだんだん悪くなる実体を今後どのように考えていったらよいのか、頭の悩むことでございます。東鉄、名鉄も、可児では赤字でままならない状態だと聞いておるわけでございます。市からの補助を出しても、なおどうしようもない状態だと聞いておるわけでございます。市制13年目でやることが多いのはわかるわけでございますが、この交通アクセスの問題についても今から取り組みをしておかないと、すぐ10年ぐらいたってしまう、そういうことだと思っております。その点、どのようにお考えがあるか、次の御質問をしたいと思いますのでございます。

一つとして、このような交通アクセスは全く考える必要はないのかどうか。もしあるとするならば、どんな構想をお持ちでしょうか。また当面の対策として、私はこのことにつきまして、このような例としてのアイデアを持っております。各行政区ごとにマイクロバスの運行を図ってはいかがかと。住民の近くまで行ってあげられるようにしてあげる。そして、運転手は60歳ぐらいのシルバーの方に交代制をお願いする。多少の手当を上げたらいかかな

と、このように思います。また、バスはリース等で貸与する。そのようなこともよろしいんじゃないかなと。そして、一部のこういったものを補助していく方式をとりながら、地域性に合った、その行政区の中の状況に合った運用ができると思うと、このように思っておるわけでございます。ぜひここでお願いしたいことは、これらの点につきまして、この10年後のこういった問題を解決する上で、どうか市長の諮問機関等をつくっていただきまして、そして市民の声を反映した、こういった方式の調査・検討をお願いしたい、このように思うわけでございます。以上が3番のことでございます。

次に4番目でございます。

最後の質問でございます。難聴及び聴覚障害者の対応につき御質問を申し上げます。

この春、実は私、用事がありまして東京に出かけたときのことでございます。電車の中で隣に座った人に話しかけられました。話しかけられましたが、答えてもよく聞こえないらしく、耳を私の口の方へ持ってこようとするしぐさと同時に、私は耳がほとんど聞こえないということを言っているではありませんか。外見では少しもわからないこれらの聴覚障害者が、この世の中におることさえも忘れていた私は、すごく戸惑い、またショックを受けたわけでございます。紙に書いてくださいとのこと。私は二、三書いて話をしましたが、これが非常にまどろっこしくて、うまく対話にならないということ、本当にショックを受けた次第でございます。この方も相当勇気を持って私に話しかけたものと思いましたが、このような方は日常どのような生活をしているのかと考えましたときに、さぞかし本当に大変だろうと、このように思うわけでございます。

全国には約400万人の聴覚の障害者がいると、このように新聞等に出ておりました。この前、雑誌を何げなく見ておりましたら、双方向、お互いにやりとりする双方向で信号を交換できる器具が掲載されておりました。難聴の相手に信号を送ると、相手が持っている同じ器具が振動するというだけのものでございます。半径50メートルぐらいの能力で、ポケットベルみたいな大きさでございました。音でなく振動で知らせることが、なるほどなあというふうに思ったわけでございます。目の見えない方にも非常によいものじゃないかなあと、こういうふうに思いました。役所、郵便局、病院等に行ったときなど効果があるものと思うのでございます。

またもう一つは、パソコンネットがこの7月に、あるネットメーカーで開設されたという記事を見ました。聴覚障害者の通信手段はファクスが中心でございます。読んでほしい相手が、読んだかどうかはファクスだとわからないわけございまして、また同居の人に読まれてしまうのではないかとという心配もあります。パソコン通信だと双方向で、同時会話も画面で可能であると。また、電話料を調べてみたら、電話料金も通常よりも安い、安価で済む利点があるようです。私が今紹介しました二つの機器は、難聴者、あるいはお年寄り、さっき言った聴覚障害者への力強い支援となると思い、取り上げてみました。

下記、4点について御質問を申し上げます。

1点は、可児市にはこれらの難聴者及び聴覚の障害者はどのくらいおられるのか。また2

番目、その場合、市の福祉として、それらに実際どのような福祉施策をしているのか。また、今後の支援策をお聞きしたいと思います。三つ目、先ほどの二つの機器をそれぞれの障害者へ貸与することはできないだろうか。また四つ目は、市役所、あるいは郵便局、病院、銀行等へ双方向振動器の設置サービスを福祉として働きかけることはできないか。まだ他の市役所で置いてあるということは聞いておりませんので、福祉PRとなるとと思います。やったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

長い質問でございます。4点にわたりまして御質問を申し上げました。どうかよろしく御回答のほどをお願い申し上げます。以上です。

議長（奥田俊昭君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 川手議員さんの御質問にお答えをいたします。

平和へのメッセージ、核実験に対するの表明はどうかということでございますが、世界の恒久平和はすべての人々の願いでありまして、世界の国及び国連においてもさまざまな活動がなされております。また、近年の急激な国際化の潮流の中で、自治体においても平和への取り組みが重要な課題となってきたと認識をいたしております。去る8月7日から5日間、「伝えよう21世紀へ平和を」をテーマに終戦50年記念事業を開催し、市民皆様とともに過去の歴史を振り返り、平和の意義やとうとさについて考え、平和の誓いを新たにしたところでございます。また、庁舎において非核平和宣言都市の垂れ幕を掲げるとともに、市民皆様には広報紙にてお願いをし、8月6日、9日、15日には、それぞれの家庭、職場、地域において平和祈念の黙祷をいただいてまいりました。今後とも議員各位を初め市民皆様とともに考え、平和施策のでき得るものから取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

9月6日に全会一致にて採択されました核実験の即時中止を求める意見書は、まことに時宜を得たものであり、私も核実験につきましては、核兵器廃絶を願う国際世論を無視し、核軍縮の流れに逆行する行為であり、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存を脅かす行為として遺憾に思います。また、全国市長会におきましても、本市議会と同様な趣旨のもとに、国に対して強く要請をされておるところでございますので、つけ加えさせていただきます。

次に、クリーンパークの設備などについての御質問でございますが、このクリーンパーク建設計画は、主に市民の皆様から出されます可燃ごみ及び不燃ごみ、あるいは粗大ごみを処理します一般廃棄物処理施設を建設するもので、本市を含め、可茂地域11市町村で構成する可茂衛生施設利用組合が、現施設の老朽化に伴い、緊急の課題として新たに建設するものでございます。建設場所につきましては、本市のごみ量が全体の約半分を占めることから、本市の塩河地区でお願いをしてまいりましたところ、塩河自治会の皆様の高邁なる御理解のもと、平成6年1月27日に御同意をいただいて決定し、用地の確保を進めているところでございますが、その用地につきましてもようやくめどがついてまいりました。年内に工事に着手する予定となっております。

議員の御質問である設備内容につきましては、後ほど民生部長から詳細に答弁をさせます

が、子どもは施設を建設するに当たり、景観にも配慮した自然と調和のとれた施設、環境保全、公害防止対策に十分配慮した施設づくりを重点に計画を立案しており、特に公害防止策といたしまして、まだ全国的にもあまり例のない施設、排水の完全クローズ化、焼却灰などを溶かして無公害なスラグに変えての埋め立て処分、最新の煤煙処理施設など十分検討して取り入れ、万全を期した計画となっており、地域住民の皆様に安心していただく施設、他の地域に誇れる施設が建設できるものと考えております。なお、この建設計画の詳細につきましては、今議会の開催中に議員の皆様、また市民の皆様には市の広報紙を通じましてお知らせをし、理解を賜ってまいりたいと考えております。

昨日、環境センター建設特別委員会を開催いただきました。このクリーンパークの施設計画の内容等、細部にわたって組合からの説明を受けられました。そして、今後は特別委員会を中心にして十分御検討をいただきまして、組合に対しまして詳細な問題点については御要望を申し上げ、必ず施設の内容を十分加味していただけるように努力をさせていただくつもりでございます。特に可児市に建設をするということでございますので、市民の皆様の大勢から、市長、責任ある施設ができるのかどうかということの御心配はかなり多くいただいておりますので、その辺、十分ひとつ詳細にわたって議会の御協力もいただき、組合に対して要請をして完全なものにしてまいりたいと存じます。

また、このごみ問題につきましては、施設づくりばかりでなく、分別収集によるごみの資源化、ぼかし等による有効利用など、ごみの減量化につきましても重要な課題として今後も積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、何分の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥田俊昭君） 民生部長 可児征治君。

民生部長（可児征治君） それでは、私からは環境センター、いわゆるクリーンパークの設備などの詳細についてお答えしたいと思います。

今、市長が申しあげましたように、この施設計画は事業主体である可茂衛生施設利用組合が主体となって検討してまいっております。したがって、きょうお答えする内容も、そちらの方からいろいろお聞きしたものをお答えすることになりますけれども、川手議員の方は大変専門家であるということを知っております。私自身も不勉強なところもございりますが、なるべく簡潔にお答えしたいと思います。内容が専門的なことでございますので、専門的な用語とか、あるいは数字というようなお答えになりますので、あらかじめよろしく御了承をお願いしたいと思います。また、少々長いお答えになりますので、よろしくお願ひします。

まず1番の、ストーカ式の焼却炉は、大気汚染物質は排出基準に対してどの程度かということで、大気汚染防止法の基準ということなんでございますけれども、環境センターの建設に当たっては、地域に決して公害等の迷惑をかけてはいけないということが大原則で取り組んでもらっておりますので、そうした面で非常に厳しく基準を定めております。その取り扱いにつきましては幾つかの規制値を考えてきておるわけですが、一つは、法に定められ

る規制値に基づくものがございます。その法の規制に基づくものに、さらに塩河地区と公害防止のための環境保全協定を締結しておりますので、その数値が一つの基準になります。また、設計におきましては、その塩河との環境協定の内容をさらに厳しくした数値を用いるということでやっております。例えて申し上げますと、これは専門的な数字でございますけれども、塩化水素などでいいますと、法の規制値でいいますと430PPm以下ということになっております。これが、塩河との協定の設定値では200PPm以下と。それから、さらにこの設計値の中では、それをさらに半分の100PPm以下というようなことで設計の値を決めております。これはこのようにしてやっていくということにしておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから2番目の、公害対策基本法の環境基準には適用されるのかと。もし適用される場合は、環境基準に対して心配は要らないことを示してほしいという御指摘でございますが、議員御指摘のように、工業地域とか、あるいは一般公衆が通常生活している地域というのはこうした基準に該当しないわけですが、可児市ではこういうところは1ヵ所もないようでございますけれども、クリーンパークの全域は当然のこととしてこの基準が適用されます。したがって、環境基本法の16条にあるわけですが、大気汚染とか水質汚濁、あるいは土壌汚染、騒音について、人の健康の保護とか生活環境の保全というような観点から基準が適用されますが、そうした基準を構造指針によって設計しておりますので、これは万全を期しておるといふつもりでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それから3番目の、施設関係はどこまで煮詰まっているか。仕様書は詳細にできているのかと。また、対象メーカー及び対象機種選定は終わったのかということでございますけれども、施設関係の仕様書には、各社守るべき仕様、あるいは数量を極力記入するようにしております。各社のノウハウの関係上、指定できない部分については、設計基準指示と、それから性能指示等によりまして、組合とメーカーとの考え方の食い違いのないように対策をしておるといふことでございます。機種につきましては、焼却炉は振動で落とすような式でございますけれども、ストーカー方式と、それから溶融炉は電気プラズマ方式ということで、いわゆる雷のような現象を起こさせるわけですが、そうした方式での溶融炉を決定しております。対象メーカーは、現在、指名競争入札でやるということで、その作業を執行中ということでございますので、よろしくお願ひします。

それから4番目の、メーカー選定は何を比較してどのようなシステムで決定したかということでございますけれども、この選定につきましては7段階のフローで検討したということでございますが、1番目は、各メーカーに対しまして、組合が必要とする性能とか公害防止の基準を示して見積もり設計を依頼するという、いわゆる見積設計仕様書ということになるわけでございますが、二つ目は、その見積もり設計の内容を審査して、各社の設計内容が妥当かどうかを検討する。そして必要に応じて各社ヒアリングを行うと。それから三つ目は、そのヒアリング等で疑問な設計とか不十分な設計と考えられる部分については、各社に対し



て再検討、変更を指示するという各種の指示書が出されるわけでございます。それから4番目は、各社の設計内容、設備、機械の能力等が同等と考えられるまで仕様書を統一するという、いわゆる統一仕様書をつくるということでございます。それから、各社がこの仕様書に応じられるかどうかを確認する。その次には、組合として仕様書を確定するという、いわゆる最終仕様書ができ上がるわけでございます。そして、入札等の価格競争により事業者を選定するという、いわゆるこうした7段階のフローによって決めてきたということでございます。

それから5番目の方の、電気プラズマ溶融炉の方式にした理由は何か、他の方式との比較はどの程度かという御質問でございますけれども、溶融方式というのは各種いろいろございますけれども、私が調べた限りでは、現在開発されているだけでも、直接溶融というのが2種類ぐらいと、それから灰溶融が電気で7種類と、燃料燃焼というもので5種類というようなことで、14種類ぐらいあるようなことが書いてございますけれども、実際にはまだ開発されておるかもわかりません。

そこで、電気プラズマ方式を選んだ理由ということでございますけれども、一つには、これまとめて申し上げますので、細かい内容はわかりにくい点があるかと思えますけれども、燃焼ガスによる灰の拡散が少ないということ、そして高い溶融効率を目指すためということが一つと。それから二つ目には、高温溶融によってスラグ粒を高品質化する。いわゆるスラグというのはガラスのような細かい粒状にするわけですが、そうしたものが高品質化し、最終処分場から出る水の再利用を実現するためということが二つ目。それから三つ目は、スラグの再利用を可能とするよう鉄類を分別することを可能とするということ。それから四つ目は、余熱利用による自家発電との同時採用によるランニングコストの抑制ができるということ。それから五つ目は、電気を熱源とすることにより、安全でクリーンな溶融を可能とすると。それから六つ目は、これは30トンの2炉という計画でございますので、その規模では規模的に最も適した溶融方式であるというような、主なものとしては6点ぐらいの理由で電気プラズマを選定したということでございます。

それから、その中で電力供給についての御質問も一緒にありましたですが、これは高圧電力で計画しておるということで、いわゆる特別に変電所をつくらずに電柱から引くということのようでございますが、特別高圧についてはイニシャルコストが非常に高いということ、いわゆる設備費が非常にかかるということから、そうした計画をしたということです。このため大規模な変電施設は不要となりましたが、自家発電、いわゆる熱を使って発電する自家発電での容量に制限が生じてきたということは確かなようでございます。いろいろな比較をし、総合的観点からこのように決定をしたということでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

それから六つ目の、プラズマ溶融はアーク発生の高電圧で高電磁波の発生が起こるが、この防御をしていないと制御の誤動作が発生すると考えられる。その対策は大丈夫かと。いわゆる雑音とか、テレビなんかでいうと画面の乱れになるかと思えますが、そういった障害対

策については通産省のガイドラインがあるようでございますが、そういったものによってやるということと、それから制御回路については各社とも光ケーブルを使用するというようなことで、そうした対策をしておるということでございます。

それから7番目の、この地域は雷の多く発生する場所と聞くと、対雷対策は行っているか、安全かどうかというような御質問をいただいておりますけれども、御指摘ありがとうございます。こうした制御とか通信関係の施設につきましても、対雷対策を十分していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから八つ目の方の、本施設のメンテナンスの周期はどのくらいで、ランニングコストはどのくらいかということでございますが、これは設備全体としてのメンテナンスの周期は原則として年1回ということになります、それぞれの機器により適正とされるメンテナンスの周期がありますので、これに従って行いますということですが、ランニングコストについて、いわゆる運営経費ということでございますけれども、各メーカーから提出された試算のもとになっている項目とか、例えば電気の消費量、燃料費、薬品費、それから5年間の定期点検費とか修繕などについてのヒアリングなどを行って十分調査しておりますけれども、いわゆるランニングコストということになりますと、ごみの質とか量によって変化が生ずるというようなことで、こうした面ではコストが上下するというようなこともあるようでございますので、御理解をいただきたいということでございます。

それから9番目の、バブフィルター、最終の灰を集じんするところのダストの処理はダイオキシンの含有もあると思われるが、この処理はどうかというようなことでございますけれども、ダイオキシンにつきましても一番気を使っておるところでございます。ダイオキシンを含め、有害物質については、その発生を防止するとともに、発生しても、これを除去、無害化するという装置を設置するというところでございますが、これは先ほどから言っておりますプラズマ溶融でこのものを含めて溶融化することになるわけですが、ちなみにダイオキシンというのは200度から300度ぐらいの温度が一番発生しやすいというようなことが言われておりますけれども、高温で処理するというので、これはデータそのものはしっかりしたものはまだないようでございますけれども、ダイオキシンの除去もされるというような効果もあるというようなことも聞いております。また、これは特に重要な部分になりますので、必要に応じまして、定期的に監視、測定、確認するというようなことをいたしまして、公害防止に万全を期していくということにしておりますので、よろしく申し上げます。

それから10番目の、能力的に焼却炉は3基あるので保守はきくが、溶融炉は1基しかなく、メンテナンスはどのように考えているかという御質問でございますけれども、これは十分まだ説明がしていなかったようでございますが、溶融炉は2基設置いたすということにしておりますので、したがってメンテナンスもできるようになっておるということでございますので、よろしく申し上げます。

それから11番目の、回収日に炉が故障した場合、ストックするエリアは確保されているかということでございますが、ストックエリアは、ごみは3日分と、それから灰ピットは7日

分の必要な容量を確保しているということでございます。

それから質問の中で になっておりますが、12番ということで、リサイクルプラザの中にオゾン層破壊の原因であるフロン回収装置を検討してほしいということでございますけれども、御指摘のように、フロンによるオゾン層の破壊ということは、これは世界的な問題として現在出ております。当然のこととして、回収機を設置することにしなければならないということございまして、設置することにしておりますので、よろしく願います。

それから次の13番目になりますが、クリーンパークの稼働後、現在のごみ袋の値段を見直す必要はないか。ぜひこのままにしてもらいたいという御質問でございますけれども、これにつきましては、可燃ごみの処理手数料というのが、これは昭和46年の12月に受益者負担ということで、1袋20円ということで、そのまま現在に至っておるということでございます。現在のごみ収集運搬及び処理に係る経費を考えますと、新しい環境センターが供用開始すると同時に、手数料の見直しも必要かと考えております。また、全国の市長会ではごみの処理の有料化が打ち出されておまして、全国的にごみの有料化が実施されていく中でございますけれども、本市におきましても、今後、不燃ごみに対しても有料化を実施していくと。現在これは無料でございますけれども、有料化をしていくということが必要であるというふうに考えております。なお、有料化に際しましては、ごみの減量化、省資源化を徹底して、ごみ問題に対する住民の意識の転換を図るという観点から、適正な負担を求めることの必要性等について、もちろん市民の合意を得ていくというようなことに今後努めていく必要があるということを考えております。

それから、現在使用しているごみ袋は炭酸カルシウムが20%入っておる中低圧ポリエチレンというものでございますけれども、これは焼却時の発熱量が低く抑えられるということと、それから有害ガスが発生しない、クリンカーで溶滴にならない等の理由から採用しておるということで、焼却炉に対しても特に支障がないということで今現在考えております。

それから、今まで幾つか答えさせていただきましたけれども、こうした環境センターの問題につきましては、議会の方に特別委員会を設置していただきまして、過去12回、そうした会議を開いておっていただきますけれども、新しい議員さんになってからは2回になりますけれども、あらゆる面から研究・検討をいただいております。また、地元の方では環境保全委員会が設置されておまして、ここにおきましてもいろいろな面で研究・検討をいただいております。なお、今議会の最終日に当たる9月25日には議員の全員協議会をお開きいただきまして、その中でも、組合の方から来ていただきまして詳細にわたって説明する予定にしておりますので、またよろしくお願したいと思います。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは、私からは3番目の高齢化に伴う交通アクセスシステムの必要性についてお答えを申し上げます。

まずは、市民の皆様の身近な足として、団地と主要鉄道駅、あるいは市の中心市街地等を結ぶ重要な公共交通機関であります。現在、市内には東濃鉄道が7路線、名古屋鉄道が4路

線を営業運行しておりますけれども、近年のモータリゼーションによりまして一部路線については利用状況が大変低くなっております。したがって、議員御承知のように、国・県、そして市から補助金を出しているのが現状でございます。バス路線は、都市化の進展や議員御指摘の高齢化社会の到来、さらには公共施設の整備充実に伴いまして、その重要性はますます高まるものと考えております。現在、市では路線バスに依存するほか、可児川苑、福寿苑の老人福祉センターにつきましては送迎用の専用バスを運転いたしておりますが、これ以上、市の循環バス等を広めていくことは難しいと思っております。先ほど各行政区ごとのマイクロバスの運行というようなことが言われましたが、市が多くの循環バスを運行することにつきましては、法的な問題、それから競合するバス会社との関係、あるいは財政や経営上の問題等から非常に困難であると思っております。したがって、現時点では現行路線の確保、新規路線の拡充等、引き続き関係機関に要請をしていくものであります。

なお、常々市民の方から市に寄せられております御意見や要望につきましては、その都度、あるいは機会あるごとにバス会社等には申し上げているところでございます。また、諮問機関というお話がございましたが、これにつきましては内部的にもいま一度検討したいと思っておりますし、現在策定を進めております総合計画の後期計画の中でも考えていき、総合計画審議会などにも諮っていったらと、そんなことも考えております。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 私からは、難聴及び聴覚障害者への対応についてお答えをいたします。

4項目にわたる御質問でございますが、一つ目の、難聴者及び聴覚障害者はどのくらいみえるかの質問でございますが、身体障害者の手帳をお持ちの方は1,644人お見えになります。そのうち、聴覚障害者は182名でございます。

次に二つ目の、こうした方々に対しどのような福祉施策を進めているのか、また今後の支援策についてのお尋ねでございますが、現在、日常生活用具の給付において、聴覚障害者に対してファクスや、家にお客さんが見えると音のかわりに光で合図を送るお知らせランプがございます。そうしたことで聴覚障害者を支援しております。また、今後も聴覚障害者を含めた障害者に対して、住みよい福祉のまちづくり基本計画に基づいて施策を進めてまいりたいと存じております。

三つ目の、パソコン通信とか双方向振動器の貸与についてでございますが、現在、パソコンに関して貸与はございませんが、意思伝達の困難な障害者に対して、パソコンを購入する場合に12万円を補助する制度がございます。また、振動呼び出し器と申しますか、双方向信号器につきましては、現在、給付、または貸与の制度はございませんが、今後の高齢化社会により高齢による難聴者も増大すると予想されますので、国・県等の総合的な動向を勘案しながら検討していきたいと思っております。

四つ目の、双方向振動器を市役所や病院、銀行などに設置できないかと、こういったお尋ねでございますが、当市では平成5年度より、住みよい福祉のまちづくりの事業の一環とし

まして、耳マークシールを難聴者に対して交付いたしまして、病院の診察券、銀行の通帳などに張ってもらい、受付窓口での不便の解消を図っております。双方向振動器を市役所や郵便局、あるいは病院等に設置することにつきましては、画期的な機種であるため、今後、関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔 7 番議員 挙手 〕

議長（奥田俊昭君） 7 番議員 川手靖猛君。

7 番（川手靖猛君） どうもありがとうございました。

長い私の質問に対しまして、総論、各論ともども、各項目にわたりまして御答弁いただきまして、本当にありがとうございました。しかしながら、回答の中で幾つかまた御質問したい点がありますので、お聞きしたいと思います。

まず第 1 点目でございます。市長の核実験の反対のお言葉、御声明は、非核平和宣言の市として、市民に対し、市長として大変意義があるお言葉であったと、このように思うのでございます。市民は恐らく安心の気持ちで喝采を送ると思うものでございます。核兵器は絶対悪でありまして、またある人はサタンであるとも申しております。市民生活は、平和であってこそだと思わなければならないのでございます。本当にありがとうございました。

次に、2 項目目のクリーンパークの件でございます。この 3 項目の件につきまして、さきに、仕様書、あるいはそういった設備の対象メーカー等の選定は決まっているんですかという私の質問でございます。この質問の回答を聞きながら、また市長の御回答を聞きながら思ったことでございます。私はこういった質問をする時期というもの、私は今が最適だと思っておったんですが、既にこの仕様の大部分は決まっておるというような話が出てくるわけでございます。この点につきましては、甚だ残念であるというか、もうそんな時期なのかと、まことに不勉強ということもあるかと思えますけれども、そう思った次第でございます。実はこの件につきまして、昨日もいろいろ論議があったそうでございます。200 億以上の計画のうち、この設備においては数十億という設備を決定するわけございまして、このプロセスにおいていろいろ地元住民優先、これは大変重要だと思うので、これは非常に大変結構でございまして、しかしながら、地元がオーケーすればすべてオーケーでないと、こういうことを思うのでございます。一般市民も知る権利がありまして、なぜならば多くの税金を出しているわけでございます。もう発注段階にあるということ、このものも我々議員もあまり知っていなかった。勉強不足という面もあるかもしれませんが、9 月 11 日以降、議員としての立場になりましたが、知らなかったということでございます。こういうことございまして、こういった多額の金のものを計画する上ではもう少しプロセスをきちっとして、そして総合的にやっぱり納得いくような形をとっていただきたいと、このように思うわけでございます。スケジュール、あるいは内容、もう少し開示してほしいと思うのでございます。本来、こういった一般質問の中で多くの議員がこうやってやることは大事なことだろうと、こう思うのでございます。私のこの質問も 12 月になってしまえば何の意味もなかった、

このように思っておる次第でございます。この点、市長にお聞きしたい。この点はどのようなことなのかということをお聞きしたいと思えます。

次に、先ほどの小さな1項目目でございます。排出基準は地元との排出の基準まで約束されている。非常に結構なことだと思うんです。大変よいことだと思っております。これは非常に納得しました、実は。ただ、設備が完成後というか、しっかりとこの辺の基準を守っていくように、システムチックにひとつ管理をお願いしておきたいと、このように思うわけでございます。

もう一つの小ちゃ目の2項目目でございます。国内の環境基準が適用されるというお答えがございまして、実はこの環境基準が適用されたら、その基準が実はあるわけございまして、要は二酸化硫黄とか一酸化炭素はどうなのかとか、そういった浮遊粒子状物質でしたか、光化学オキシダントでしたか、そういった基準というのが実はあるわけございまして、こういったものに対してまたどうなのかということを実当はお聞きしたかった、こういうことございまして。恐らくきょうはお答えできないと思うので、後ほどまたお願いしたいと思えます。

あと4項目目に移ります。3項目目はさっき言いましたので、4項目目に移ります。メーカーの選定のやり方というのは、先ほど7段階に教えていただきました。これは最も一般的でございまして、それは結構でございます。これは非常に理解できることございまして、問題はそれとおりに果たしてやってきているかどうかということが実は問題でございまして、上げて順序をお知らせいただけるといいことですが、それとおりに本当にやったのかどうかと、こういうことなんです、問題はね。ということございまして。その点はどうだったのかということです。

次に5項目目で、電気プラズマの溶融炉の方式比較というのがございましたけれども、これについても比較するときには、先ほど質問で申し上げたように、やはりいろんなものがあるわけございまして、そういうものを同じように並べまして、ただ単に並べても物というのはみんな違うわけございまして、性能も違うし、いろいろな形、格好も全部違うわけございまして、いろいろなものの評価というのは、並べて、時に、それを要するに重点ニーズも含んで、もちろんいろんな重点は何なのかという形で比重かけするというのが普通のやり方なんです。こういったことも合わせ持ってやっぱりやっているかどうかということだと思えます。きちっとマトリックスをつくってやって、そしてこれが本当にいいんだという形をとっておかないと、多額のお金を使うわけございまして、この点もお願いしたい。その点どうなのかということございまして。あとは、ランニングコスト等も含めて評価すべきだと私は思うのでございまして。

8項目目です。これはさっき言ったランニングコストの問題、これは極めて非常に大事なことでございまして、ランニングコストというのは毎年予算計上しなきゃいけないということございまして、これが今算出していないということは非常に手落ちだったろうと、私はこう思うんです。それはいろんな条件がありまして難しいのはわかるわけですが、概算

も出ていないというのは非常に手落ちだろうと、こういうふうに思います。これはまだまだ先の話ということもありますので、よくこの点も早急に予測していただきまして、後でこんなにもかかったのかというようなことのないように、そのシステムでやったときにはこのランニングコストがどうなのかということは今やっておかなきゃいかんわけですね。設備が決まってからやって、後でえらく金を取られちゃったということだったら何にもならんわけです。そうならんように、どうかひとつお願いしたいと、このように思うわけでございます。

あとは、12項目目でございます。リサイクルのプラザの中にオゾン層を破壊するフロンの回収装置をつけたらどうかという問いに対しまして、大変結構なお答えをいただきました。今回の計画に入れていただくということでございました。甚だ非常にうれしゅうございます。これは大いに実はPRをしてやったらよろしいかと思えます。これは各市で、今、実はフロンの回収装置につきましては、つけよという動きをしておるわけでございます。こういった機会につくということであれば本当に結構なことだと、市民も非常に喜ぶだろうと、こう思うわけでございます。大いにPRをお願いしたい。

今回最後の13項目目でございます。ごみ袋の問題、こういった新しいものをやったときに、物が上がるという、これは市民にとってみれば毎回のことでございまして、非常に反応が激しく来ることでありましょう。ここで聞きたいのは、見直ししたときに安くなればいいわけですね。高くなったときにどうするのかということでございまして、これはどういう形で市民の声をお聞きしていくのか、慎重にやっぱりやっていかなきゃいかんだろうと、こういうふうに思うわけでございます。

下水道の問題も、実は値上げになるようなというか、根本的に値上げになっていくような形になっているわけでございまして、市民に対して、一つ一つそういった形に値上げがあちこちでなるということはよくないことである。それを何とか防ぐことはできないんだらうかという知恵も必要だろうと、こういうふうに思うわけでございます。

以上、他のことにつきましては、順次、また次の機会に御質問していきたいと、このように思います。

次に公共アクセスシステムの問題でございます。今はこういった問題、10年、15年先の話をしたわけでございまして、今当面どうこうということじゃないかもしれませんが、これは先を見ますと、そういう状況になるということはよく御認識いただいて、そして難しいことはわかるんです。難しいからやらなきゃいけないんです。ですから、やらなきゃいけないのは我々の役目でございます。ですから、そういったことを本当に真剣に総合計画審議会の中でやるというお話をいただきました。これも結構でございますけれども、やはりそれを特別にやるような研究機関を設けて、それなりの人にやっていただくような形をぜひひとつお願いしたい。そうしないと、これは名鉄とか東鉄云々という問題もあります。あるけれども、そういった問題も合わせ持ってやっぱり総合的に考えておかないと、これは大変になるというのは事実でございます。ですから、何がある、これがあるという条件がそこにあるのはわかるわけです。ですけれども、総合的にどうなんだという一つの線というものは

やっぱり決めておかないといかんわけです。10年はどうだ、20年は本来どうなんだと。鉄道を敷くのか敷かんのかというところまでやっぱり考える必要というのは出てくるわけでございまして、そういうことのビジョンというのは大事かと思えます。

最後の聴覚障害者の問題でございまして。一応、私も内容をちょっとあまり詳しく調べなかった結果だと思えますけど、パソコンは12万補助をいただけるということ、非常にありがたいことだと思えます。こういった点についても、そういった人にはよくPRをしていただいて、そして補助を受けられるように取り計らっていただきたいと、このように思うわけでございまして。

また、ベルマークシール云々という話がありました。これは実は確かにあるんですけども、本当にそういった人たちの補完機器になっていくかということ、必ずしもそうじゃなくて、やはりだれかを呼ばなきゃいけないということには変わらないわけでございまして、そういう意味で、呼ぶというとやっぱりそこに何らかの行為があらわれまして、あの人は耳が遠いんだなということがだれかに知れるわけでございまして、そういったプライバシー的なことも考えますと、やはり先ほどの振動器というようなものは、これは実は非常に安くございまして、安いとか高いというのはあれですけど、1対が1万5,000円ぐらいのものでございまして、ですから必ずしも特別論議してやるような話でもないわけでございまして、それが何セットか、何セットといっても1セットか2セットぐらい置いておけば、それで非常に便利がよくなるんじゃないかなという関係でございまして、ぜひひとつ検討をお願いしたい。これはひとつ御回答をお願いしたい。以上でございまして。

議長（奥田俊昭君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 先ほどもお答えをいたしましたように、可児市に建設をいたしますので、可児市として十分納得のできる安全な施設でなければいかんということは、これは当初、塩河地区にお願いをする時点から前市長が4年以前からお話をし、またその当時から議会の皆様方も全国各地へ研修視察の中で、この環境センターの現場視察をしておいでになって、恐らくやこの可茂圏域の中で、組合を初めといたしまして、可児市議会はもちろんでございますが、この環境センター建設に係る皆様方の御勉強は大したものというふうに思っております。そういう中で、今回、具体的に方向づけが出てまいったわけでございまして、ただいま幾つかの項目で御質問がございましたが、これはすべてが完結しておるわけではございません。中にはお答えに足らなかった分がございまして、私どもも首長会で、先ほどお話ございましたランニングコストの問題も随分御意見が出ました。これは当然なことでございまして、十分検討はしてある数字もお聞きをしたわけでございまして、余りにも現段階で詳細に、数字的な、また具体的な説明をすることは控えた方がいいということで、正直なところを申しますと、この11市町村でお話をしておりますといろいろの面でいろいろ話が外へ漏れてしまうと、こういうことに対しては随分、地元からも可児市がしかられておるというような状況でございまして、あくまでも最大限、極秘の形をとれるだけとってきておるというのが現状でございまして。



それから発注業務との関係、仕様等の関係と可児市との調整が若干ずれておるといような状況で、昨日も特別委員会で委員の皆様から、それじゃあ特別委員会はどうしたらいいんだというようなお話もございました。全くそのとおりでございまして、決して全部が100%完結の形にはなっておらんというふうに私は見ておりますので、どうあれ、とにかくこの発注に対しましては、皆様方の御質問を完結するまで、十分コンサルの方にも、また仕様にも的確に処理をさせていただくと、こういうことで進みたいというふうに思っています。どうかその辺は、先ほど申し上げましたように、全員協議会等におきましても組合から来ていただきますので、皆様方からその辺は十分ひとつ念押しをしていただいても結構だというふうに思いますが、きのう、組合の助役以下が参りまして、そして恐らくや十分お話を受けていったと思いますので、私も先般、首長会の折にも可児市議会の対応等のお話も十分しました。

議員の皆様の中にも、また民間の中にも、大勢の方が現在の先進地、例えて言いますと、四国の松山、それから千葉県、関東地方数ヵ所もおいでをいただいて研究をされております。どのメーカーにおいても何らかの欠点といたしますが、まだ不足しておるところがあるようでございますが、しかし現時点で私から申し上げますのは、今、全国にできておる最新型のものよりも、それ以上に注意を払ってできる施設でなければいかんということを念を押しておりますので、金のどうこうということは第二にして、要は、安いということも必要であるわけですけれども、しっかりしたものをつくると、こういうことに全力を挙げて取り組んでもらっておるわけでございます。どうか来るべき協議会の折には、ひとつそういうようなことも含めて皆様方から十分な御質問をいただいて、組合も反映してくれると思います。そんなことで、私も素人でございますので、ただ心配しないようにということだけで言っておるわけではいけないわけでございますので、議員の皆様の中にもかなり専門的に勉強しておいでになる方もおいでになりまして、これはやっぱり百聞は一見にしかずで、視察をして、よく聞き、よく検討されて、その中での勉強がされておるといことに対しましても深く敬意を表したいと思っておる次第でございます。そんなようなことでございますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 民生部長 可児征治君。

民生部長（可児征治君） ただいま市長の方からお答えしましたんですけれども、その中にもありましたように、こうした入札にかかわるような項目については極力外に出さないようにというようなお話もございまして、それからまた私の方で少しわからない部分もございまして、そうした部分については後ほどお答えするということにしたいと思っておりますが、わかる限りお答えしたいと思います。先ほどの再質問の中で1番の大気汚染の排出基準のお話で、塩河との設定値が環境保全協定によってあるということは非常にいいことだというお褒めをいただきましたけれども、これを今後、もう少しシステムチックにというようなお話でございまして、当然のこととして、これから地元とのチェック機能というものは設けるということにしておりますので、そうしたものもしっかりと守っていきたいというふうに考えております。

それから二つ目の方の環境基準についてということで、もう少しその項目ごとというようなお話だったかと思いますがけれども、少し調べてみますと、ここにも少し持っておりますけれども、そうした基準につきましては先ほど申し上げましたように、大気汚染から水質汚濁、土壌汚染、騒音というような莫大な基準があるようでして、全部ここで発表するという事は非常に困難なようでございますので、私が一つ、ここに大気汚染だけのものを持ってきておりますけれども、これも非常に専門的な用語を使って御説明しなきゃなりませんので、例えていいますと、二酸化硫黄なんかにつきましては、1日の平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1PPm以下であることというような、こうした書き方がずうっと並んでおりますけれども、こういうものをここで御説明してもなかなかわかりにくい点があると思いますので、また必要があれば追って御説明をします。あるいは今度の25日の中で多少出てくるかもしれませんけれども、そういう答え方にさせていただきたいと思います。

それからメーカーの選定の基準の話ですけれども、たしか7項目、七つのフローを説明したわけですが、このとおりにやっておるかというお話でございますけれども、これは組合からの説明を受けておりますので、これはやっておるというふうに信じておりますので、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、プラズマ溶融の方式にした理由の中で、比較を並べてやるべきじゃないかと。そして、比重をかけてやるというような方式が本当であるというような御指摘をいただきましたけれども、専門的にはそのとおりだと思いますが、これも先般の特別委員会の中でも御指摘をいただいておりますので、こうしたことは次の全員協議会の中でお答えしたいと思います。

それから、メンテナンスの周期の問題とランニングコストの話で、ランニングコストの話が特にございましたですけれども、算出されておらんなんていうことは手落ちじゃないかというお話、これはもちろんお金のかかることだからということですが、当然のお話でございますけれども、これも昨夜、組合といろいろやりとりをしたんですけれども、先ほども少し言いましたですけれども、直ちにこれを幾らという示し方が非常に難しいと。これはもちろん燃料の話もあるかもしれませんですけれども、基本的なところは、ごみ質の問題とか、ごみの量というようなお話もありまして、なかなかこの場でつとってお答えすることができないようなお話でございますので、また必要があれば、今度25日等でお答えさせていただきたいと思います。

それからフロンを取り扱いについて、そうした回収機を設置することは非常によいことだということで、PRをというようなお話ですので、そうしたPRを大いにしてフロンの回収に努めてまいりたいと思います。

それからごみ袋の値段のお話ですけれども、こうした処理施設ができることによって安くなることならいいが、上がることはというようなお話で、設備を投資して、逆に下がるということが非常に期待をするところですがけれども、もちろんこれも先ほど説明しましたように、昭和46年に決めた値段で、そのままずうっと来ておるわけですがけれども、これはもちろん皆

さん御承知のように袋の作製原価で決めておるわけではございませんで、これはもちろん処理コストの問題から決めていくわけですけれども、今の袋の代金は、ごみの処理コストからすると、どんだけかという、本当にわずかしが現在はいただいております。したがって、こうしたものはやはり受益者負担といえますか、そうした方向をとっていくということがやはりこれからの行政の中では適正な方法じゃないかというようなことも思っております。そんなことで、これは市民の皆さんとのいろいろな意見を聞きながらということになりますけれども、よその市町村から比べますと可児は相当安く今しております。ここにいろいろなよその市町村の単価も持ってきておりますけれども、あえて説明はいたしませんけれども、そういう状況でございますので、また御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは、私からは交通アクセスについてのお答えを申し上げます。

難しいからやらなきゃいけない、これは当然なことではございまして、先ほども申しましたが、市民からの御意見等を聞く機関、あるいはそれを政策的に方向づける機関というようなことで、研究機関というようなもの、あるいは諮問機関というようなことではございますが、先ほども申しましたように、もう少し内部的に、どういう形のものを設置するかとか、そういうようなことを含めてちょっと内部的にも研究したいということを思っております。いずれにしても、高齢化の到来はもう目に見えておることではございますので、十分そういった先を見きわめた上での政策決定をしていくということは非常に重要なことではございますので、先ほどの後期計画の中においても十分検討してまいりたいということを思っております。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 福祉事務所長 高橋卓二君。

福祉事務所長（高橋卓二君） 聴覚障害者への対応ということでございます。

議員御指摘のように、高齢社会で耳の遠い年寄りがふえております。特に聴覚障害者は、病院、あるいは銀行、役所の順番待ちというようなところで、呼び出しされても気づかずに後回しにされてしまうことが多いと思います。そのような生活上の不便を少しでも解消しようということで無線振動器が開発されたと思うわけですが、耳の不自由な方への窓口対応を円滑にする上でも便利なものであるというふうに認識をいたしております。東京都は振動器を日常生活用具にも決定されておまして、これは今後浸透するというふうに思っておりますので、今後、研究・検討してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひを申し上げます。

〔 7 番議員 挙手 〕

議長（奥田俊昭君） 7 番議員 川手靖猛君。

川手さんに申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。

7 番（川手靖猛君） 長い質問でございまして、長きにわたりました大変ありがとうございました。総論的に理解が得れましたので、不満の点が多少ありますけれども、後日またいた

だけるといふことでございます。私の一般質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 以上で、7番議員 川手靖猛君の質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時45分

---

再開 午後2時55分

議長（奥田俊昭君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

22番議員 松本喜代子さん。

22番（松本喜代子君） 22番 松本でございます。通告に基づきまして質問をいたします。

第1点ですが、次の世代に平和を伝える事業についてでございます。

終戦50年記念事業が、8月7日から11日の5日間にわたりまして福祉センターで開催をされました。資料の展示、講演、シンポジウムなど、平成5年の6月に非核平和都市宣言をしたまちにふさわしく、心に残る内容のものばかりで、準備をされた職員の皆さんの大変な御努力に感謝を申し上げます。平和シンポジウムの様子は9月1日の可児広報に一部が紹介されました。講師の筒井茅乃さんとの意見交換をした5人の中学生が、二度と戦争が起こらないよう次の世代に伝えていきたいとか、戦争で亡くなった人のためにも戦争をなくすことが一番大切だというふうに述べておりましたことから、この事業が若い人たちに十分受けとめてもらえたことに深い感銘を受けました。

そこで質問ですが、第1点です。終戦50年記念事業の会場ではアンケートがとられておりました。市民の皆さんの声はどのようなものであったのでしょうか。

そして第2点ですが、戦後50年記念事業は、資料の展示、アニメの「しんちゃんのおしゃりんしゃ」の上映、原作者児玉氏の講演から、筒井茅乃さんの「長崎のあの日、あの人々」のお話、そして平和シンポジウムに到るまで、どれも素晴らしい内容のもので、戦後50年にふさわしいものでした。しかし、市民へのアピールが足りなかったのではないかと。市長は3月議会で、「市民の総参加を願う」と前大江議員の質問に答えられましたけれども、市民の総参加を促す工夫が足りなかったのではないかと思うわけです。この点について、お答えをいただきたいと思っております。

そして3点目ですが、戦後50年記念事業の趣旨に、「戦争の事実やその悲惨さを見詰め直すとともに、平和の意義やとうとさについて考え、21世紀に向けて戦争の歴史を語り継ぎ、平和への誓いを新たにできる機会になれば」と述べられています。そのためには、ささやかでも毎年語り継いでいくことではないでしょうか。来年以降も引き続きこの事業を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

4点目ですが、ことは主に市の主催でありましたが、戦争の惨禍を繰り返してはならない、核兵器は要らないと日夜運動している市民や団体とも一緒になって事業を行ってはどう

でしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

次は大きく2点目ですが、道路の舗装整備についてでございます。

上下水道工事などの後、現況復旧したとはいえ、路面に傷がつきまして、鋼材などを積んだ大型車が走っていくときには物すごい騒音となって道路脇の家を悩ませています。また、工事の後、土が沈んでタイヤのわだちができて、雨降りともなれば車のはねる水しぶきで、歩道を歩く人たち、また通学路であれば学童たちにかかって、傘でよけても、よけ切れないようなところがあるわけです。このような道路は一日も早く整備をし、市民からの苦情をなくさねばなりません。どのような方策をとられるか、お尋ねをいたします。

大きく3点目ですが、「花フェスタ'95」以後の問題点につきまして、雑草と、それから使えないスポーツ施設の問題についてでございます。

「花のまち 可児」と、まちじゅうに花を植え 191万人余が訪れたイベントの後、花は時期を過ぎて雑草が茂っています。花の植えられない時期であっても、雑草は取ってきれいにされてこそ、「花のまち 可児」と言えるのではないのでしょうか。ここのところが市民の皆さんから批判のあるところでございます。今後、この点についてどのようにされるでしょうか。

この花フェスタの関係で、スポーツ施設につきましては、先ほど富田議員に対しての答弁がありましたので、再質問のときにさせていただきます。

以上、私の質問を終わります。

議長（奥田俊昭君） 助役 山口正雄君。

助役（山口正雄君） きょうは公園1本でお答えさせていただきます。

「花のまち 可児」ということで、最近の対応が悪いというお話でございます。雑草の花壇ばかりでだめじゃないかという御指摘でございます。閉会以後の次の段階の対応が大変おくれておりまして、県道、市道ともに植栽した花も終わりをまして枯れ草になっております。そして雑草が生えておりますことは事実でございます。行く先、行く先で、このような御指摘を受けております。県道沿いの整備も、県の方に問い合わせてもらいましたら、近く行われるようなことを聞いておりますので、近くきれいにさせていただけると思っております。ちなみに一つの例としては、柿田交差点の県道につきましては、移植時期を待って低木植栽に切りかえて整備したいということを言っておるようでございます。また、市道につきましては、花フェスタを契機で広がった花飾りの機運を、こうした草を生やしておるということで損なってはいけませんので、引き続き花飾りを行っていきたいと思います。しかし、これも全部、花フェスタの期間中のようにはなかなかまいりませんので、今後はところを選びまして花飾りを進めていくということを考えております。特に市民の皆様の御協力を得られるところにつきましては、今後行われます花いっぱい運動の一つの運動の中で定着をさらに図っていきたいということを考えております。

運動の件については、また後ほど御質問があったときにお答えさせていただきます。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） お答えをいたします。

終戦50年記念事業の開催に当たりましては、市議会を初め、市民の皆さんの格別な御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

太平洋戦争の終戦から50年目の節目を迎えた本年は、多くの他市町村でもこの種の事業が行われておりますけれども、資料展示的な催しが多い中で、本市では展示のほかに講演やシンポジウム、朗読劇、映画、歌などによる多彩な催しとし、ある程度の記念事業にふさわしいものになったと自負しているところでございます。

さて、議員お尋ねの展示会場でのアンケートの結果につきましては、200人ほどの方から御協力をいただきましたが、年代を問わず、戦争を二度と起こしてはいけない、現在の平和に感謝したい、平和はとうとうといった趣旨の感想とともに、こうした展示品が保存されていることに感心したというものが多くを占めておりました。また、戦争体験世代では、当時のつらい思い出がよみがえり、感慨深いものがあつたとするものが目立ちました。この結果からも、戦争の悲惨さを見詰め直し、平和への誓いを新たにするという事業の所期の目的はある程度果たせたものと考えております。しかし、来場者は5日間で1,630人とどまり、議員御指摘のとおり、市民へのより効果的なPRの方策をもう少し検討すべきであったと反省しております。この点は、今後の行事開催の際の教訓にしていきたいと思いますと考えております。

なお、事業への市民参加の点につきましては、展示品は市民の皆さんからお借りし、朗読劇やコンサートでは高齢者大学や少年少女合唱団など市内の団体の皆さんに出演をお願いいたしましたし、小学生には被爆地の長崎に贈る千羽鶴を折ってもらうことにより、あるいは中学生には平和に関する作文を書いて、その代表者がシンポジウムに参加するなど、できる限りの配慮をしたつもりでございます。

次に、来年もこうした事業を行ってはどうかという御提案でございますが、本年は特に終戦50年の節目に当たるということから記念事業として開催いたしました。平和の大切さを訴える場としては、この種の催しを行うことも一つの方法とは思いますが、その他の方法も含め、今後検討してまいりたいと存じます。

なお、核兵器廃絶の運動をされている市民や団体と一緒に事業を行ってはどうかとの御提案でございますが、来年の事業について決定しておらない段階でございますので、今後の検討事項とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 水道部長 堀江 智君。

水道部長（堀江 智君） 道路舗装整備についてお答えします。

下水道工事に伴う舗装復旧は、幅員の狭い道路は全面復旧で対応しております。広い道路につきましては、影響範囲を含めまして復旧を行っております。また、上下水道の取り出し部分、また交通量の多い道路については、沈下が伴うため、随時対応しているところであります。工事施工に当たり、埋め戻し、転圧には十分配慮するように業者を指導し、監督に努めていきますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔22番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 22番議員 松本喜代子君。

22番（松本喜代子君） 22番 松本です。

花フェスタの関連ですけれども、スポーツ施設の点につきましては、発言の趣旨については県に伝えるというような答弁でしたけれども、以前にテニスコートの使用時間のことから、テニスコートが近隣の市や町よりもこの可児市では少ないことを指摘いたしまして、質問をしてきたことがございます。テニスを愛好する人たち、テニスを行う人たちの人口が多いのに市の施設が少ないというわけですから、可児公園の中の施設が県の施設とはいいましても、可児市内にあるわけですから、どうしても使えないとそちらの方に目が向くわけでございます。そういう点で、県の方に伝えますという程度では、とても市民のこうしたテニスコートを使わせてほしいという願いにはこたえられないのではないかと思うわけです。本当に市民のためのテニスコート、スポーツ施設を確保しようという姿勢があるのかどうかということ、まずこの花フェスタの関係でお尋ねをいたします。

それから、5日間で1,630人ということで、効果的ではなかったという反省点が述べられておりますので、来年、これからのいろんな事業に対して十分配慮していただけるようになるのではないかと思います。本当にあれだけの準備をされて、あれだけの内容で、もっと大勢の市民の皆さんに見てもらいたかったというふうに私は痛切に感じました。

来年以降ですが、一つの方法だと思うけど、ほかの方法も考えたいということですが、いずれにしても、こうした平和を伝える事業というものを来年以降も継続してやっていける意向であるのか、はっきりとお答えを願いたいと思います。

それから、市民の皆さんの参加ということで、もちろん少年少女合唱団とか、それから夏の会の人たちとか、私は夏の会の「この子らの夏」ですか、あの朗読劇は初めて見せていただいて、聞かせていただいて本当に感激をいたしました。ああいった市民の皆さんがやっておられることを、もっともっとほかの方たちも続けてこの平和の問題に取り組んでおられるならば、こうした市の行事の中で一緒にやっていただきたいというふうに思うわけです。

そこで一つ紹介をさせていただきますが、岐阜県原爆被爆者の会という会がありまして、この可児市にも被爆者の会ということで可児支部がつくられております。それで「鎮魂の叫び」と「21世紀への伝言」ということで、岐阜県の被爆を体験した人たちからの、語り部としての第1集ということですが、出されております。で、第3集までつくられるそうですが、このようなものも、ぜひあつた平和のための行事、事業の中に取り込んでいただきたかったというふうに思います。この平和へのための伝言というのは、ことしだけで終わってはいけないわけですので、ぜひそうした運動をしている人たち、私たちが本当に聞いておかなければならない事柄、そういうことを少しずつでもそうした事業の中で展開をしていただきたいというふうに思いますので、こうした「鎮魂の叫び」「21世紀への伝言」という中で、この中には可児市の方も書いておられますけれども、この原稿を書いた方で、3日後に亡くなったという方もおられるというふうに紹介がされております。これは一つの提案ですけれども、こういうような会があるわけですから、そうした人たちも一緒になって21世紀への平和への

伝言を伝える、そういう事業をやってほしいということを感じるわけですが、そういう意味で、運動をやっている市民の皆さんの参加をということで質問をいたしました。検討事項としたいということですので、今後を期待したいと思います。それで、来年以降も続けてやっていただけるかどうか、もう一度お返事をいただきたいです。

それから舗装の問題ですが、上下水道と書きましたので水道部長さんがお答えをいただいたわけですが、今のお答えで、雨が降れば水が飛ぶという、そして大型車が鋼材を積んで走れば物すごい音がして、その両脇の家の人たちは何とかしてほしいというふうに言っておられる。そういう状況が解決する御答弁ではなかったと思うんですが、どのような方法で解決をされるか。予算があればできるということでしょうけれども、そうした道路が市内に何本あるのか。私は3本の道路は聞いておりますので、どれぐらいあるのか、どのように把握されているのか、その点をお尋ねいたします。

議長（奥田俊昭君） 助役 山口正雄君。

助役（山口正雄君） ただいまの、大変市内では、スポーツ施設、あるいはテニス場としては数少ない重要な拠点であるというお話の中でのお話だと思います。

初めにお断りしないかんですが、可児公園が今全体に全部閉鎖をいたしております。したがって、今の貸し出しはしていないということを考えております。多分そういうことだと思います。ですから、これは果たしてその運動部分についてだけ仮オープンができるか、使用ができるかということは、もう少し時間をいただきまして県と打ち合わせをしたいと思っております。ただ、野球場につきましては、先ほどちょっと情報が入りまして、整備をするようにもう仕事の段取りができていますので、それと合わせてテニス場ということを見ると、いい目が浮かんでくるかもしれませんが、伝えるということではだめだという先ほどお話がありましたので、強く要望して言ってきますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 再質問にお答えをいたします。

平和のとうとさは当然なことですので、これからは何らかの形で伝えるような方向を探っていきたいというふうに思っております。ただし、来年度以降も、ことしのような規模で、ことしのような催しができるかという、これはまだ十分総括もしておりませんし、来年度の検討をしておらない段階でございますので申し上げるわけにはいきませんが、あるいは何らかの形でできれば進めてまいりたいというふうに、検討課題として思っておることでございます。

それから、市民参加の項の中でお話がありました原爆被災者の会の本のことでございますが、これは例の記念事業が終わった後においでいただきました。したがって、その後でありましたが、お話を十分伺う中で、教育委員会といたしましては、各学校の図書室に1冊ずつ整備するという意味で購入させていただきましたし、今後、市の図書館、あるいは公民館等にも置いてもらって、皆さんに広く読んでいただくというふうに思っております。今後ともそういう機会があれば、そういう方々のお話も聞いてまいりたいと思っております。



事業の実施について、その中に加えるかどうかについては、詳細が検討された段階で、それらもあわせて考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 水道部長 堀江 智君。

水道部長（堀江 智君） 先ほどは質問事項に上下水道と、こうありましたので、そのような御答弁でございましたけれども、そのような箇所があれば、私の方の関係では、連絡をいただければ施工業者に十分指導をして、舗装の補修をやるということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、どれほどあるかというのは、私の方の関係では姫ヶ丘線の関係で一応そのような苦情がございまして、すべて舗装につきましては補修をさせましたので、よろしく願いいたします。

なお、建設部との関係もございまして、今後は建設部とうちと、両方合わせまして十分検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔22番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 22番議員 松本喜代子さん。

22番（松本喜代子君） 花フェスタの閉会後の問題で、ちょっと雑草の問題なんです、移植時期を待つ間、それから花いっぱい運動までの間、その間が大変問題でございますので、その点について批判が集中するところですので、今後も可児公園が花フェスタのような事業が行われれば、規模は少なくなっても花が植えられて、花が済めばその後という問題が出てくると思っておりますので、そういう点について再度御答弁をいただきたいと思っております。

それから舗装の問題なんです、簡単にお答えをいただいて、いかにもすぐ実現するようにお聞きしたわけなんです、そういうふうにお聞きしておいてよろしいでしょうか。私が市民の皆さんから聞いております範囲で、今言われた姫ヶ丘線のところですね。風月さん、生協さんのところ、配送センターからずっと南のところと、それから土田保育園の、あそこも工事があったところだと思いますが、あの辺、入り口の辺から信号の方に向かってとか、また今渡の名鉄駅の北側のあたりとか、かなり幹線道路のことを申し上げましたので、交通量も激しくって、幹線道路であれば本当に道路も傷むわけですが、そういうところの舗装が1年も2年も待ってからでなしに、すぐ対応できる、そういう方策というのは根本的に考えられているかという点もお尋ねをします。

議長（奥田俊昭君） 助役 山口正雄君。

助役（山口正雄君） 本当にその部分が一番反省する点でございます。どうしても次の花ができるまでそのままほうっておいて、次ができたならあわせて引っこ抜いて植えるという作業が最近、こういうことをやっておりましたので、やっぱり景観上はよろしくない。特に花フェスタの後で、花のまちということで宣伝した割には次の対応が悪かったということは十分反省しております。なるべく早い時期というか、早速次の段階に移るように、今、企画の段階で検討させて、この間も集まりをやっておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（奥田俊昭君） 水道部長 堀江 智君。

水道部長（堀江 智君） 姫ヶ丘線につきましては、本年度施工いたします。

それから土田保育園、その他につきましては、現場をよく把握しましてから早急に補修に入らせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（奥田俊昭君） 以上で、22番議員 松本喜代子さんの質問を終わります。

ここでお諮りをいたします。本日の一般質問はこの程度にとどめ、一般質問のうち、6番議員森 茂君以降の一般質問、並びに日程第3以降については、あすにいたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議ないものと認めます。

---

#### 散会の宣告

議長（奥田俊昭君） よって、本日はこれにて散会いたします。

明日は9時30分から、本日の日程の続きについて会議を開きますので、よろしくお願いをいたします。長時間にわたりまして、御苦勞さまでございました。

散会 午後3時24分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成7年9月12日

可児市議会議長 奥 田 俊 昭

署 名 議 員 亀 谷 光

署 名 議 員 近 藤 忠 實

9月13日（水曜日）午後9時30分開議

議事日程（第3日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（前日からの継続）

日程第3 認定第1号及び議案第64号から議案第76号まで

---

会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

---

議員定数 26名

---

出席議員（26名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	肥田正志君	2番	伊佐治昭男君
3番	橋本敏春君	4番	吉田猛君
5番	柘植定君	6番	森茂君
7番	川手靖猛君	8番	山下友治君
9番	富田牧子君	10番	鈴木健之君
11番	加藤新次君	12番	太田豊君
13番	芦田功君	14番	村上孝志君
15番	亀谷光君	16番	近藤忠實君
17番	渡辺朝子君	18番	可児慶志君
19番	河村恭輔君	20番	渡辺重造君
21番	勝野健範君	22番	松本喜代子君
23番	奥田俊昭君	24番	田口進君
25番	林則夫君	26番	澤野隆司君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	山田豊君	助役	山口正雄君
収入役	小池勝雅君	教育長	渡邊春光君
総務部長	大澤守正君	民生部長	可児征治君
経済部長	奥村主税君	建設部長	曾我宏基君
水道部長	堀江智君	教育部長	宮島凱良君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君

企画調整課長	武藤隆典君	土木課長	小島孝雄君
都市計画課長	渡辺孝夫君	下水道課長	水野治君
福祉課長	浅野満君	学校教育課長	丹羽一仁君
社会体育課長	寺尾政年君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	佐橋郁平	係長	箆橋義朗
書記	高野志郎	書記	脇坂忠志
書記	安田美保		

---

議長（奥田俊昭君） おはようございます。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

---

#### 開議の宣告

議長（奥田俊昭君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しております。これより前日に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（奥田俊昭君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において17番議員 渡辺朝子君、18番議員 可児慶志君を指名いたします。

---

#### 一般質問

議長（奥田俊昭君） 日程第 2、前日に引き続き一般質問を行います。

通告がございますので、順次これを許します。

6 番議員 森 茂君。

6 番（森 茂君） ただいま議長から一般質問のお許しをいただきました 6 番議員 森 茂でございます。諸先輩議員がお見えなのに、新人の私が質問に立たせていただくことに感謝申し上げます。

私は議員としての姿勢を、わかりやすい政治、わかりやすい行政、そして少しでも市政に反映させていただきたいと考えるのでございます。有名なリンカーンの言葉で、「人民の人民による人民のための政治」が私の好きな言葉であります。私の基本的政治姿勢も市民重視で、市民一人ひとりの幸せを考えながら、地域発展に結びつけてまいりたいと考えます。

さしあたり質問の内容も、市の実情を踏まえながらも、視点が若干市民代弁者的になることをお許し願いたいと存じます。また、過去において既に議会決議され、実行に移されているもの、あるいは予算化されているもの、議会了解事項になっているものなど、私の勉強不足で改めての質問になることもあわせてお許し願いたいと存じます。

質問の概要は、21世紀に向けての都市環境可児市づくりについて、5項目に分けてお尋ねいたしたいと思っております。

まず、都市施設整備計画についてお伺いします。

現在問題になっているというか、話題になっているのが、塩河地区に建設予定のごみ処理施設工場と下恵土地区に予定されている文化センターと思っております。両方ともに可児市として

は早急に建設に着手しなければならないところと考えますが、現在の成り行きを御説明いた  
だきたいと思います。また、21世紀の都市（まち）づくりの一環として予想される都市施設  
はいろいろ考えられますが、当面は中央図書館、総合体育館、公認球技場、市民病院、さら  
に可児市の顔に当たります新可児駅前再開発と旧広見市街地再開発と考えますが、これら  
の一連の都市施設建設と市街地再開発計画のビジョンがあれば御教示いただきたく存じます。  
また、文化都市のバロメーターにもなります下水道施設の整備促進状況についても、当初の  
計画どおり工事は推進されたのか、技術的な面においては、現在の施工技術は今後の防災面  
から見て十分と考えておられるのか、お尋ねいたします。

2番目に、若者の定着するまちづくりについてお尋ねします。

まちの活性化、すなわち発展、繁栄には若者の労働力であり、消費力と考えます。それ  
には受け皿が必要であると考えます。具体的施策を伺いたいと存じますが、私は次のような受  
け皿対策を可児市が積極的に関係先に働きかけていくことが、理想のまち、すなわち若者の  
定着する都市づくりの最短距離と考えるのであります。まず有力企業に対して積極的なアプ  
ローチ、誘致作戦の展開と同時に、可児既存企業で若い労働力を持つ企業に対しても積極的  
に側面からの育成強化を図る。また、斬新な店舗、百貨店、劇場、催事場などの建設に当た  
っても都市の良好な発展に直結すると考えれば、優遇措置を検討し、積極的に迎えるべきと  
考えます。消極的姿勢では近隣都市に有力企業は奪われ、可児市は空洞化現象を起こすこと  
も考えられます。人口は都市発展の一つのバロメーターと言われます。地元商工業の求人や  
売り上げとも密接な関連を考えると、ハード面よりソフト面重視と考え、発想の転換が必要  
と考えますが、現状の姿勢と今後の対応についてお聞きしたいと思います。

三つ目は、東濃病院の位置づけについてお尋ねします。

東濃病院と可児市とは日ごろ緊密な関係にあると考えますが、最近の東濃病院はなかなか  
病室があかないとか、あるいは日ごろ診てもらってないと、カルテがないと、入院必要時  
でも入院困難と伺います。実態調査の必要も感じますが、可児市としては、東濃病院を近い将  
来の市民病院としての構想を持っておられるのかどうか、お尋ねいたします。また、持って  
いないとすれば、その位置づけをお伺いいたしたいと思います。

次は、魅力ある小・中学校の教育科目についてお伺いします。

現在の小・中学校教育は文部省の画一教育指導のもとにあります。少しでも魅力ある可  
児市、可児のまちにするためには、学校教育のあり方も特色を持たせ、親子で喜べる学校に  
ならないだろうかと思像するのであります。例えば書道、図画、工作、音楽は必須科目であ  
ると思いますが、数学、国語に比べれば授業時間は限られると思います。そのほかにワーブ  
ロ、パソコン、手芸、茶道、そして映像機器、放送機器を活用した視聴覚教室においての学  
習も、個人の才能を伸ばすという視点からとらえれば、大変ユニークな学校教育ということ  
で、まちづくりの目玉になるようにも思います。もちろん、この教育には専門教師、講師の  
配置が必要になりますが、すべて実現可能とは思いませんが、どこまで具現化できるのかお  
聞きしたいと思います。

最後に、市内全域生活道路の補修工事の促進についてお伺いいたします。

住みにくいまちの代表的な事柄というか、姿は道路と言われます。美しい都市は、道路はとてもまちに合っているというのか、道路がまちを引き立たせていると感じるのであります。道路は重要で常に整備が必要ですが、現在、各地区において道路の損傷が目立ち、行政窓口をお願いしている最中ですが、個別でなく、ある時期まとめて各自治会から問題の箇所を提示し、それに基づいて補修をスムーズにさせていただく方策を検討願いたいと思うのでございます。これは、道路の補修は時間がかかるという過去のイメージを払拭したいことからお尋ねする次第でございます。

以上5項目につきましては、21世紀に向けてのまちづくりには欠かせない問題としてとらえるとともに、一日も早く整備促進することが、住みよい明るい可児のまちと考えます。

いよいよ福祉充実の時代と言われますが、若い人たちの労働があって初めて達成されることを考えれば、若い人に喜んで入ってきてくれる都市環境、すなわち若者の定着するまちづくりが急務と考えるのでございます。第2の豊田市づくりは、可児市づくりは積極的な有力企業の誘致と都市施設の充実、そして若い人たちへの優遇措置、そのほか住宅の利便を図ってあげることがまず肝要と考えますが、執行部のお考えを承りたいと存じます。

以上で私の質問を終わらせていただきますが、できるだけ前向きな諸施策の回答を期待いたします。ありがとうございました。(拍手)

議長(奥田俊昭君) 市長 山田 豊君。

市長(山田 豊君) 森議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、都市施設整備計画についての御質問でございしますが、都市施設整備計画につきましては、施設事業ごとにその進捗状況等について御説明いたします。

まず環境センターでございしますが、環境センターの建設につきましては、地元塩河住民皆様の御理解、御協力のもとに塩河丸山地内の山林約30ヘクタールに建設をいたすわけでございます。昨年より用地取得に取り組み、現在までに94%の取得を終えております。今後は可茂衛生施設利用組合において造成、施設建設に着手し、平成11年度末完成に向けて事業を進めてまいりたいというふうに考えております。特に、地元の皆さん方には大変な御苦勞をおかけし、御心配をおかけしておりますので、昨日来御心配いただきますように、細心の注意を払って、まさに日本一の施設を建設するということで対応してまいりたいというふうに考えております。

次に文化センターでございしますが、文化センターにつきましては市民の皆様の大変御要望の高い案件でありまして、建設には莫大な資金を必要とするものでございます。以前から建設資金を積み立ててきておりますが、建設場所につきましては下恵土ということで、平成5年8月の議会全員協議会で報告させていただき、御理解をいただいております。平成6年9月には、職員によります文化センター基本構想研究委員会第1回を開催いたしました。本年7月には文化センター建設対策係を設け、地元説明、用地交渉に入っております。この文化センターにつきましては、数年来の懸案、また研究を重ねて

きておるところでございますが、今後は用地取得が大前提になるわけでございます。全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に中央図書館のことでございますが、現在の広見を本館として、平成5年度にまた帷子分館、平成6年度に桜ヶ丘分館を整備し、ネットワーク化しておるわけでございますが、いずれにいたしましても狭隘な部分もございますし、今後の整備の面においてはいろいろの検討課題があるわけでございますが、当面は充実をしてみたいというふうに考えております。

次に総合体育館、公認球技場でございますが、当面クリーンセンター、文化センター等のビックプロジェクトがあるために、財政的な問題から、現在、両施設についての構想はありませんが、将来的には検討してまいる必要があると考えております。特に、花フェスタ可児公園の南の駐車場になりましたグリーンパークにつきましての構想を検討し、皆様方に御協議をいただいて方向づけをしていくということも、この体育館、球技場等の関係も含めて対応することになるかというふうに考えておりますが、現在の段階では、まだ全く白紙の状況でございます。

次に市民病院でございますが、市といたしましては、市制施行前から御承知のように健康保険東濃病院についての御支援、御援助をしてきております。特に、近代的な医療機器、そしてまた、土地取得等についても協力を申し上げ、毎年多額の予算を計上し、援助してきておるところでございます。御承知の東濃病院は、社会保険庁が設置した公的医療機関でございますが、社団法人全国社会保険協会連合会、通称全社連と申しますが、そこが経営権を持っておるわけでございます。そこから受託を受けて経営しておるというのでございまして、全国に53病院ございます。中には自治体委託が4カ所ほどございますが、いずれにいたしましても御承知かと思いますが、土田病院、カヤバ病院とも言われた時代がございましたが、ここ数年来で御承知のようにまるきり模様がえをいたしました。

特に社会保険庁ということでございまして、国の機関が全面的に改善をしておるわけでございます。現在は総合病院化が調いまして、内科13項目は診療科目となっておりますわけでございます。病床数は250床ということでございます。大体外来患者数が1日平均1,040人から1,050人と言われておりますが、平成3年から継続的に改修、改築工事が行われまして、44億円ほどの国費が投入されておるのは御承知のとおりかと存じます。特にこの健康保険病院につきましては、御承知の医療圏の問題がございまして、現在250床でございますが、それ以前、ここ数年前まで150床でございました。改築と同時に100床増床ということになってまいりましたが、市といたしましては、地域医療計画の整合性等も考えまして、市民病院の建設構想は現在のところ全くない状況でございます。しからば、市民病院の代替病院として健康保険東濃病院の拡充整備をお願いをしていきたいというふうに考えております。特に国の機関でございますので、国の予算を最大限配慮していただけるように御期待をしておるところでございますが、聞くところによりますと、御承知のように、この秋には老人保健施設100床が増床され、デイサービスセンター、ショートステイ等も併設されるということで



ございますし、また用地拡張についても5億円ほどの国費が投入されて、市といたしましては用地買収に御協力を申し上げておるといような状況でございます。また、この250床ではとても可児市の市民病院の代替病院とは言えないわけでございますので、この医療圏のベット数の配分基準、そういったものからあわせて調整がなされるわけでございますので、それを大いに期待しておるわけでございますが、将来的には、東濃病院を可児市総合病院として発足をしていただけるように衣がえをしていただきたいというふうに考えておりますが、御指摘のように、現在の段階では、まだまだ整備がしたというものの、対応がまずいということで、ここ三、四年前からいろいろな角度で病院側に議会を初め、私どももお願いを申し上げておる一つには、いわゆる外来患者の待ち時間、それから投薬の待ち時間等々、あわせてお話のように入院の対応に対して、また緊急時の対応についてもかなり問題があるということで、いろいろ注文を申し上げておりますが、病院といたしましては積極的に最大限合理化を図るといことで、コンピューター化も考えておいでになるというのが現状でございます。そういうことで、可児市としては、国費を投入していただいて最大限の整備をしていただけるように申し上げておるところでございますが、看護婦養成所といいますが、看護学校、また看護婦の宿舎、そしてまた拡張工事等々、病院側としては最大限、この東濃病院に対しての長期計画を考えておいでになるようでございますので、大いにバックアップをして充実を図っていききたいということでございます。

つけ加えて申し上げますと、市制施行後、可児総合病院と名称変更して対応してくれという、かなり議会を初め市民の皆さんの御要望に対して、病院側・国側といたしましては、名称は適当ではないかもわかりませんが、その当時に約二千二、三百万円名称変更に金がかかると。それならば充実をしていく方向に行きたいということで、56年から積極的に、先ほど申し上げましたように、市が挙げていろいろな面での間接的な協力を申し上げてきたという経緯がございます。

以上で、東濃病院につきましては、市の代替病院として位置づけをしていくということにお願いをしてまいりたいと存じます。

次に可児駅前再開発、旧広見市街地再開発についての御質問にお答えをいたしますが、御承知の可児駅周辺及び広見の中心市街地の整備につきましては、かなりの期間、いろいろな角度での御検討をいただきまして、現在、かなり難しい問題が山積をいたしておりますので、第二次総合計画の今度の後期計画におきまして重点事業としての位置づけをして積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますが、何を申しまして地権者の合意形成が必要でございますので、現在、この中・小河川の改修、すなわちふるさと川の整備事業とあわせて、調整を図りながら、実現に向けての地元関係者との協議を進めているところでございますが、何としても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に下水道施設整備の推進状況でございますが、当市では全市下水道化を目指し、地域特性に応じた手法を用いて下水道の整備を進めております。現在、久々利、今、塩河地区では小規模下水道として利用いただいております。また、公共下水道においても、平成6年10月

から土田、塩、東帷子の一部と長坂、若葉台、平成7年4月には今渡の一部にて利用が可能となりました。第1期事業認可区域内では、平成7年度末に整備率約55%、350ヘクタールの整備が完了する予定であります。全体計画としては若干おこなわれているように考えられます。

次に地震対策については、阪神大震災で一番被災したマンホール継ぎ手の伸縮性のある継ぎ手を、また個々の取り出し管の継ぎ手には伸縮性のある継ぎ手を使用して対応しておりますが、可児市の管理している処理場については一般建築の基準によりつくられておりまして、防災上十分な施設をつくるには膨大な費用が伴い、ベストではありますけれども、可児市の現状といたしましては、現在、最善を尽くして防災面からの施工に当たっているところでございます。

議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 小・中学校の科目についてという御質問につきまして、お答えを申し上げます。

可児市では、学校教育の方針に、学校経営の面では特色のある学校経営を取り上げておりまして、各学校が我が校自慢ができるような、そういう特色のある学校経営をしてもらいたいということで、ここ何年かやってまいったところでございますし、研修面では個性を伸ばす指導の研修ということで、今議員御指摘のような子供の個性を伸ばしていく教育を進めるために、先生方にうんと研修していただくように、そういう方針を出して、学校に指導、助言をしておるところでございます。

特色のある科目の指導ということの意味で御質問があったように伺いましたが、御承知のように、小・中学校の学習科目は学習指導要領で示されておるわけでございます。その理由は、国民全般に一定の教育水準を保障していくという、そういう立場に立つのであります。その中で、各教科の学習を計画し、指導していくわけでございますが、お話の図工でありますとか、あるいは音楽、書写と言いますけれども、小学校で書道とおっしゃいましたが、そういうものについても当然1週間に何時間というふうな時間が設定されておりまして、その学習指導要領で示された内容を指導すると、そういう立場をとっておるわけでございます。したがって、教科内容を学校で独自に開発したりということは、現状の中では、研究開発校といたしまして、文部省の指定のある学校以外はできないことになっております。ならば、どういうところで特色ある学校経営をするかということ、例えば、ある学校では図書館教育にうんと力を入れていきますよと。したがって、教科の指導は当然のことながら一定の水準を保つためにそこまではやるにしても、そのほかに、図書館の指導について力点を置いて経営をしていく。あるいは、うちの学校では特別に研究の内容を理科に置いて、あるいは生活科に置いて、その学習内容をうんと研究して子供たちに充実感のある指導をしていこうと、そういうことが一つの特徴であります。したがって、そのほかに、例えば昨年度やってまいりましたこととありますが、ふるさと学習、あるいは体験学習と今年度から言っておりますが、ある中学校では、その中学校を卒業された先輩をお招きして、先輩の人生の歩みの話を

聞くことを連続的に行い、その中で自分たちの進路を考えていく、そういう教育をする。あるいはある学校では、地域の企業でありますとか、あるいは教育施設でありますとか、そのほか福祉施設等へ出向いて、実際にその仕事の内容を体験してくるというようなことをやらせておるところであります。そのあたりが、現在行っております特色ある学校経営でございます。

それから関連した事柄で、御質問の中にコンピューター等情報機器の活用した教育はどうかということでございますが、現在、市内では中学校にはコンピューターを22台ずつ配置しております。それから、各小学校には5台ずつ配置いたしました。中学校でございますが、技術家庭科におきまして情報基礎の分野の学習をしております。つまりコンピューターの学習を技術家庭科等を通じて学習し、そのほかに、それを活用してコンピューターの利用の仕方、利用して情報処理をしていくような学習を、数学でありますとか、理科でありますとか、その他のクラブ活動等も含めまして学習しておるわけでございます。

したがって、こういう指導する教員でございますが、コンピューターを駆使できる教員というのは年代層もありまして、私どものような段階の人間にとりましてはかなり困難なことでございますので、一般論として約30%程度の職員が活用できる能力があるというふうにとらえられております。したがって、全職員が自由自在に駆使できるわけではございませんので、研究所の講座でありますとか、あるいは会社の研修会でありますとか、そういうものを利用して、コンピューターの能力を備えていただけるように、今、育成をしているところでありますし、今年度、岐阜大学にコンピューターを使いまして行いますカリキュラムセンターというのがございまして、情報処理その他コンピューターについての研究をしておるところでございますが、そこへ1年間の長期派遣で教員を1人派遣しております。したがって、中学校では専門的に指導できる者が数名ずつは配置してございますし、これから小学校については、今配置してある5台を通して教員の研修をうんと進めていこうと思っております。

将来的な希望でございますが、マルチメディアの時代に突入すると言われております。可児市には名城大学都市情報学部が設置されました。あわせて、地域はテレピア計画に乗った情報ネットワーク化というようなことも将来的には考えられておるところでございます。したがって、その取っかかりとして、本年度は県の生涯学習施設と生涯学習センターとのコンピューターによるネットワークを初め、あるいは県立図書館と市立図書館を取りかかるわけでございますが、あわせて学校の図書室と市の図書館とか、あるいは公民館と生涯学習センターゆとりピア等をネットワーク化していくというようなことも将来的には考えていく。

先ほど新聞に出ておりましたが、岐阜県でも実験的にやっておりますが、大垣市の小学校と揖斐郡の山間地にあります坂内村の小学校とが、双方向のテレビによる授業交流をしております。こういうことが、これからの学校教育の中で当然出てくる問題でありますので、鋭意研究をし、今すぐというわけにはいきませんが、将来に備えていきたいと考えておるとこ

るでございます。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 曾我宏基君。

建設部長（曾我宏基君） 森議員の5番目の質問でありますところの、市内全域生活道路の補修工事の促進について、お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、道路は住環境、あるいは福祉環境からの面からも生活基盤であるとの考え方は全く同感でございます。こうした意味からも地権者を初めとする関係者の多大な協力をいただき、幹線道路や生活道路の整備に努めておりますことは御承知いただいておりますとおりでございますが、道路の点検につきましては、主要道路を中心に隔週道路パトロールを実施するとともに、常日ごろから異常の部分の確認も念頭に走行するよう職員にも指示しており、必要な場合は速やかな補修を実施しております。市道には幅員2.5メートル程度のものから16メートルの幹線道路もありまして、これらをすべて点検する必要があるかどうか検討の上、必要な路線について点検を行いたいと存じます。補修が必要な場合は、緊急性等を考慮の上、対応してまいる所存であります。

なお、道路の種類が多く、修理依頼が大変とお話もありますが、これも議員御承知かと存じますが、地元自治会からの市長への要望書を見ましても、要望事項が建設省、あるいは県所管事業が含まれておりますので、これらにつきましては、市としましてそれぞれの管理者に改良等要望をいたしておるところでございます。穴ぼこ等の補修につきましては、私どももいたしましても気がつくたびに補修を依頼しておりますし、市民の方々からの市道に限らず、国・県道に関して情報をいただければ、現地確認の上、管理者に補修をお願いしておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後一層安全管理に万全を期するつもりでおりますので、よろしくお願いたします。

議長（奥田俊昭君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 大変失礼をいたしました。先ほどの質問の中で、若者の定着する都市づくりについての御質問でございますが、若い人が定着するにはそのまちに魅力あること、あんなまちに住んでみたいと思うことだというふうに思います。それにはいろんな条件があるでしょう。まず、やはり働く場所があること、それもいろんな職種があることでございます。そして、自然環境、歴史、娯楽性、国際性、都会への接近度、交通の便等、さまざまな要因がそろい、若者の定着するまちとなることと思います。

そこで労働力の面から見ますと、御承知のように、当面では昭和40年代の農工法による可児工業団地を初め、その後、昭和50年代末に下切工業団地の造成と、農工法、中部圏整備法、市企業誘致条例等による優遇措置もあって優良企業の誘致に努めてまいったところで、最近では、通販の優良企業であります千趣会の中郡商品センターが稼動したところでございます。また、開発許可がおりていた姫治南部開発事業も、先日着工届が出されたところでございます。

ただ企業誘致については、昨今、国内空洞化が始まっております。既存の工場等も、撤

退、廃業等の懸念があるところから、企業誘致は優遇措置のあるなしにかかわらず難しい状況になっております。さらに当市の状況としては、市民の子弟が高学歴となってきたため、これら若者の定着には、生産工場よりも業務機能の誘致が最大の課題となっております。このため先般来、全協等で御説明して御理解いただいております中濃地方拠点都市地域基本計画において情報研究産業支援拠点整備事業と名づけ、業務的機能の誘致を図るべく検討いたしております。また、県に適地調査をお願いしました二野工業団地につきましても、いわゆる工場団地では進出企業はない、高学歴者の雇用がない、さらには地価などの問題から、業務機能団地や、いわゆるリサーチパークでどうかなど、市内部で開発の方向性を探っているところであります。また催事場については、市内に催事場がないということで、福祉センター、総合会館等の市有施設の商業利用への道を10年ほど前から開いたところでございますが、さらにシティーホテルの進出がないかということで、一、二、話もあり、また多方面に当たりましたが、当市の規模での採算性がネックになり、いずれも日の目を見ておりません。また消費面では、これら若年労働者の定着化対策を含め、これも議員御承知のとおり、全くの消費者の集団であります名城大学都市情報学部の誘致に成功して、本年4月から開学を見たところであります。総務委員会、全協等でも御説明をしておりますが、誘致時の某金融機関の試算によりますと、4学年まで、入学時で7億円ほどの経済効果と言われておりますが、4年後には大学院のドクターコースまで設置、さらに1学科増の予定があるということで、おおむね2,000人となるところであり、経済効果は倍増するところであります。さらに、これら卒業生が市内企業への就職等を通じて、市内に定着することが期待するものであります。

なお、商業施設につきましては、立地のよさから大型店舗の立地が今まで多数ありました。現在、計画中のところもありますが、一、二撤退するところまでまいりました。広域的な道路整備もかなり進んだところから、商圈の拡大が今までほど望めなくなると思われ、弱肉強食の時代に入ると思われるところであります。

以上、既に議会の皆様にご相談しながら進めてまいりましたものでございますが、現在までに市が行ってまいりました振興策、現在計画中のもの、将来にわたるものなど取りまとめてお話を申し上げました。何とぞよろしく御理解の上、一層の御指導、御支援をお願いを申し上げます。

〔6番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 6番議員 森 茂君。

6番（森 茂君） 前向きな御答弁をいただきまして、まことにありがとうございました。

まず、ごみ処理施設工場につきましては昨日いろいろな御説明をいただきましたので、この件につきましては省かさせていただきたいと思っておりますが、ただ、今までのところ、私の耳に入ったところでは、情報公開が余りにも遅過ぎたのではないかという感じがいたします。もっともっと全議員がこの処理施設については知っていなければならなかったのではなからうかということ、新人議員として思わせていただきました。

次の文化センター建設場所についてでございますが、下恵土に決められたいきさつなんかにつきましても、新人の議員は全員が知っておりません。このことにつきましてお尋ねいたしたいと思ひますし、どうして下恵土に決められたか、そのメリットにつきましてもお伺ひいたしたいと思ひます。といひますのは、花フェスタ会場の中に広大な土地があるということをお聞きいたしてありますので、そういった面も含めてお聞きしたいと思ひます。

それから、若者の定着するまちづくりについてのところでございますが、いろいろ税制面とか、あるいは東京や大阪に出向いてのPR作戦、こういったものにつきましてもどの程度の活動をされたのか、この辺のところも伺ひたいと思ひますし、またヤングのとにかく喜ぶまちとするには、やはりレクリエーションセンターなるものももっとももっとふやし、そしてもっとももっと気軽に利用できるような場が欲しいのではないかとと思ひます。例えばパブリックゴルフ場とか、あるいは市営球場をフルに活用できるとか、若者がいわゆるノーパスでとにかく利用できるような、そういう施設がないということも若者には喜ばれないまちになっている一つではなからうかと思ひます。

次に工業団地のことでございますけれども、最近できました近くの立派な工業団地というところ、美濃テクノパークというのがあるわけですが、これなんかの導入の仕方は、大変、我々当時ビジネスマンだったわけですが、参考になり、ああいうような誘致の仕方であれば、やはり大手企業は喜んで行くのではなからうかというふうに思っておりますけれども、その辺もひとつお教え願ひたいと思ひます。

それから、東濃病院につきましてでございますけれども、東濃病院へ可児市がどの程度協力しているのかということをお聞きしたんですけれども、年間5,000万ぐらゐを支援しているというふうにお聞きしました。そうであるならば、せめて可児市在住者が優先的に入れるような病院であってほしい、そのことをバックアップしてあげるような姿勢があってもいいのではないかとと思ひますが、いかがでございますか。

それから教育の件でございますが、教育長の熱心な姿勢は理解できますが、なかなか文部省の画一教育から脱皮することは難しいということはわかります。しかし、今の世の中、特色を生かす、私もそういうビジネス社会にいましてよく使用した言葉であります、「カラーを出せ」と言い続けてきました。他者と一緒では、少しでも違ったよいものを出せということをお癖にしてまいりましたけれども、やはり地方自治体におきましても、今は企業だと私は思ひます。そういった観点からとらえますと、教育も魅力のある教育、それがやはり可児市に住んでみようかということになるのではなからうかということで、このような問題を取り上げた次第でございます。

いろいろと前向きに御答弁をいただきましたけれども、そんなふうにお考えをいただきます。

議長（奥田俊昭君） 市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 再質問にお答えをいたしますが、最初に、環境センターにつきまして御指摘のようございまして、私どもも可児市が直轄して対応するという当初の対応の仕

方、また組合に最大限負担をかけるという原則から、組合の方で責任ある対応をするという管理者側に持ってきた事務所、すべて対応の責任を向こうへ持ってきたというようなことをごさいますて、若干この辺が現在においては、部下はこちらにありますけれども肝心なスタッフの責任者になる方はおらないというようなことをごさいますて、いろいろな面で問題があったかと思いますが、これはきのうお話を申し上げましたとおりでございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと存じます。

それから、文化センターにつきましては先ほど申し上げましたように、細かく言いますと、もう十何年も前に文化センターという話は出ておって、その後、数年たって立ち消えというわけではございませんが、教育委員会の中で研究をし、市内の各候補地についての御説明を申し上げてまいったわけでございますが、いずれにいたしましても、約10カ所ほど選定をいたしまして、その中で検討をしてまいりますと、なかなか立地的に難しいということになってまいります。そこで、最終的には、この決定を御理解いただいた平成5年の時点には、できるだけ中心地になるようなところにどうかというような、中心地とはどこが中心だというような御議論もあったようですけれども、その中で交通の便ということも考え、御承知の東西線が開通いたしまして、そして、新太田橋から来ますところの248バイパスが下恵土へ入ってくるわけでございますが、その道路と東西線との接点に位置するところであるわけでございます。すなわち、福祉センターの上段になるといいますか、そういうところがございます。そこが一番いいのではなからうかというふうになってきたわけでございます。これは、当初、地元の方もかなり御理解をいただいておったということもございまして、候補地選定にはほかのところよりもいいのではなからうかということになったわけでございます。その一つには、可児市だけの市民センターというふうに加え、他の地域からもおいでをいただく、そして利用していただけるような市民センターの効率を図るということも考えて、最大限の位置検討に対しては、ここがいいという線が出たということでございます。

それから、付随してお話しいただきました可児公園の南の駐車場は、当初、用地取得をするときには運動文化複合施設ということで一つのプランを、構想案を出して用地取得をしたわけでございますが、実質的には、これは市民の皆さんの御要望を受けてということでございます。一つの方向づけをしたいということに考えておりますが、あそこに文化センターどころかというお話も中にはあったようでございますが、若干位置的に西の方の人口が多いものですから、そういうことから考えてどうかということと、道路も1本だけではというようなことをごさいますて、土岐・可児線から入るだけということではというようなこともあったようございますが、何せあの南駐車場の用地利用ということについては、今後、最大限検討をして皆様方と御協議をさせていただくと、こういうことになるわけでございます。

次に東濃病院につきましては、お話のとおり現在の対応を最大限、国の機関でございますので、いろいろ申し上げておるものの、実質、病院が独立採算制をとっておりますのでそういうことをごさいますて、お話のとおりで、いろいろ市民の皆さんから市民の代替病院というふうに言われているが、実際、対応が悪いんじゃないかということで、もう少し気配り

をしてくれるということができないのかというような御意見もあるわけでございますので、これは病院側に再三文書でもお願いをし、また直接お会いし、またおいでをいただいて篤とお話を申し上げておりますので、この辺は、先ほど申し上げましたコンピューター化によってかなり合理化もし、そして対応の仕方も親切に、そして敏速にということをお願いをいたしておりますが、今年度中には何とかその方向が確立できて、そして将来の市民病院としての位置づけが、病院も十分ひとつ認識をしていただけるようにということで再三お願いをいたしておりますので、この点はまた、できましたならば議会の方からも病院側に出向いていただきまして、病院側の考え方、また今後の計画、そういったことに対しても、また注文等、御要望させていただいたらどうかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、若者の定着するということについては議員御指摘のとおりでございますが、何せ現在の段階は、若干急増の人口も鈍化をしまいいりました。その反面、都市へ流れてしまうということで、いろいろな皆さん方からの御要望に対して、いかに都市施設を充実していくかということ、そしてまた公園等の整備を最大限して、老若男女がともにふるさととしてのいわゆる住みよいまち、そういうものをつくる一つの基礎をもう少し充実しなきゃならんということで考えておりますので、この辺で、ゴルフ場は、現在のところ可児市としては一切認めないという方針を打ち出しております。そんなことから、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

そういうことで、私は先日もお話し申し上げましたように、可児市の全体をしてみますときに、いつも話をくどく言っておりますのは、土地利用をどういうふうにするかということ、これが一番重要な問題であります。すなわち、公共用地としてのある程度の確保をしなきゃ、地理的にも、また位置的にも考えなきゃならんということを相当深く考えてまいりますと、きのうお話がございましたように、プール施設だとか体育施設、すべてが十分ではございません。これは、公共施設のある程度のまとまった土地を取得するということになるわけでございますので、こういう土地を考えてみますときに、これ以上いろいろな面での開発に対しては検討を十分していかなきゃならんというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

企業誘致につきましては、現在のところ全く可児市には販売する土地がないわけでございますので、お話のように美濃の工業団地等、また県内にも美濃市以外にはないわけなんで、県といたしましては何とか可児市の二野の工業団地、そして南部開発のところの工場用地等を何とかならないかということで、いろいろの模索をして協議をいたしておりますが、いずれにいたしましてもこういう時代になってまいりましたので、販売価格がかなり低くなければいけないと。全国的には今、値引きをして、地方自治体が大きな負担をして工場団地の造成をしたのを、何とかしてさばきたいというようなことで競争をしておるというのが現状でございます。そういう中でございまして、岐阜県といたしましても、いくらどういう状況があるろうとも、企業誘致というのはいつも積極的に取り組むという姿勢でおられますが、現在の



段階では、企業の申し込みというのもない、また立地的な話ということについても、企業側からは全くないというような状況でございます。

以上が再質問に対してのお答えになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 教育の画一化ということは一般的に言われることではありますが、新しい学習指導要領のもとに教育課程が編成されて今進めておる中には、そういうことの解消のためにいろいろな試みがなされております。

その一つは、例えば中学校における選択教科の幅の拡大と、いろいろ自分の個性に合った教科を選んで学習できる分を広げていくと、そういう努力が一つありますし、小学校、中学校通じて、例えばチームティーチングというやり方で学習指導をする。つまり、算数であれば算数を担任の先生が教えると同時に、もう1人がその補助的な立場で個別に指導して回るというようなことを行うというようなことも考えられる。これは全部に行き渡っておりませんので、今、試行的に文部省が定員枠をふやしましてやっております。それを可児市内でも数校において実施しております。

それから今後の問題としては、現在、中央教育審議会が新しい教育のあり方について審議をしておりますので、そういう中へいろいろな皆さん方の意見も含めて、あるいは我々のような職におる者の意見も含めて、反映してもらえるものと思っております。

教科内容は同一であっても、指導の仕方については工夫ができるところでありまして、そのことを通じて画一的でないように努めておるところでありますので、議員も今後その立場で、地元に限らず市内の学校を見ていただきますと、必ずしもお説のとおりではない、もう少しいい面もあるということも見てもらえると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6番（森 茂君） どうもありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 以上で6番議員 森 茂君の質問を終わります。

5番議員 柘植 定君

5番（柘植 定君） 5番議員の柘植 定でございます。

議長にお許しをいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

私は何しろ新人でございますので、私自身の勉強のために一般質問させていただく決意をいたしました。

そこで1点だけ、市内の公園事業、特に公園の維持管理について5項目お伺いをしたいと思います。

かつて、交通安全標語の一つに「狭い日本、そんなに急いでどこへ行く」と、今でも印象に残っている名語がございました。日本人そのままの象徴である名句だと思います。週休2日制が大方根づきました昨今ですが、まだまだ大変忙しい人が多く、私もそうでございますが、みんな仕事が趣味かのように朝から晩まで働き続ける、ゆとりのある生活を忘れていた気がいたします。たまには老若男女を問わず、家族そろって近くの公園でゆっくりくつろぎ、きれいな空気を吸いながら美景を楽しみたいものだなと思っております。

時として可児市は、市民相互のコミュニケーションの場として、各地域に市民のための公園や公民館建設に力を傾注しておられることは、まことに当を得た施策であり、心から敬意を表する次第でございます。今もなお新しく公園を整備されている可児川下流域自然公園化事業、二つ目に歴史と文化の森整備事業、三つ目に塩河公園整備事業、四つ目に川合公園整備事業、五つが市役所の裏のふるさと川公園整備事業等々、完成を目指しているとのことでお話でございます。お聞きしますと、現在、市内に大小合わせて公園が166園、そのうち市の指定の都市公園が21ヵ所あると伺いました。今後、この数多くの公園を可児市として、危険防止対策も含めまして維持管理、運営に当たることは大変なことでございますが、世知辛い世相の中、可児市民が日ごろのストレスの解消に公園を訪れまして、少しでも心の安らぎの場とし、最大限活用できるよう自助努力と万全な維持管理をお願いする次第でございます。

さて、きょう私は、公立公園の維持管理は、どの公園も抱えている課題は共通する点が多いと考えますので、先ほど上げました私の地元の近くの川合北部土地区画整理事業と並行して行われております川合公園整備事業を主としてお尋ねいたします。

まず一つ、名所となりました川合の次郎兵衛塚から北へれんがの敷き詰められた歩道を行きますと、名鉄教育センターと犬飼産業株式会社の間、木曾川べりに細長い公園が眼下に見えてまいります。緑豊かな水辺の公園として眺めは大変よいのですが、私も階段を一つ一つおりていきますと、広いのり面には背丈の草が生えまして、池に注ぐ自然清水の水路にヘドロのような青ノリが張り詰め、この夏の涼を求めてきた人たちが残したままか、花火の跡の残骸があちこちに散らばっているのが現状でございます。面積1.8ヘクタール、総事業費約4億4,000万円、せっかく巨費を投じた公園でございます。建設中のために種々さまざまな御当局に理由はございませうが、市民の声が最近よく私の耳に聞こえてまいります。返答にも困りながら考えますと、一般市民が見ますれば、公園をつくりかけで放置している、ぶっていると思えるような気もいたしますが、今後、市民の貴重な憩いの場として景観が損なわれることのないよう、その手だてについて、市御当局に御意向をお尋ねいたします。

2番目、なお申し添えますが、例えば秋の花いっぱい運動実施の際、危険性のない作業について市から御依頼があるとすれば、地元自治会がボランティア活動の中で、一部御協力する奉仕作業の申し入れもでございます。いかがなものか、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

3番目、次に川合公園の西側を現在B & G補助による事業として、ボート等の艇庫、棧橋の建設計画が出されておりますけれども、その将来計画についてお聞かせをいただきたいと思えます。

四つ目に、また市内各地域の公園に共通する問題として、公立公園の維持管理体制の現状、これはトイレ、手洗い、照明等を含めた今後の具体的な計画がありましたらお考えを伺いたいと思えます。あわせて各公園の遊具等、危険防止に係る施設整備の点検等も含め、現状と計画をお教え願いたいと思えます。

最後に5番目になりましたが、花フェスタ臨時駐車場の跡地22ヘクタールに及ぶ大規模な

土地に、公園、グリーンパークの建設計画もあり、今後ますます公園の維持管理面の拡充も必要かと考えますので、当該公園担当事務について、なお一層充実されるお考えはないでしょうか、お尋ねしたいと思います。

人に優しく、本当に住みよいまちづくりを提唱されている山田市長、山田市政でございます。優しい答弁、親切にお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

議長(奥田俊昭君) 建設部長 曾我宏基君。

建設部長(曾我宏基君) それでは、最初に公園事業及び公園の維持管理につきまして、お答えを申し上げます。

川合公園の除草、清掃等の管理が行き届いていないとの御指摘でございますが、地元の皆様からこの公園に大変関心を持っていただいております、ありがたく思う次第でございます。

御承知のように、川合公園は平成5年度から工事に着手しまして、本年度に公園部分の整備を完了し、来年度から市民の皆様にご利用していただくよう進めておるところでございます。つきましては、現状では整備途中で、二重手間ということもありまして、除草等に手を加えておらなかったのが事実でございますが、既に本年度工事としましての発注をいたしております、間もなく着手をしますので御理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、公園の完成後につきましては、適切な維持管理に努めるつもりでございますので、よろしくお願ひいたします。

二つ目の同じような維持管理につきましてでございますが、川合公園の管理への地元自治会からの協力の申し入れにつきましては、大変ありがたく、感謝申し上げる次第でございます。市といたしましても、地元の皆様の参加と協力をいただき、地域の誇りと愛着が感じられるような公園にはぐくんでいきたいと考えております。今後、具体的に協議をさせていただき所存でございますので、よろしくお願ひいたします。

三つ目に漕艇建設についてでございますが、川合公園整備に伴う漕艇建設計画につきましては、市としまして、木曾川べりに初めて整備する公園でありますので、ここにぜひ水辺を生かした水上スポーツ施設をあわせ、いずれ整備していかななくてはならないかと考えておるところでございます。教育委員会とも協議しておりますが、具体的には一般市民の方々に気軽に水に親しんでもらい、中・高校生、または社会人の方でカヌーや漕艇の競技を目指す方々のために艇庫や浮き桟橋の建設が必要かと思っております。建設に当たっては、多額の費用がかかることは当然でございますが、財源確保には、B & G財団の助成や、その他の有効な方法も十分検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

4番目に公園の維持管理体制についてでございますが、先日、富田議員さんからの御質問につきましても助役が答弁しまして、一部重なると思っておりますが、お答えを申し上げたいと思ひます。

御提案のとおり市内には160余の公園がありますが、その成り立ち等から、維持管理体制

は、現状では市、地元自治会、開発業者と、さまざまでございます。現状では、地元自治会に依存している点が多いことから、トイレ、手洗い、照明を含め、市による維持管理の強化を図るために、現在、調査・検討を進めておるところでございます。本年度じゅうには将来の維持管理の基本的な方針を定めたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

5番目の質問につきまして、公園にはレクリエーションの場、環境保全、景観構成、防災といったさまざまな機能がありますが、可児市の現状は、まだまだ1人当たりの面積も少なく、地域に偏りがあり、また広場に遊具だけの小さな公園が多く、整備水準を高めるため積極的に整備を進めているところでございます。また、維持管理面についても地元自治会の依存が多いため、市による維持管理の充実・強化を図ることが必要と、検討を進めておるところでございます。今後、公園関係の事務・事業の増大が予想されますが、健在進めている維持管理方針の検討の中で、組織面、人材の育成・登用といった面もあわせて調査・研究を行っているところでございますので、よろしくお願いたします。

〔5番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 5番議員 柘植 定君。

5番（柘植 定君） まだほかの公園につきましても、多少草の生えている公園があろうかと思えます。なかなか手が行き届かない点があろうかと思えますが、行政指導をよろしくお願したいと思えますし、実は先日、鳴子近隣公園を一番新しいということで見せていただきました。非常にすてきな公園でございます。中がきれいでしたが、いろいろつぶさ見ておりますと、芝生の中に、たばこの吸い殻入れがないかもしれませんが、吸い殻がたくさん散らかっておまして、トイレをひよいとのおぞきますと、便器が汚れて、トイレの手洗いのところには、ごみが、いろんなものが固まって積んでございまして、残念だなと。東側の遊休地にはセイタカアワダチソウが、私の背の2倍もあるようなのがずうっと生えて、これは火災予防にもひとつ手だてをせにゃいけませんと。景観も悪いなあというようなことを見てまいりました。ふるさと川についても、観光、あるいは視察に来られても、これはちょっと手入れをしておいた方がいいのかな。もし先ほど御答弁の中で、自治会の方で協力をするような体制を検討するとおっしゃいました中で、そういう要望があれば、私どもは可児市民として、私たちの公園として維持管理の援助をすることはやぶさかでない、こう考えておるわけでございます。

私は再質問はいたしません。特に最後の5番の件については、できれば、やはり公園課の新設をお願いしまして、計画実施係、あるいは維持管理係を近い将来設置いただきまして、万全を期してくださるよう、山田市長さんに任命権者としてお願いをし、また要望をしておきたいと思えます。丁寧かつ適切な御答弁、建設部長さんありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

議長（奥田俊昭君） 5番議員 柘植 定君の質問は終わりました。

2番議員 伊佐治昭男君。

2番（伊佐治昭男君） 2番議員 伊佐治昭男でございます。

議長のお許しをいただきましたので、2点につき質問させていただきます。

まず最初にお許しをお願いしなければなりません、今回こうして議会で質問させていただく機会を得ました。何分にも様子がわかりませんので、過去の定例会において十分に審議尽くされた事柄、あるいはそうした質問をするかもわかりませんが、そうしたことへのお許しを願うと同時に、今回は少し身近な点で質問させていただきたいと思います。

私が最後の質問となりましたので、昨日、あるいは本日の質問に私の質問したいところが大変重複しておりますので、その点は割愛させていただきます。

まず1点として、可児公園の再整備計画についてですが、これも十分今まで御答弁いただいたと思いますので、地元としての要望のみ申し上げます。

まず1点として、幹線道路沿いの草刈りの実施。これはその担当箇所が、あるいは県、あるいは市にそれぞれ違っているかもわかりませんが、地元としては早急に対処をお願いしたい。これが第1点です。

2点目として、部分開放でもいいから早期に開園をお願いしたい。

3番目、可児公園の中に当初市民の森として出発した市所有地の部分がございます。ここは、私たち地元自治会で桜の苗木を植えたりして、十分手入れをした思い出の土地であります。以前は西入り口から自由に入って桜の花見などできた土地でございます。ここがさくに囲まれて自由に入れられないような状態にならないように、今後とも県へ強く要望していただきたい。そういうことを地元として特にお願いをいたします。

2点目の下水道についてお伺いいたしますが、現在、公共下水道を初めとして農集、あるいは私たちの地区のように特環として、それぞれ形態は違いますが、市内各地で事業が進められております。そうした事業も、計画区域の認定から供用開始までかなり長い年月がかかるわけなんです、その間に、その地区内で、当然新しい住宅が建てられてまいります。そうした場合において、供用開始されるまで単独浄化槽、あるいは合併浄化槽なりで許可が出ると思いますが、その地区の下水が供用された時点で、その下水に加入するように指導なされているのか、あるいはそういうことが条件つきで許可を出されているのか、その辺のところの回答をお願いいたしたいと思います。

面整備がなされている時点で、やはり個々少しの数でも、てんでそれぞれ抜けるようなことがあっては、せっかくの下水の意味が失われると思いますので、その点をよろしく願いいたします。

以上、簡潔に2点につきお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 助役 山口正雄君。

助役（山口正雄君） 可児公園につきましては、先般来いろいろ御質問いただきましたけれども、特に地元ということで御質問いただきました。さしあたって、花フェスタの開催につきましては、瀬田、柿田、一番地元ということで大変御迷惑をおかけいたしまして、ありがとうございました。おかげさまで大盛況のうちに終わりました、それも地元の皆様の御協力

のおかげと考えております。

そこで、可児公園の整備につきましては、ただいまの御発言の中で省略してもよろしいということですので、再開の時期ですが、先般申し上げましたように、全般的には数年先になりますけれども、とりあえず来年の4月の26日、これは確定かどうかわかりませんが、いわゆる花フェスタが始まった日でございますけれども、4月の26日をめぐり、一部開放したいということのようでございます。聞くところによりますと、花トピアの関係と、そして地球花壇がございましたけれども、あの付近のバラと、それからチューリップが植えてありました、そして、ちょうど後でユリを植えましたけれども、あの辺にバラを植えて、あの辺を整備して、皆様に開放したいということのようでございます。一応4月の26日をめぐり、東の駐車場の方から入っていただいて整備をしたいということを考えているようでございます。いずれにいたしましても、可児市にとりましては大事な、いわゆる世界と言っては言い過ぎかもしれませんが、それに通ずる公園でございますので、それに恥じないように、また可児公園の整備につきましては、我々も県の方の検討委員会の中へ参加しておりますので、市民の方が一番利用されやすい施設をつくっていただくということが基本でございますので、そういった面で強く要望してまいりたいと思っておりますので、ひとつ御理解をよろしくお願いいたします。

草刈りの件ですが、これは昨日も申し上げましたように、それぞれの部署とは申しませんが、早急に対応させていただきましますし、もちろんやらなければいけませんし、次の花も植えなければなりませんので、対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、市民の森の市民への開放ということでございますけれども、先般来もお話ございましたし、当然あそこは、我々もあそこで食事をした覚えもありますし、きょうここにお見えになります議員さんの中にも、あそこで食事をした方も見えますし、地域のボランティアの方があそこを整備、草刈り等やっていただいた経緯もございます。こういった面で一遍、あそこは扉が、一つゲートが入っておりますので自由に出入りできないようになっておりますけれども、その辺の利用について一遍可児公園関係とひとつ打ち合わせをさせていただいて、なるべく利用ができるような方向で、一遍御理解をいただきたいということで話してみます。ひとつよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 水道部長 堀江 智君。

水道部長（堀江 智君） 伊佐治議員の下水道事業についてお答えします。

特定環境保全公共下水道区域の整備区域外で新築家屋等ができた場合、市では本人に区域外流入として公共下水道に入れるか、また個人用合併処理浄化槽の設置か、選択をさせていただき、対応しておるところでございます。また広見東特定環境保全公共下水道事業の供用開始時期については、平成9年4月を予定しておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔2番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 2番議員 伊佐治昭男君。

2番（伊佐治昭男君） ありがとうございます。

ただいまの助役さんの御答弁にもありましたが、そういうことで地元としてはなるべく早く整備していただくことを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほど市長さんからの御答弁にありましたように、南駐車場が運動文化公園ということで整備なされていくというお話でしたが、この運動と文化、あるいはどちらも均衡のとれた開発をしていただいて、将来、可児市の東部の玄関としてのふさわしい環境づくりをしていただくように、そういう検討を切にお願いするものでございます。

もう2点だけ申し述べさせていただきます。

さて、最初の1点ですが、通告書にはございませんので、お答えを求めるものではございません。私見としてお聞きくだされば結構だと思います。

議長（奥田俊昭君） 伊佐治さん、通告にない質問はいけません。

2番（伊佐治昭男君） はい、わかりました。すみません。

そうしましたら、先日花フェスタの会場の跡地へ行く機会がございました。その途中でいるいと中を回ったわけなんですけど、花フェスタを開催していた当時の備品、あるいは器具の壊れた物が、ある池の周囲に捨ててあったわけなんです。これは本当に一部のことだけかもわかりませんが、こうした物がそのまま放置されますと、環境に対する悪影響も考えられますし、こうしたことの後始末まできちんと行ってこそ、やはり花フェスタが成功したと、そういつて言えるものじゃないかと、そんなような感じを受けました。やはりどんな事業でも、事前の準備と同じぐらいのアフターのフォローが当然必要だと思いますので、その点だけ今後とも御配慮願いますようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 以上で2番議員 伊佐治昭男君の質問は終わりました。

以上で通告による質問はすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

認定第1号及び議案第64号から議案第76号までについて（質疑・委員会付託）

議長（奥田俊昭君） 日程第3、認定第1号及び議案第64号から議案第76号までの14議案を一括議題といたします。

これより各議案の質疑に入ります。

通告がございますので、これを許します。

9番議員 富田牧子さん。

9番（富田牧子君） 9番議員 富田牧子です。

議長のお許しを得ましたので、二つの議案にわたって質問をさせていただきます。

まず第1番、認定第1号 平成6年度可児市水道事業会計決算認定についてです。

平成6年度可児市水道事業報告書によりますと、異常湧水によって市民が節水をして給水量が大変大きく落ち込んだ。そして2億3,741万3,300円の純損失を生じた。つまり赤字に

なったということですが、こうした赤字になるのはどうしてかということを知りたいと思います。

それから2番目に、決算審査意見書によれば、平成3年度から県水の全量受水以来、毎年赤字決算になっているそうですが、受水費が事業費用の51.5%を占めていて、県水の単価が大変高いということですが、どうして県水は高いのかということです。それから3番目に、この決算審査意見書でも県に対する受水費算定の見直しや料金単価の引き下げ等の要望を行うようにとの意見が出ておるそうですが、そのような努力をしているのかということです。4番目に、この一般会計から経営基盤安定補助金が1億円減額になったとありますが、どうしてかという質問です。

それから2番目に、議案第76号 可茂広域行政事務組合理約の変更についてであります。

その中で1番目は、そもそも可茂広域行政事務組合とは一体何をやるのかという質問です。

2番目に、関係市町村の地域振興のための事業の推進に資するために、ふるさと市町村圏基金を設置するとありますが、この基金は具体的にどういう事業に使うのかということです。

そして、この出資のために市債をふやしてそれに充てるというわけですが、借金をしてまでやるべきことなのかという質問です。

それから4番目に、この基金は平成8年度も出資し、合計で1億4,300万円になるということですが、それ以降もこういったことがあるのかということです。

以上です。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 大澤守正君。

総務部長（大澤守正君） それでは私からは、2番目の方になります可茂広域行政の事務組合関係の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、可茂広域行政事務組合は何をするのかということでございますが、規約にありますように、可児・可茂の11市町村で構成しておりますが、既に一部事務組合でありました可茂視聴覚教育事務組合と、協議会方式をとってありました可茂広域観光推進協議会、それから可茂の広域行政関係の事務を処理してありました可茂地域広域行政推進協議会、この三つを統合しまして、一部事務組合として本年4月に設立したものでございます。組合理約の変更議案の別表で示しておりますように、一つ目は可茂地域市町村圏の振興に関する事務、これは可茂広域行政関係の一般的な事務を処理するというところでございます。

それから、2番目に視聴覚教育の推進に関する事務ということですが、これは学校や社会教育で使用いたします教材であります16ミリや8ミリの映画フィルム、それからビデオテープなど、また映写機等の共同購入をいたしまして、それを貸し出す事務でございます。

それから、3番目に広域における観光振興に関する事務ということでございますが、これは可茂地域の観光のPR等を行っていくものでございますが、この地域のイベントの紹介や観光マップ、あるいはパンフレット等の共同作成を行っていくというような事業でございます。



それから、4番目に広域における職員研修に関する事務ということですが、職員研修はそれぞれ個々の市町村でもそれぞれ実施しておりますけれども、共同でいい講師を招くとか、そういうことによって職員がそこへ参加して研修を受けるというような研修を続けていくということでございます。

それから5番目に、今回組合が処理する事務として加えられたものでございますが、ふるさと市町村圏基金の設置及び管理運営に関する事務ということでございます。これは郡上広域市町村圏、それから中濃広域市町村圏、そして私どもが入っております可茂広域市町村圏、合わせて25市町村でもって中濃地方拠点都市地域に昨年9月13日に指定を受けたわけですが、その拠点都市地域の振興整備にはハード事業とソフト事業に分けられておるわけでございます。その広域的なソフト事業の財源とするために基金を設置するわけでございます、その管理運営の事務を定めたということでございます。

次に、2番目の基金はどのような事業に使うかということでございますが、今申しました地方拠点都市構想というのは、平成4年の8月に地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再開の促進に関する法律というのが施行されたわけですが、それに基づきまして、それぞれの各都道府県で県知事等が指定をするわけですが、その目的規定において、広域の見地から一体的な整備の促進を図るというようなことが定められておるわけでございます。その地域の複数の市町村が共同で計画を作成し、当該地域の一体的な振興整備を行うことにより、構成する市町村すべてが均衡な発展を遂げるという目的でございます。これらの活力ある地域社会を整備するためには、社会資本の整備と、いわゆる多くの投資をするハード的な事業だけではなく、地域住民の相互交流、あるいは文化創造活動、スポーツ・レクリエーション活動など、さまざまなソフト活動の展開が必要でございます。

そこで改選前の議会の皆さんには既に御説明をさせていただいておりますけれども、中濃地方拠点都市地域では、その基本計画において、次の三つの戦略を展開する事業を想定いたしております。一つには日本まん真ん中交流基盤づくり、二つ目に自然環境の中に躍動する公園文化回廊づくり、三つ目に21世紀を創造する森の情場づくりでございます。その他、経常的には中濃地域の情報誌の発行等も行っていくということをいたしております。そういったソフト的な事業に対する経費の捻出をその基金を設けて行うということでございます。

次に、三つ目のこの出資のために借金をしてまでやるべきかどうかということですが、今申し述べましたように、当該地域の一体的振興を図る上では、ソフト事業の展開を進めるため基金の造成は不可欠でございます。そういったことから国の財政支援がなされておりますので、この出資を対象とします地域総合整備事業債というのを受けたわけですが、これは一般的に比べて有利な地方債でございますし、元利償還金の一部が地方交付税の基準財政需要額に算入されるというような、そういった財政面での有利さがあるわけでございます。

それから4番目に、9年度以降も出資する予定があるかということですが、今回の補正予算で債務負担行為をお願いをいたしましたとおり、7年度、8年度の2ヵ年におい

て1億4,300万という予定をいたしておりまして、9年度以降の出資予定はございません。

以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 水道部長 堀江 智君。

水道部長（堀江 智君） では、私の方からは認定第1号 平成6年度可児市水道事業会計決算認定4点についてお答えします。

1点目は赤字になったのはなぜかということですが、純損失のうち1億円は一般会計補助金の減額によるものです。残りの1億3,700万円余りは、湯水による節水の徹底及び景気後退による給水収益の減少によるものです。また、費用の面から見ますと、当市は平成3年度から全量県から受水していますが、平成6年度の給水原価構成を見ますと、受水費が51.5%、減価償却費が22%、企業債の支払利息が8.8%となり、この三つだけでも82.3%を占めます。これ以外にも職員給与費、資産減耗費、委託料等の費用があり、受水費が高いことが費用面の大きな原因であります。

2点目につきまして、県水はなぜ高いのかということですが、当市は県営可茂用水から受水しているわけですが、可茂用水は昭和51年12月1日に営業を開始以来、平成4年6月までに2次の拡張事業を行い、現在、第3次拡張事業中であります。このように設立が遅く、そのため建設費等に多大な費用がかかっていることから、減価償却費等、費用がかさむことが受水費が高くなっている原因となっております。ちなみに受水費の内訳は、基本料金が約70%、使用料が30%となっております。基本料金は前年度の最大使用月の日平均の12%増であり、水量に2万4,336円を掛けた金額が年間の基本料金になります。また、使用料金は使用水量に31円を掛けた金額になります。

3点目につきまして、受水費の引き下げ等の要望についてということですが、受水市町村が一体となって要望すべき事項であり、当市が単独で行うことは好ましくありません。このため、県水を受水している東濃可茂用水の受水市町村が一体となって、既に県に対して要望書を出しております。

4点目につきまして、一般会計からの経営基盤安定補助金が1億円余減額となったのは、平成6年度は経済状況等から当初より税収の落ち込みが懸念され、一般会計での事業推進に財源を充てたため、独立採算を原則とする公営企業会計である水道事業への補助金が減額したものでございます。以上です。

議長（奥田俊昭君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付してございます議案の付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へその審査を付託いたします。

お諮りいたします。委員会審査のため、明日から9月24日までの11日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、明日から9月24日までの11日間を休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

議長（奥田俊昭君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次は9月25日午前9時30分から会議を再開いたしますので、定刻までに御参集くださるようお願いを申し上げます。

本日はこれをもって散会いたします。長時間にわたりまして、まことに御苦労さまでございました。

散会 午前11時13分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成7年9月13日

可児市議会議長                      奥    田    俊    昭

署 名 議 員                      渡   辺   朝   子

署 名 議 員                      可   児   慶   志

9月25日（月曜日）午前9時30分開議

議事日程（第4日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 認定第1号及び議案第64号から議案第76号まで  
日程第3 請願5号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書  
日程第4 発議8号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書  
日程第5 議案第77号 土田財産区管理委員の選任について  
議案第78号 平牧財産区管理委員の選任について  
議案第79号 大森財産区管理委員の選任について  
議案第80号 二野財産区管理委員の選任について  
議案第81号 教育委員会委員の任命について

---

会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

---

議員定数 26名

---

出席議員（26名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	肥田正志君	2番	伊佐治昭男君
3番	橋本敏春君	4番	吉田猛君
5番	柘植定君	6番	森茂君
7番	川手靖猛君	8番	山下友治君
9番	富田牧子君	10番	鈴木健之君
11番	加藤新次君	12番	太田豊君
13番	芦田功君	14番	村上孝志君
15番	亀谷光君	16番	近藤忠實君
17番	渡辺朝子君	18番	可児慶志君
19番	河村恭輔君	20番	渡辺重造君
21番	勝野健範君	22番	松本喜代子君
23番	奥田俊昭君	24番	田口進君
25番	林則夫君	26番	澤野隆司君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	山田 豊君	助役	山口 正雄君
収入役	小池 勝雅君	教育長	渡邊 春光君
総務部長	大澤 守正君	民生部長	可児 征治君
経済部長	奥村 主税君	建設部長	曾我 宏基君
水道部長	堀江 智君	教育部長	宮島 凱良君
秘書課長	長瀬 文保君	総務課長	奥村 雄司君
管財課長	藤田 禮三君	保険年金課長	富賀見 孝道君
都市開発課長	大谷 茂樹君	教育委員会 総務課長	山口 和紀君

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	佐橋 郁平	係長	籠橋 義朗
書記	高野 志郎	書記	脇坂 忠志
書記	丹羽 邦江		

---

議長（奥田俊昭君） おはようございます。

昨日は14号台風が通過というようなことで、可児市内にそれぞれいろんな行事がございましたが、雨の中、大変御苦労さまでございました。幸い被害もなく、きょうを迎えることができたわけでございます。そうした中で、本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位におかれましては御参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

---

#### 開議の宣告

議長（奥田俊昭君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（奥田俊昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において19番議員 河村恭輔君、20番議員 渡辺重造君を指名いたします。

---

#### 認定第1号及び議案第64号から議案第76号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第2、認定第1号及び議案第64号から議案第76号までの14議案を一括議題といたします。

これら14議案につきましては、各常任委員会に審査の付託がしてございますので、その審査結果についてを報告を求めます。

総務委員長 田口 進君。

総務委員長（田口 進君） 総務委員会の審査の結果を報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に審査を付託されました案件は、平成7年度補正予算関係が3件、条例の一部改正が4件、その他2件で、計9件ございました。

去る9月20日に、当委員会において慎重に審査を行いました。その結果、議案第64号 平成7年度可児市一般会計補正予算（第2号）の所管部分、議案第66号 平成7年度可児市北姫財産区特別会計補正予算（第1号）、議案第68号 平成7年度可児市自家用工業用水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正予算3件については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第71号 可児市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号 可児市職員の給与支給に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、議案第73号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第74号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第75号 字区域等の変更について、議案第76号 可茂広域行政事務組合規約の変更については、それぞれ適正な処置であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

以上で総務委員会の審査結果の報告を終わります。

議長（奥田俊昭君） 文教民生委員長 渡辺重造君。

文教民生委員長（渡辺重造君） 文教民生委員会の審査結果を報告いたします。

今期定例会におきまして、当委員会に審査を付託されました案件は、平成7年度補正予算関係が3件ございました。

去る9月19日、当委員会で審査をいたしました結果、議案第64号 平成7年度可児市一般会計補正予算（第2号）の所管部分について及び議案第65号 平成7年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第67号 平成7年度可児市老人保健特別会計補正予算（第1号）については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上でございますが、要望事項が2点ありましたので申し添えます。

1点目は、環境センター（仮称）笹ゆりクリーンパークについては、いよいよ造成・建設に着手する運びとなり、市長初め関係職員のこれまでの努力に対しまして感謝と敬意を表します。しかし、未買収用地を初め問題は山積みしています。これら問題解決に向けて、より一層の御努力をお願いいたします。笹ゆりクリーンパークは、今後3年半の年月をかけ市内塩河地区に建設され、平成11年4月供用開始の予定であります。この機会に可茂衛生施設利用組合はもとより、可児市においても施設の管理・運営方法について十分御検討されるよう要望いたします。

第2点は、高齢化社会に対応し、高齢者に対しバス代金を一部補助する制度の新設を検討されたい。

以上を申し添えまして、文教民生委員会の審査結果報告を終わります。

議長（奥田俊昭君） 水道経済委員長 亀谷 光君。

水道経済委員長（亀谷 光君） 水道経済委員会の審査結果の報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に審査を付託されました案件は、決算の認定が1件、平成7年度予算の補正が3件の、計4件でございます。

去る9月19日、当委員会におきまして慎重に審査を行いました。その結果、認定第1号 平成6年度可児市水道事業会計決算認定については、県営可茂用水道事業にかかわる承認基本水量制度についての疑問から反対意見がありましたが、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第64号 平成7年度可児市一般会計補正予算（第2号）の所管部分について及び議案第69号 平成7年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、並びに議案第

70号 平成7年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、何ら異議なく、全会一致で原案どおり可とすることに決しました。

審査の結果は以上でございますが、要望事項がございますので申し添えます。

水道事業の経営は現時点で非常に深刻なものとなっています。執行部におかれましては、その経営の立て直しに格段の努力と慎重な運営をされるよう要望します。

以上を申し添えまして、水道経済委員会の審査結果の報告を終わります。

議長(奥田俊昭君) 建設委員長 太田 豊君。

建設委員長(太田 豊君) 建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成7年度補正予算が1件でした。

去る9月20日、当委員会で審査をいたしました結果、議案第64号 可児市一般会計補正予算(第2号)の所管部分につきましては、適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上ですが、要望事項がありましたので申し添えます。

新設される幹線道路整備については、その周辺道路について信号の設置をする等をして安全対策を講じていただきたい。

以上で建設委員会の審査結果報告を終わります。

議長(奥田俊昭君) 以上で常任委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまの常任委員会の審査結果の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長(奥田俊昭君) 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございます。これを許します。

22番議員 松本喜代子さん。

22番(松本喜代子君) 22番 松本でございます。

認定第1号 平成6年度水道事業会計決算認定についてでございます。

平成6年度の水道事業会計の予算において、4月より水道料金が再値上げをされました。日本共産党可児市議団のこの予算に対する討論は、全国的に見ても高過ぎる岐阜県の水価を引き下げること、市民の水道料金の負担を軽減させるために値上げに反対し、この値上げの反映された予算に反対するということで、水道事業会計の予算のときには、日本共産党可児市議団としてこのように述べております。

平成6年度の水道事業会計の決算では、単価の高い県水を全量受水しているため、受水費が費用全体の51.5%を占め、受水を始めた平成3年から費用が収益を上回る状況であり、平成6年度も変わっていません。こうした中で、水道事業の業務において有収率 89.92%と高い率を維持され、漏水調査の徹底に努められていることに対し、感謝申し上げるものです。



さて、県水の受水に51.5%もかかる水道事業会計ですが、市民にとっては、これ以上の値上げは絶対に受け入れられないものです。県に対し水価の引き下げを要求し、一般会計からの繰り入れをふやし、水道事業会計の健全化を図るよう求めるものです。一般会計からの繰り入れをふやすことについては、水道事業は企業会計だからとの意見もありますが、普及率99%の事業です。水は生命の維持に欠かせないものです。したがって、水道事業は大変公共性の強いものであるわけです。水道部の資料では、「当市独特の状況として、市外周部での団地開発に伴う多くの配水池、ポンプ場等の建設や、治水に伴う配水場の建設等により固定資産使用効率が極端に悪く、給水収益に見合わない多額の減価償却費負担が必要となっているため、現在の状態では、もはや企業努力だけでは経営状態を好転させ、安定した水道事業経営を実施していくことは困難であると判断し」と述べられています。このような状態を改善して、利用者の負担する料金を現在よりも低く抑えるためには、公営企業における企業性に傾く論理を公共性優先の論理に転換することが必要ではないでしょうか。企業会計であっても、資本費用や経常経費については一般財源から賄う費用部分を拡大することではないでしょうか。

認定第1号 平成6年度可児市水道事業会計決算の認定については、水道料金値上げによって市民に負担を強いるものとなったことについて反対をするものです。

以上で反対討論を終わります。

議長（奥田俊昭君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております14議案のうち、認定第1号を除く13議案を一括採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、これら13議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。各案件に対する各常任委員長の報告は、それぞれ原案を可とするものであります。よって、各案件はただいま報告のとおり、それぞれ原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、本13議案はそれぞれ原案のとおり決しました。

次に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本認定に対する水道経済委員長の報告は原案を可とするものであります。よって、本認定を委員長報告のとおり原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥田俊昭君） 起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

---

請願5号について（委員長報告・委員長に対する質疑・討論・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第3、請願5号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書を議題といたします。

本請願につきましては、文教民生委員会にその審査の付託がしてございますので、その審査の結果について報告を求めます。

文教民生委員長 渡辺重造君。

文教民生委員長（渡辺重造君） 9月6日の本会議におきまして、文教民生委員会に審査を付託されました請願5号 学習指導要領の早期見直しを求める請願書についての審査結果の報告を申し上げます。

本請願の趣旨は、現行の学習指導要領は、仲間との交流や自主的能力の育成時間が削減され、学習内容が理解できず、学習意欲の喪失を招き、いじめを起こす要因となっているため、早期見直しを強く求めるものであります。

去る9月19日、当委員会において関係執行部からの状況説明を求め、慎重に審査をいたしました。

文部省は、全国で642校を調査研究協力校として2年間研究をし、月2回の学校5日制については現行の学習指導要領で実施が可能であると結論を出し、現在実施をしているところであります。月2回の学校5日制実施から今日まで市内小・中学校の状況からは、本請願の趣旨にあります現行の学習指導要領が学習意欲の喪失やいじめを起こす直接の要因になっているとは言えず、その部分については賛成できません。

また、将来の完全学校5日制実施に向けて、現在、国の中央教育審議会で現行の学習指導要領を見直す審議が進められていますので、その審議の結果により判断をしたいということから、当委員会といたしましては、本請願を全会一致で不採択とすることに決しました。

以上で請願審査結果報告を終わります。

議長（奥田俊昭君） 以上で文教民生委員会の審査結果の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（奥田俊昭君） 9番議員 富田牧子さん。

9番（富田牧子君） 質問させていただきます。

本来でしたら請願の紹介議員として委員会にお邪魔するはずでしたが、同じ日に水道経済委員会がございましたので、委員会のこの請願の意見の内容がわかりませんので、2点について御質問したいと思います。

まず1点目は、子供たちの社会性の発達に欠かせないいろんな授業の時間数の確保が大変

になっているとこの請願の中にありますけれども、具体的にはそういう例はないというふうなことがございましたけど、本当にそうでしょうかということと、2点目は、この前のときも同じ理由でしたが、中央審議会の答申が出るからそれを待つようにというふうでしたが、それは一体いつごろ出るのでしょうか。その2点についてお聞きしたいと思います。

議長（奥田俊昭君） 委員長 渡辺重造君。

文教民生委員長（渡辺重造君） 今、御質問がありましたけれども、先ほどの内容でございます。話しましたように、本年から5日制が月2回実施をされております。これにつきましての本当に弊害があるかどうかということにつきまして、ただいま報告をいたしましたように、平成4年度から全国で642という大変大きな学校において、この問題について調査をされてきたようであります。その結果、ただいま申し上げましたように、月2回程度であれば現行の指導要領でも何とかやっていけるのではなかろうか、そのような結論が出ているようであります。

また、中央教育審議会につきましては、教育全体のあり方について今検討されているようでありますけれども、今年の4月の26日も第15回目が開催をされたようでありますけれども、その中で、当然ながら全面实施の場合には全面改訂というものを考えていかれるようであります。今後の課題の中で、小・中・高等学校における基本教育の見直しというものが必要ではないかという認識に立っておみえになりますので、そういった意見を踏まえまして、完全5日制につきましては、子供たちの教育にプラスになるような形の審議会の答申が出てくるのではなかろうかというふうに考えております。

それから、教育審議会の答申の時期につきまして、私ちょっと承知いたしておりませんので、お答えをするわけにはまいりません。

それから、さらにつけ加えるということになりますと、今回の請願の中に、いじめの直接要因というような表現にもなっております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、そういうデータは今のところは出ていないということをし添えたいと思います。特に週5日制の問題につきまして、平成6年度に全国で調査をされているようであります。そのときにおきましては、月2回の学校5日制について、賛成が半分の51%、反対が40というデータになっております。しかし、研究校によりますその後の調査によりますと、賛成が66%、反対が28%ということで、月2回についての国民の理解がかなり高まってきているというふうに報告をされておりますし、またその中で、保護者の28%の反対の理由の中には、学力の低下、あるいは非行などの問題行動の増加や、学習塾通いの増加を反対の理由として上げたものは少ない、このように伺っております。

そういった意味におきまして、委員会といたしましては、いじめに直接結びつけているような表現の請願には不採択ということで、全会一致で決しました。

〔挙手する者あり〕

議長（奥田俊昭君） 富田牧子さん。

9番（富田牧子君） 先ほど全国で642調査をしたと言われましたが、一体可児市ではどう

どうだったかということが抜けているんですが、可児市ではそういう具体例はなかったのかということ、ぜひお聞きしたいと思います。

そして、中央審議会の答申はいつですかと聞きましたけど、それはわからないとおっしゃったんですが、そういうことで、いつか出るからというふうなのは変じゃないかと思うんですけど、これはわからないわけですか。

議長（奥田俊昭君） 委員長 渡辺重造君。

文教民生委員長（渡辺重造君） 可児市の実態については調査の対象になっておりませんが、そういういろんな問題については、ないというふうに伺っておりますし、それから中央審議会につきましては、先ほど言いましたとおり承知をいたしておりますので、返答することはできません。

議長（奥田俊昭君） よろしいですか。

〔「ありがとうございました」と9番議員の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、これを許します。

9番議員 富田牧子さん。

9番（富田牧子君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまの文教民生委員長の報告に対する反対討論を行わせていただきます。

まず、現在、国の中央教育審議会で審議しているということですが、伺えばいつ結論が出るかわからない、こういうことです。この先何年間もこの現状のままでいいということでは決してないと思います。

今、学校の現場では、6日制基本の現行学習指導要領のためにさまざまな影響が出ております。私が調査いたしましたところでは、ある学校では、毎年やっていた映画会、演劇観賞会、音楽会、それらすべてを毎学期一つずつやっておりましたが、それをどれか一つにしてしまう。また、運動会の全校練習を体育の時間に組み入れて、学校行事の時間を削る。また、家庭訪問をやめている学校もあります。そして、児童会行事も減らす。中学校の文化祭では、2日あるところを1日にする。こうしたさまざまな影響が、現にこの可児市の学校の中で出ております。ですから、こうしたいわばゆとりの部分をそぎ落とすことで、この現行の学習指導要領が月2回の5日制になったために、こうした弊害が出ていると思います。ゆとりの部分をそぎ落とし、学校はますます味気のないものになってきているのではないのでしょうか。

そしてまた、この学習指導要領のもとでは、膨大な量の学習量に子供たちが悲鳴を上げております。子供たちの中には、自分はばかだから、わからんからもう勉強はできんでもいいと初めから学習意欲をなくしている、こういった子供がふえているのも現実です。そして先生方の方では、教科書を全部やろうと思えば落ちこぼれを生み出す、また落ちこぼれをつく

らないでおこうと努力すれば教科書は終わらない、こうした教科書内容が少なくてもっとゆとりがあったら楽しく学習させられるのに、こうした声が現に先生方から上げられております。このままでは、勉強はわからない、楽しい行事は減る、こうしたことでますます学校嫌いがふえるのではないかと思います。

この可児の市議会では、前回、継続審査ということでこの請願が廃案になっております。そして、今回こうしてまたお母さん方が努力をされて署名を集められて請願をされたわけですが、こうした市民の皆さんの願いにこたえるためにも、この現行学習指導要領の早期見直しの意見書を文部省や関係機関に上げていく、こうしたことをぜひとも採択していただきたいと思っております。

本年6月議会の段階でも、600を超える自治体でこの見直しの決議がなされております。全国で3,000余り自治体があるわけですが、約5分の1がこうした決議を行っております。また、この岐阜県内でも、岐阜市を初め高山市、そうした市町村で見直し決議が上げられておりますので、本議会でもぜひ採択をしていただきたいと思っております。

以上で、委員長の請願結果に対する反対討論を終わります。

議長（奥田俊昭君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより本請願について採決いたします。

お諮りいたします。本請願に対する文教民生委員長の報告は不採択でございます。よって、本請願を報告のとおり不採択にすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥田俊昭君） 起立多数と認め、よって、本請願は委員長報告のとおり不採択と決しました。

---

発議第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第4、発議第8号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番議員 柘植 定君。

5番（柘植 定君） 発議第8号につきましては、お手元に配付いたしました義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書（案）の朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書（案）。

政府は、昭和60年度予算編成以来、毎年、財政負担の軽減を図るため義務教育費国庫負担制度の見直しを行う中で、公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に対する給与費の国庫負担制度の削減を検討してきた。

しかしながら、この制度の見直しは、単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、教育の機会均等とその水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものである。

よって、政府におかれては、現行の公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に係る義務教育費国庫負担制度を維持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成7年9月25日、岐阜県可児市議会。内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣様。

以上でございます。

議長（奥田俊昭君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。これより討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまから発議第8号について採決いたします。本発議を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、本発議は原案のとおり決しました。

---

#### 議案第77号から議案第81号までについて（提案説明・質疑・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第5、議案第77号から議案第81号までの5議案を一括議題といたします。

提出議案についての市長の説明を求めます。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 議案第77号から議案第80号までの土田、平牧、大森、二野の各財産区管理委員の選任につきましては、地方自治法第296条の2第1項の規定に基づき設置されております財産区管理委員の任期が平成7年10月17日で満了しますので、委員を改選することにつき、各財産区管理会条例第3条の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

選任いただきます委員は、議案書にございますように各財産区それぞれ7名でございます。いずれの方々も人格高潔にして経験豊富であり、財産区管理委員として適任であると考えまして選任することにいたしましたわけでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第81号 教育委員会委員の任命につきましては、現委員であります河村正孝さんの任期が9月30日に満了となるため、その後任に月村時子さんを任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでご

ざいます。

月村時子さんにつきましては、横浜市内の幼稚園にて8年間教諭として勤務された後、御結婚後、昭和52年より可児市久々利柿下入会にお住まいでございまして、久々利保育園、東明小学校、中部中学校の保護者会、PTA役員を歴任され、人格は高潔にして温厚篤実、その識見と指導力は高く評価されております。

本市におきましては、初めての女性教育委員として、女性の視点、立場から教育行政に御助言、御尽力をいただくべく教育委員の職に適任であると考えますので、何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

また、このたび任期満了となられます河村委員さんにおかれましては、教育委員として豊富な人間育成、学習思想の高揚に御尽力いただき、市政並びに教育行政の進展に果たされました功績はまことに多大なものがあると存じます。厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも末永く御健勝であられますよう心からお祈りいたします。

以上をもちまして、財産区管理委員の選任及び教育委員の任命につきましての提案説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（奥田俊昭君） 以上で提案説明は終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、議題となっております案件については委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第77号から議案第81号までの5議案について一括採決いたします。

お諮りいたします。これら議案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、これら5案件については原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長 山田 豊君。

市長（山田 豊君） 平成7年第4回可児市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月6日より本日まで、本会議並びに各委員会を通じまして、長期間にわたり慎重な御審議を賜りました議員各位の御労苦に対しまして、心より感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、本日、本年度の補正予算案を初め各種重要案件を原案どおり御

議決賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案審議の中で種々賜りました各位の御意見、御教示については、十分にこれを尊重し、検討を重ねまして、今後の市政運営に反映してまいりたいと思う次第でございます。

順調な進展を続けております本市ではございますが、まだまだ都市街路、公共下水道、区画整理等の都市基盤整備、生活環境施設の整備・充実、住みよい福祉のまちづくり、生涯学習体制整備など、極めて重要な事業が山積いたしております。厳しい行財政環境の中、これら課題の解決に向けて全庁一丸となって事業の円滑な推進を図ってまいる所存でございますので、議員皆様におかれましても何とぞ一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

朝夕めっきり涼しくなりましたが、何かと行事が多く多忙な時期でございます。議員皆様方におかれましてはくれぐれも御自愛いただきまして、一層の御健勝を心からお祈り申し上げ、第4回定例会の閉会に際しましてのごあいさつといたします。

---

#### 閉会の宣告

議長（奥田俊昭君） それでは、これをもちまして平成7年第4回可児市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりましてまことに御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前10時10分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成7年9月25日

可児市議会議長 奥 田 俊 昭

署 名 議 員 河 村 恭 輔

署 名 議 員 渡 辺 重 造